

第1節 総 則

第1 防災協働社会の形成推進

1 基本方針

- (1) 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。その際、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ、一体的に災害対策を推進する。
- (2) 最新の科学的知見に基づき、起こりうる災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。
- (3) 自然災害からの安全・安心を得るため、行政による公助はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助に努めるとともに、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築する。
- (4) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるとともに、町、住民、事業者、自主防災組織、ボランティア等は、その責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努める。

2 「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進

- (1) 県は、市町村、防災関係団体、事業者、学校、有識者等で構成する「災害から命を守る岐阜県民運動」を推進する組織を設置する。
- (2) 町は、県と連携し、「想定外の常態化」ともいうべき自然災害の現状を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても県民の命を守り、命をつなげるためには、「自助」、「共助」によるソフトパワーの底上げが必要であり、ハザードマップを「知る・学ぶ」、防災訓練に「参加する」など具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、「災害から命を守る岐阜県民運動」として全世代に向け展開していく。

3 災害被害の軽減に向けた自発的な防災活動の推進

町は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。また、各主体が連携して防災活動

に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図る。

4 男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立

町は、多様な視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努める。

また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局等の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局等が連携し明確化しておくよう努める。

5 関係機関と連携した防災対策の整備

町は、平常時から県、関係機関及び企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

6 罹災証明書の発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部署と応急危険度判定担当部署とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

7 感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進

町は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

8 デジタル技術を活用した防災対策の推進

町及び県及び防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努める。

第2 防災業務施設・設備等の整備

1 気象等観測施設・設備等

町は、県等と連携して、気象等の自然現象の観測等に必要な気象等観測施設・設備を整備し、観測体制の充実、強化を図るとともに、取得した観測情報等を関係機関に提供する。

(注) 気象業務法(昭和27年法律第165号)では、気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象観測を行う場合には、国土交通省令で定める技術上の基準に従って、気象庁長官の登録を受けた者が行う検定に合格した気象測器でなければ、使用してはならない。また、観測施設を設置した場合は、その旨を届け出なければならない。

2 消防施設・設備等

町は、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより、有事の際の即応体制の確立を期する。

特に、特殊火災(危険物施設等)に対処するため、化学車、はしご車、化学消火薬剤等の資機材の整備を図る。

3 通信施設・設備等

(1) 町は、防災に関する情報の収集・伝達等の迅速化を図るため、集落、他の市町村、県、防災関係機関との間における情報連絡網の整備を図る。

(2) 町は、有線通信が途絶した場合でも通信を確保するため、無線通信施設等を整備し、その機能の充実と交信範囲の充実及び信頼性の向上に努める。

(3) 町は、通信施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め、通信連絡機能の維持を図る。

(4) 町は、県と連携し、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

4 水防施設・設備等

町は、重要水防区域、危険箇所等について把握し、水防活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資機材を備蓄する。

5 救助施設・設備等

町は、人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架・救命胴衣等の救助用資機材及び乾パン・飯缶等の救助用食糧、生活必需品等の物資について有効・適切に活用・運用できるように、整備、改善及び点検を実施する。

6 災害対策本部機能の強化推進

町は、役場庁舎について、災害対策活動の中核拠点として、迅速・的確な指揮指令機能を有する災害対策機能の強化を推進するとともに、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

また、災害情報を一元的に把握し、共有することできる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

7 迅速な参集体制の整備

(1) 職員の動員・配備体制の強化

災害時に速やかに応急対策体制を確保するには、勤務時間内外を問わず職員の迅速な参集が不可欠であり、災害時の監視及び災害情報の迅速な収集・伝達体制等を確保するため、職員の徒歩等による参集時間・参集ルートの事前確認を実施するなど、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、より迅速な職員参集体制の整備を推進する。

その際、専門的知見を有する防災職員の確保及び育成、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の職場近傍での宿舍の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討する。

(2) 初動時の臨時配備体制

ア 職員は、災害発生当初は最寄りの本庁、自治会館又は公共施設へ登庁し、情報収集を行う。

イ 当該庁舎の所管区域内に甚大な被害発生（おそれ）がある場合はそのままとどまり、本部又は支部の一員として初期の緊急対策に当たる。また、周辺で災害発生の場合参集できる者をあらかじめ把握し、臨時体制を整備する。

8 防災拠点施設の整備

町は、大規模災害時に町内の迅速な災害対策活動のため、次の機能を有する防災拠点施設の指定を行う。

(1) 救助活動拠点

県外から派遣される多数の警察、消防、自衛隊等の救助部隊を受け入れるための拠点

(2) 地域内輸送拠点

県外から、又は市町村域を越えて届く多種・大量の支援物資を被災地に効率的に配分するための拠点

(3) ライフライン復旧活動拠点

電気、上下水道等のライフラインの寸断が広域になった場合、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域応援体制等）の確保のための拠点

(4) 各地区の活動拠点

住民による自主防災活動を実施するためのコミュニティ防災拠点（自治会等に1か所ぐらい）及び地域防災拠点（小中学校区ごとに1か所ぐらい）

(5) 緊急離着陸場の選定

町は、道路の損傷により陸上輸送が不可能となった場合のヘリコプターによる空輸、あるいはヘリコプターによる救急・救助等の空中消火の基地として、ヘリコプターの離着陸の可能な空地を選定・確保し、緊急離着陸場を設ける。（資料6－1参照）

(6) ヘリポート等の整備

町は、ヘリコプターが災害時のみならず訓練、広報等においても常時使用できるヘリポート、飛行場外離着陸場（ヘリストップ）の整備促進に努めるほか、緊急離着陸場においてもヘリコプターが安全に離着陸できるように、周囲に障害物となるものが生じないよう維持管理に努める。

9 複合災害対策

- (1) 町は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実させる。
- (2) 町は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。
- (3) 町は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

10 その他施設・設備等

町は、被災した道路・河川等の復旧等に必要な資機材の調達方法を検討する。

また、特に防災活動上必要な公共施設、避難所に指定されている施設等の防災点検を定期的実施するとともに、あらかじめ輸送ルートの確保計画を策定する。

第3 災害に強いまちづくり

1 総合的な防災・減災対策

町は、まちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

また、気候変動による更なる水害リスクの増大に備え、流域全体で被害を軽減する「流域治水」を促進する。

2 安全性の確保の促進

町は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

第2節 防災思想・防災知識の普及

災害を最小限に食い止めるには、町、県、防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが、日ごろから「自らの生命は自ら守る」、「みんなの地域はみんなで守る」という基本理念と正しい防災知識を身に付け、食料、飲料水の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がけることが必要である。このため、生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図るとともに、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門機関（気象庁等）や専門家（気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

また、「超」広域災害や、複数の災害が同時に発生するような災害が起こり得ることを周知し、それらの災害に対する備えの必要性を併せて啓発する。

なお、その際には、乳幼児、重篤な重病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

1 住民に対する防災教育

町は、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断をもって行動できるよう、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。

また、防災知識の普及に当たっては、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得る。特に要配慮者に十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努める。

さらに、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

(1) 啓発の内容

ア 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）及び各個人にとって最も重要なもの（常備薬、コンタクトレンズ、インシュリン、医療器具など）をまとめておくこと、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

- イ 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- ウ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- エ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- オ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- カ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルール の 取決め等）の整備
- キ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- ク 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

(2) 啓発の方法

- ア 広報「養老」、パンフレット、ポスター、ハザードマップ等の利用
- イ テレビ、ラジオ、新聞、ビデオテープの利用
- ウ 広報車の利用
- エ 講演会、講習会の実施
- オ 防災訓練の実施
- カ 防災アプリ及びあんしん防災ネットの登録促進

2 職員に対する教育

職員としての的確かつ円滑な防災対策を推進するために、地域における防災活動に率先して参加させるとともに、次の事項について、研修会等を通じ教育を行う。

- (1) 気象災害に関する基礎知識
- (2) 災害の種別と特性
- (3) 養老町地域防災計画と町の防災対策に関する知識
- (4) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (6) 家庭及び地域における防災対策
- (7) 防災対策の課題

なお、上記(4)及び(5)については、毎年度町所属職員に対し、十分に周知する。

また、各課等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれ定められた事項について職員の教育を行う。

3 教職員及び児童生徒に対する教育

教育委員会は、学校長に対し、町職員に準じて教職員への教育を行うよう指導するとともに、学校安全計画に、災害に関する必要な事項（防災組織、分担等）を定め、児童生徒が災害に関する基礎的、基本的事項を理解し、思考力、判断力を高め、意思決定し、適切な行動ができるよう安全教育等の徹底を指導する。

第3節 防災訓練

災害時に、県・関係機関及び地域住民等と連携を図りながら、初動体制、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災知識の普及、高揚を図ることを目的として、ハザードマップ等を十分に活用し、図上又は現地において計画的、継続的に防災訓練を実施する。

1 訓練方法

町、防災関係機関、防災上重要な施設の管理者等が訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、水害、火災等それぞれの地域（施設）において発生が予想される被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

(1) 応急対策体制の確認、評価等

防災訓練を通じて、各関係機関の組織体制の確認、評価等を実施し、危機管理体制の実効性について検証するとともに、各関係機関相互協力の円滑化を図る。

(2) 住民の防災意識の高揚

住民一人ひとりが防災訓練に際して、日常及び災害時に「自らが何をすべきか」を考え、危機（自然災害、事故等）に対して十分な準備を講ずることができるよう実践的な訓練により防災意識の高揚と知識向上を図る。

(3) 要配慮者等の配慮

要配慮者に十分配慮し、地域で支援する体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に立った配慮が十分行われるよう努める。

(4) 感染症対策への配慮

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を積極的に実施する。

2 総合訓練

町は、各部門別応急対策実施機関等と合同して、毎年1回程度災害が予想される季節前等において、おおむね次の対策を総合して地域住民とが一体となった訓練を実施する。

訓練科目	訓練実施機関
警報等伝達訓練	関係防災機関等
通信訓練	非常通信協議会、その他通信機関
避難訓練	町、警察、消防本部、消防団等

救 出 訓 練	警察、消防本部、消防団、自衛隊
医 療 訓 練	保健所及び民間医療機関
炊き出しその他救助訓練	奉仕団体、自主防災組織等
消 防 、 水 防 訓 練	消防本部、消防団等
広 域 応 援 訓 練	応援協定締結機関
そ の 他 訓 練	関係機関

3 水防訓練

町、消防機関及び水防管理団体は、水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により訓練を実施するほか、関係団体が合同して行う訓練に参加して実施する。

(1) 実施の期間

洪水が予想される時期前の最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

(2) 実施地域

浸水想定区域等洪水のおそれのある地域において実施する。

(3) 方 法

地区水防団ごとに定例訓練を実施するほか、随時幹部の水防工法その他関連する訓練と併せて講習会等を実施する。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時や土砂災害時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、遅滞なく、これを町長に報告する。また、作成した計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するとともに、実施した避難訓練について市長にその結果を報告するものとし、報告を受けた市長は訓練内容に係る助言・勧告を行うことができる。

浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

4 土砂災害対応訓練

町、消防機関は、土砂災害警戒区域を有する区域において訓練を実施し、警戒避難態勢の整備を図る。

5 消防訓練

町、消防団及び養老町消防本部は、消防計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ、県本部その他の団体、市町村と合同し、大規模な機動連合演習を実施する。

6 避難等救助訓練

町、消防団及び養老町消防本部は、避難救助等の関係機関と連携を保ちつつ、それぞれ関係の計画に基づき避難その他救助の円滑な遂行を図るため訓練を実施する。

なお、学校、社会福祉施設、工場、その他多数の者が出入りし、勤務又は居住する施設にあつては、収容者等の人命保護のため、特に避難施設を整備し、訓練を実施する。

また、社会福祉施設における訓練は、災害時の避難場所、避難（誘導）方法、その他細部に

わたる計画を施設管理者が策定し、年2回以上（児童福祉施設においては月1回）の避難訓練を消防機関等の協力を得て行う。うち、入所型の社会福祉施設においては、夜間又は夜間を想定した避難訓練を1回以上実施する。

7 地域住民の自主防災組織等による訓練

- (1) 各種災害の発生防止、又は軽減を図るため、地域住民の自主防災組織による情報の収集及び伝達、出火防止、初期消火、避難誘導及び応急訓練等の実施について指導する。
- (2) 本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時の避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

8 図上訓練

「岐阜県地震防災行動計画」に基づき、地域の災害履歴・危険箇所、要配慮者などの情報を共有する災害図上訓練（D I G（※））を次の要領により実施する。

(1) 自治会単位

比較的狭い範囲で実施することにより、隣近所の要配慮者（高齢者、障がい者など）の把握を図る。

(2) 小中学校校区単位

広範囲で実施することにより、避難所を取り巻く周辺状況の危険箇所の確認や、普段交流のない自治会同士の連絡を図る。

（※）「D I G（ディグ）」：Disaster（災害）Imagination（想像力）Game（ゲーム）の頭文字を取って名付けられたもので、住んでいる地域の避難所や、防災施設などを地域の人たちが参加して地図上で確認したり、災害が発生したという想定で、参加者全員でイメージトレーニングをするもの

9 訓練の検証

町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、防災関係機関との連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図り、訓練成果を取りまとめ、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講ずるとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第4節 自主防災組織の育成・強化

大規模災害が発生した場合、防災関係機関の活動の遅延・阻害が予想されることから、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連帯意識に基づく自主的な防災活動が不可欠である。このため、自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置促進と育成・強化を推進する。その際、女性の参画の促進に努める。

1 地域住民の自主防災組織

(1) 地域住民の自主防災組織づくりの推進

町は、災害時における自主防災組織の重要性についての認識を広め、地域住民の自主防災組織づくりを推進する。(資料1-4「養老町区防災組織設置要綱」参照)

(2) 地域住民に対する自主防災組織の重要性の啓発と参加を促す環境整備

町は、県、防災関係機関等と連携して、自主防災組織の重要性の啓発に努めるとともに、多様な世代が参加できるような環境を整備するよう努める。

(3) 消防OBのリーダー的役割による自主防災組織の育成、強化

町は、消防職団員OBのうちから地域消防防災活動協力員を任命し、その専門知識を生かした、地域に密着した指導により、町内会・自治会単位の自主防災組織の設立と活動の充実を図るとともに、地域において防災リーダーとなる防災士の育成を行う。

(4) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

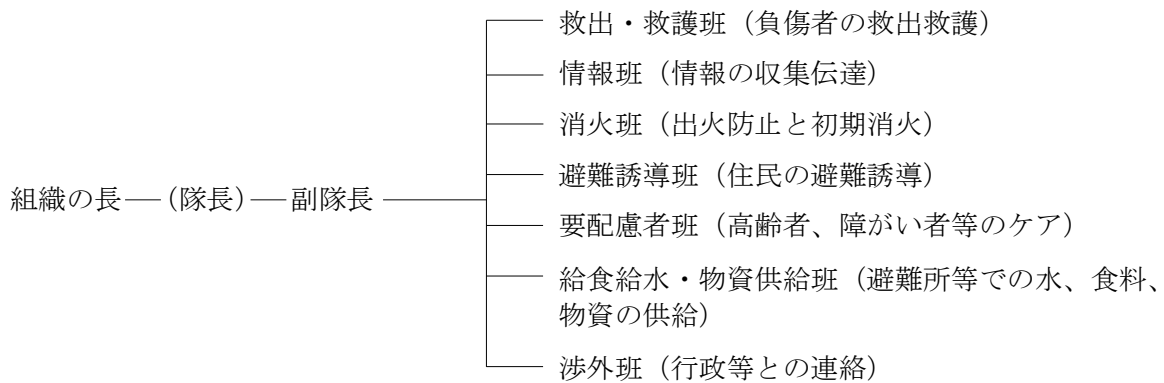
ア 町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

イ 町は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

ウ 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

エ 町は、機能別団員を含む消防団や地域コミュニティを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努める。

自主防災組織の組織（例）



自主防災組織の活動（例）

ア 平常時の活動

- ① 防災知識の習得・普及活動…講演会、ミニコミ紙発行
- ② 防災カルテ、防災地図の作成…地域の防災設備や災害危険性について、地図にまとめて住民に周知徹底
- ③ 防災訓練の実施…情報収集伝達、消火、避難、救出救護、給食給水・物資供給
- ④ 生活必需品、防災資機材の備蓄…災害直後に必要な生活必需品と初期防災活動に必要な資機材の備蓄
- ⑤ 防災点検の実施…「防災点検10ヵ条」の策定とそれに基づく点検
- ⑥ 地域内の他組織との連携…地域内の事業所、団体等との連携を密にし、総合的な自主防災活動推進

イ 災害時の活動

- ① 情報収集伝達…地域内の被害状況・被災者のニーズを町等へ報告、防災関係機関提供情報を住民に伝達
- ② 初期消火…消火器、バケツ、可搬式小型動力ポンプ等で初期消火
- ③ 救出救護…救出用資機材による生埋め者の救出、負傷者の応急手当、救護所等へ搬送
- ④ 避難誘導…避難指示の伝達、避難所・経路の安全確認、要配慮者の避難補助
- ⑤ 炊き出しや救助物資の配分の協力

(5) 自主防災組織の活動拠点の整備

ア 町は、自治会等に1か所の割合で自主防災組織の活動の拠点となる施設を定め、その整備に努める。（コミュニティ防災拠点）

イ 機能

- (7) 防災知識の習得・普及の場
- (4) 資機材、生活必需品等の備蓄
- (7) コミュニティの災害応急活動の拠点

(6) 防災備蓄倉庫の整備

ア 町は、自主防災組織の活動における補完の観点から消防庁消防防災設備事業の自主防災組織活性化事業を活用し、防災備蓄倉庫の設置と防災資機材の整備を実施（平成15年9月）しており、今後、更に充実を図っていく。

(7) 衛星携帯電話（3機）導入

災害時において電話（携帯電話含む。）が繋がりにくくなるなか、衛星携帯電話は、回線使用の量が少なく、平時と同様に繋がるメリットがある。

(4) 災害時用防災トイレの導入

阪神大震災等では、普及している水洗トイレが使用不能となり衛生上大変問題となった。この教訓から災害時には防災トイレが70～80人に1台が必要といわれている。本町では、平成19年までに30台を導入しており、役場倉庫及び各防災備蓄倉庫において備蓄している。

イ 備蓄倉庫の設置場所は、次表のとおりである。

なお、倉庫の保管資機材については、資料8－3参照のこと。

番 号	地 区	設置場所	所在地
①	高田・本部	養老町役場倉庫	高田832-1
②	養老	ふれあいセンター養老	石畑1560-7
③	広幡	広幡消防庫前	口ヶ島156
④	上多度	上多度公民館（自治会館）	小倉258-2
⑤	池辺	旧養老消防署南部分署	根古地堤塘無番地
⑥	笠郷	笠郷小学校	船附1150
⑦	小畑	養北小学校	飯田790
⑧	多芸西部	福祉センター	三神町345
⑨	多芸東部	多芸公民館（自治会館）	直江396
⑩	日吉	日吉公民館（自治会館）	中56
⑪	室原	室原ふれあい広場	室原574

(7) 研修の実施

ア 自主防災組織のリーダー研修

町、県、その他の防災関係機関等は連携して、自主防災組織のリーダーを中心とした研修を実施し、防災上の知識・技能の向上を図ることにより、自主防災組織の活動を充実する。

イ 各種団体における防災研修

町及び県は連携して、地域に根ざした各種の団体（老人クラブ、女性団体等）に対して、その構成員が自主防災組織のリーダーとして活動できるよう、防災に関する研修活動等に努めるよう指導する。

(8) 消防団、交番等との連携強化

町、県及び県警察は連携して、自主防災組織と地域の防災情報拠点である消防団及び交番・駐在所との連携強化に努め、迅速・的確な自主防災活動を推進するとともに、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

町は、地域住民の自主防災組織と女性防火クラブ、少年消防クラブ等他の自主的な防災組織との連携強化を図る。

(9) 自主防災組織用資機材整備の補助

町は、防災意識の高揚と自主防災組織の強化に寄与し、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」の精神を根付かせることを目的とするため、自主防災組織の行う資機材整備に対して経費の2分の1を補助する。ただし、限度額を20万円とする。（資料1－5「養老町自主防災組織防災用資機材整備費補助金交付要綱」参照）

2 事業所の自衛消防組織等

事業所は、家庭に比べて使用する火気使用設備・器具にしても、貯蔵又は取扱う危険物にしても質、量ともに大きく、被害拡大の危険性が高い。

また、不特定多数の者を収容する宿泊施設、文化施設、大型店等にあっては、災害時のパニック等による被害も予想される。

このため町は、事業所に対し次の事項について、それぞれの事業所の実情に応じて指導する。

- (1) 町及び防災関係機関の実施する防災事業に協力するとともに、その社会的責任を自覚し、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制の整備に努める。
- (2) 自ら防災施設や消防設備を整備するとともに、自衛消防組織等を充実、強化し、その活動能力を高めることにより、被害の軽減、防止に努める。

第5節 ボランティア活動の環境整備

災害時におけるボランティア活動の必要性、重要性から、町は、ボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備を図る必要がある。そのため、日本赤十字社岐阜県支部、養老町社会福祉協議会やボランティア団体との連携を図り、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保に努める。

1 ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、養老町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）、日本赤十字社岐阜県支部並びにNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行う。

町は、行政、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

2 ボランティアの組織化推進

町は、関係団体による連絡協議会等の設置を促進し、ボランティアの自主性を尊重した組織化を推進する。

3 災害ボランティアの登録

町は、町社協が行う、迅速・円滑な災害ボランティア活動を可能にするための受け入れ体制づくりについて、指導・支援する。また、ボランティアの登録状況について、把握しておく。

(1) 対象者

ア 18歳以上で災害ボランティア活動が可能なもの

イ 15歳以上18歳未満で次の条件を満たすもの

- (ア) グループの活動であること。
- (イ) グループに20歳以上の指導者がいること。
- (ウ) 原則として県内の活動に限ること。

(2) 登録後の活動要請

次の場合に、町社協からボランティア活動を要請する。

ア 災害が発生し、関係機関から派遣の要請があった場合

イ 災害が発生し、災害ボランティア活動が必要と認められる場合

4 ボランティア活動の推進

(1) ボランティアセンターの設置

町社協は、ボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、要請・研修、受け入れ側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図る。

なお、町は、ボランティアセンターの設置・運営について指導・支援をするとともに、ボランティアセンターの運営に積極的に参画する。

(2) ボランティアコーディネーターの設置

町社協は、災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターの設置、育成に努める。なお、町はボランティアコーディネーターの設置・育成について指導・支援する。

5 ボランティア活動拠点の整備

町は、災害救援ボランティア活動の拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の整備を図る。

6 廃棄物等に係る連絡体制の構築

町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、町は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努める。

第６節 広域応援体制の整備

大規模災害時にあっては、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定されることから、他地域からの応援が必要である。被災地においては、混乱により応援についての十分な事務処理ができない場合があるので、事前にこれを想定し、きめ細かい取り決めをした広域応援体制を多重的に整備する。

１ 広域相互応援

- (1) 大規模災害時における他地方公共団体との受援、応援の相互応援に関して検討する。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。
- (2) 岐阜県が中部９県１市と相互応援協定を締結していることから、協定県内の市町村の応援を県に要請する。

２ 県内相互応援

(1) 広域消防相互応援体制

町は、消防組織法第39条の規定に基づき消防に関し、相互に応援するため「岐阜県広域消防相互応援協定書」（資料２－３参照）を締結している。

(2) 県広域防災相互応援体制

町は、災害対策基本法第67条の規定に基づき、災害時の応急措置に関し、他の市町村の応援を要求できるが、要求に基づかない自主的な相互応援をするため、県内全市町村による「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書」（資料２－１参照）を締結している。

３ その他の応援体制

(1) 広域航空消防応援

町は、消防組織法第44条の規定に基づき、他の都道府県の市町村にヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請できる。

(2) 広域緊急援助隊

県公安委員会は、警察法第60条第１項の規定に基づき、警察庁又は他の都道府県警察に対して援助を要求する。

(3) 緊急消防援助隊

町は、消防組織法第44条第１項の規定に基づき、救助活動、消火活動を実施する部隊の応援を知事を通して消防庁長官に対して要請する。

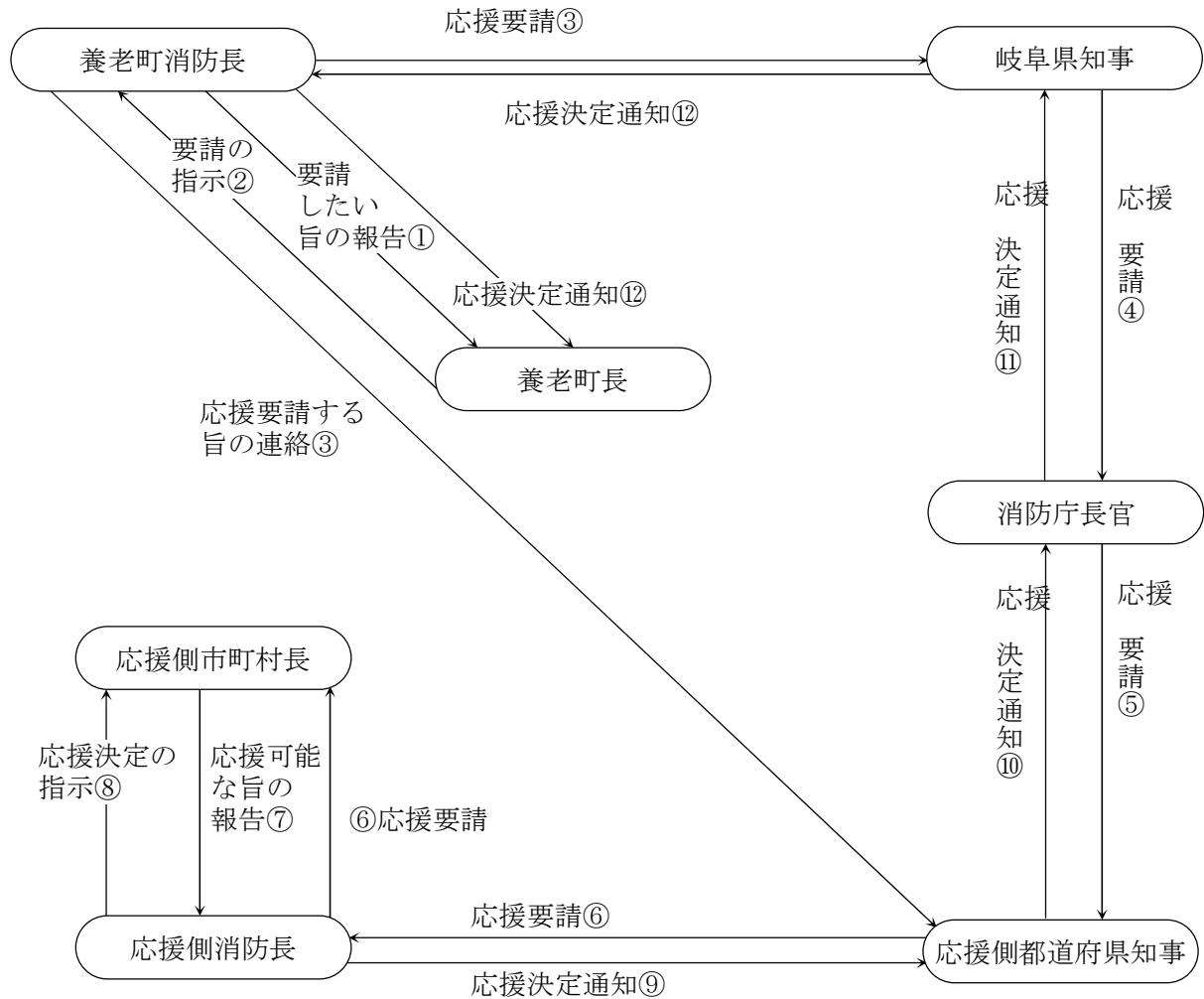
緊急消防援助隊の応援を受ける場合の必要な事項は、「岐阜県緊急消防援助隊受援計画」による。

(4) 広域応援部隊活動拠点

町は県において策定された「岐阜県災害時広域受援計画」にて指定された活動拠点候補地（資料２－14参照）より活動拠点を指定し、応援部隊の受け入れを行うとともに、資機材を

確保し、応援部隊と連携し各種活動を行う。

広域航空消防応援の要請ルート
(ヘリを保有する都道府県及び市町村の場合)



第7節 防災通信設備等の整備

大規模な災害に備え、町は、情報収集・伝達手段として無線、有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期する。

このため、町は、県及び防災関係機関と連携し、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めておく。

1 防災通信網の整備

(1) 養老町防災行政無線

住民に対する災害広報を即時にかつ一斉に実施するための同報無線通信施設、災害現地、集落等との通信を確保するための移動無線通信施設及び市町村と防災関係機関との間の通信を確保するための地域防災無線通信施設の整備拡充に努める。(資料3-4、3-5参照)

(2) 警察、消防その他の防災関係機関の防災用無線

警察、消防その他の防災関係機関は、それぞれ通信の確保を図るため、防災用無線の整備拡充を図る。

(3) 防災相互通信用無線等

町及び防災関係機関は、災害現地において、相互の連絡を密にし、災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、防災相互通信用無線局の整備に努める。

また、消防本部は、消防機関相互間の連絡を密にするため消防無線の共通波を備えた無線局を整備するよう努める。

(4) 非常時の通信体制の整備

町及び防災関係機関は、災害時等に、加入電話又は自己の所有する無線通信施設等が使用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、東海地方非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の総点検、非常通信の円滑な運用に努める。

※非常通信（電波法第52条）

地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

(5) その他通信網

町は、通信の途絶を回避するため、通信手段の確保に努める。

ア 移動体通信（携帯電話・自動車電話）

移動体通信のサービス未提供地域の解消に向け、関係機関と連携を図り整備促進に努め

るとともに、町が貸与した携帯電話を活用する。

イ アマチュア無線

(一社)日本アマチュア無線連盟岐阜県支部と県との災害時応援協定を検討するなど、アマチュア無線の活用体制を整備する。

ウ インターネット等

町は、住民等へ被災情報、避難所情報、安否情報、支援情報等を提供するため、インターネット等(情報システム)を活用した防災アプリやあんしん防災ネットを整備している。

エ タクシー無線

東海自動車無線協会等の協力を得て、タクシー無線による情報の収集を図る。

オ その他通信システムを作動させるための人的・物的備え

町及び防災関係機関は、緊急発電設備等を多重的に整備するとともに、要員の緊急体制を多重的に整える。

(6) 災害現場からの情報収集

町は、あらかじめ、災害現場へ情報収集に当たる職員を指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、また、小型無人機(ドローン)等の機材を整備するなど、災害現場情報等の収集に努める。

2 情報の収集・伝達体制の整備

(1) 災害現場からの情報収集体制

町は、災害現場に赴き情報収集に当たる職員をあらかじめ、指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、災害現場情報等の収集体制を整備する。

(2) 情報収集・連絡システム

ア 町は、画像監視カメラ、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等、情報収集や連絡のシステムの整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、CATV、Lアラート(災害情報共有システム)等の活用による警報等の伝達手段の多重化、多様化に努める。

イ 町は、Lアラート(災害情報共有システム)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

3 要配慮者利用施設への伝達

要配慮者利用施設においては、避難等に時間を要すると考えられるため、養老町防災行政無線戸別受信機を設置し、迅速な情報伝達に努める。

なお、設置済みの要配慮者利用施設は下記のとおりである。

No	施設名称	所在地	電話番号	浸水想定	土砂災害
1	養老こども園	高田231-1	32-0913	○	
2	広幡こども園	口ヶ島191-1	32-1621	○	
3	船附こども園	船附1149-4	35-2129	○	
4	養北こども園	飯田219	34-1474	○	

5	日吉こども園	宇田66	34-1010		
6	ようろう保育園	養老公園1276-1	34-2558		○
7	めぐみ保育園	小倉930-8	32-0393		○
8	池辺こども園	瑞穂130-3	37-2106	○	
9	下笠保育園	下笠1171-1	35-2128	○	
10	養老小学校	石畑660	32-0084		
11	広幡小学校	口ヶ島196-2	32-1620	○	
12	上多度小学校	小倉415	32-1604		○
13	池辺小学校	大巻1140	37-2138	○	
14	笠郷小学校	船附1150	35-2108	○	
15	養北小学校	飯田265	32-0598	○	
16	日吉小学校	中138	32-0413		
17	高田中学校	高田3879-4	32-0172	○	
18	東部中学校	下笠2769	35-2107	○	
19	老人福祉センター	高田79-2	34-0066	○	
20	そよかぜ高田教室	高田798-2	34-0900	○	
21	そよかぜ飯田教室	飯田225-1	32-9001	○	
22	特別養護老人ホーム白鶴荘	柏尾463-1	32-1211		
23	養老の郷	押越700-1	33-0510	○	
24	ハートサービス・養老ショートステイ	高田1176	33-0810	○	
25	れんげの家	高田789-1	32-1588	○	
26	第2れんげの家	高田789-1	34-3755	○	
27	特別養護老人ホーム八幡の杜	押越466-1	84-4100	○	
28	特別養護老人ホーム養老長屋	押越544-1	33-1170	○	
29	山口デイサービスセンター	押越692-1	32-2800	○	
30	デイサービスセンター養老「福寿苑」	石畑1247-2	34-3011	○	
31	ショートにしみの	石畑1355-2	33-1521		
32	デイサービスかがやき	石畑409	34-3936	○	
33	グループホームおあしす養老	京ヶ脇1609-10	34-1199		○
34	デイケアかがやき	大跡534	34-3967	○	
35	デイサービス空	鷺巣821-6	76-5378	○	○
36	グループホームうれし家	鷺巣1125-17	33-1165		
37	デイサービス小倉屋	小倉414-1	84-8865		○
38	こすもすケアセンター	有尾39	33-2137	○	
39	デイサービスこすもす花畑	有尾37	33-2137	○	
40	グループホームこすもすの森	有尾88	34-2911	○	
41	はぐみ ふなやす支所	瑞穂808	84-7077	○	
42	在宅リハビリセンター天音の里	船附1344	35-3332	○	
43	在宅リハビリセンター天の星	船附1344	35-3331	○	
44	ケアサポート柚子養老	船附1421	36-0035	○	

45	たかのデイサービスセンター	大坪239-1	33-2207	○	
46	ハウス希望 金屋事業所	金屋79-2	32-0088	○	
47	かなやデイサービスセンター	金屋99-1	71-6581	○	
48	グループホームくるみ	色目1018	34-3808	○	
49	ハウス希望 島田グループホーム	高田7321	32-0088	○	
50	西美濃厚生病院	押越986	32-1611		
51	養老整形外科クリニック	大跡986	34-3946	○	

上記の施設への洪水予報等の伝達は、養老町防災行政無線戸別受信機のほか、電話、広報車、伝令、テレビ、ラジオ等2以上の方法を併用する等その万全を期する。

第8節 火災予防対策・林野火災予防対策

火災の発生を防止し、火災による被害の軽減を図るための平常時における火災予防に関する対策及び林野における煙草、たき火等火の不始末による火災を予防するための対策は、別に定める「養老町消防計画」の定めるところによるほか、次のとおりとする。

1 火災予防の指導強化

(1) 住民に対する指導

町は、地域住民の自主防災組織、女性防火クラブ、少年消防クラブ等火災予防に関する各種団体の育成を図るとともに、住民に対し、火災防止思想の普及を図るため次の指導を行う。

ア 火気使用器具の使用法、転倒・落下防止、周囲の整理整頓を指導する。

イ 初期消火の重要性の啓発、各家庭、事業所等での消火器・消火用水の基準とその使用法を指導する。

ウ 火災予防条例の周知・徹底に努める。

(2) 防火対象物の管理者に対する指導

町は、防火対象物の関係者に対し、次の指導等を行う。

ア 防火対象物及び消防設備の耐震性の確保を指導する。

イ 消防法に規定する防火対象物について防火管理者を選任させ、災害対策を含めた消防計画の作成を指導する。

消防法に規定のない事業所についても、消防計画に準じた計画作成を指導する。

ウ 火気使用器具の使用法、転倒・落下防止、周囲の整理整頓を指導する。

エ 消防用設備の設置、整備点検とその使用法を指導する。

オ 防火対象物の予防査察を計画的に実施し、防火対象物の状況を把握するとともに火災発生危険の排除に努め、火災予防対策の万全な指導を行う。

カ 防火対象物の状況を把握し、地震時に火災発生のおそれのある物件等の発見に努め、関係者に対し万全を期するよう指導する。

キ 建築基準法の規定による消防同意制度を効果的に運用し、建築あるいは増築の段階での火災予防の徹底を図る。

(3) 初期消火体制の確立

町は、各家庭等で消火しきれない火災について、自主防災組織等で初期消火活動を行えるよう、次のとおり整備し指導する。

ア 街頭消火器を設置するとともに、その使用法を指導する。

イ 自主防災組織用の可搬式動力ポンプ、水槽等を整備するとともに、その使用法及び組織的消火活動を指導する。

2 消防力の整備強化

(1) 消防力の強化

町は、消防力の整備指針に適合するよう消防組織の充実強化及び消防施設の整備増強を図ることはもとより、地震が発生した場合の道路交通の阻害、同時多発災害の発生等に対応できる消防力の整備に努める（資料5－1～5－3）。

ア 養老町消防施設整備計画に基づき、消防施設の整備拡充と消防職員、消防団員の確保に努めるとともに、防災拠点となる消防庁舎の耐震化に努める。

イ 必要に応じ次の資機材等の整備に努める。

(7) 消防団、自主防災組織等への小型動力ポンプ、救助用資機材（鋸、バール等）等の整備

(4) 生埋め者の発見救出等のための資機材（油圧救助機具、画像探索機等）の整備

(7) 輻輳する情報を迅速に収集、伝達できる通信体制の整備。

ウ 救出活動を阻害する瓦礫、土砂、コンクリート等の除去のため、大型建設機械の要請について、関係団体との協力体制を確保しておく。

エ 同時多発災害時には町の消防力だけでは対応できないので、住民による自主防災組織等の育成強化に努める。

(7) 自主防災組織の設置及び防災資機材の配備

(4) 消防職員、消防団OBを活用した「地域防災活動協力員」等指導者の育成

(7) 自主防災意識の普及及び初期消火、応急救護、防災資機材の取扱訓練の実施

(2) 消防水利等の確保

町は、消防水利の基準に適合するよう消防水利の適正配置と同時多発火災、消火栓使用不能事態等に備え水利の多様化を図る。

ア 防火水槽及び耐震性貯水槽の整備を図る。

イ 緊急水利として利用できる河川、池、プール等を把握しておき、水利の多様化を図る。

ウ 長時間放水時の水を確保するため、必要に応じ水を輸送できる民間車両（例えば散水車、ミキサー車等）の利用について関係団体と協議しておく。

第9節 水害予防対策

水害の発生予防及び被害の拡大を防止するため、町は、関係機関と協力して、水防要員の確保と水防資機材の備蓄に努めるほか、未改修河川の整備促進を図る。

1 水害予防対策

(1) 河川改修事業

牧田川をはじめとする河川改修及び堤防の強化を進める。

(2) 集中豪雨対策

短期間での多量の降雨に対処するために、町内の幹線排水路の雨水渠整備を進める。

(3) 水防資機材の点検整備

水防資機材の点検を定期的に行うとともに、異常降雨に伴って河川の水位が上昇しているときは、河川の監視の結果や出水状況に応じて、水防作業のしやすい位置に資機材の配備を行う。

2 指定緊急避難場所の指定

町は、指定緊急避難場所について、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定する。

3 水害リスクの開示

町は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める。

また、町は、県管理河川において、県が行う水害の危険性が高い地区の情報（水害危険情報図等）や避難判断の参考となる水位情報を活用し、水害の発生に備えたタイムライン及び想定される最大規模の降雨を対象としたハザードマップを策定する。

なお、タイムライン策定に当たっては、避難所開設における感染症対策に要する時間を考慮する。

4 防災知識の普及

(1) 町及び防災関係機関等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

(2) 町は、地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、一般住民向けの専

門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

(3) 町は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

(4) 町は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味やとるべき行動を直感的に理解できるような取組を推進する。

(5) 町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

(6) 町は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう次の施策を講じる。

ア 浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域、家屋の倒壊等が想定される区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

イ 中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関と連携しつつ作成・検討を行う。

ウ ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクを正しく理解し、住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として自宅の安全な場所や親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

5 水防計画

このほか水害予防のため必要な計画は、別途定める「養老町水防計画」による。

第10節 湛水防排除対策

本町は、県南西部に位置し一級河川牧田川・揖斐川の合流点であり、かつ海拔0メートルと低く北西から南東に向かい緩傾斜をなしているため、暴風雨、集中豪雨等によって河川等の堤防が決壊したり溢水して住宅等が湛水する場合がある。このような場合、積極的に排水を行わないと長期間湛水状態が継続し、住民生活に重大な支障を及ぼすおそれがあるため、湛水の排除事業の促進をしなければならない。

町内の湛水予想される地域は、山麓地帯を含む北西部を除き、笠郷、池辺、上多度（三郷地域）、広幡等広範囲と考えられる。

町は、平成31年3月にハザードマップを作成し町内全戸に配布して、住民への水害時の避難の判断材料として役立てられるよう啓発に努めている。

1 湛水排除体制

水門、樋門、樋管、その他の河川に設置されている工作物については、次の諸事項に留意して、点検及び整備を行い、危険と思われる箇所については速やかに補強工事その他の適切な措置を講ずる。

(1) 樋門、樋管等について

- ア ゲートの開閉状況
- イ 取付護岸（根固めを含む）の維持状況
- ウ 下流側の河床洗掘の状況
- エ 管理体制の状況

出水時及び平常時における操作人数の配置計画、操作要領等の確認並びに降雨等の気象関係等の通報連絡状況

(2) 排水機場等について

- ア ポンプの作動状況
- イ 給水槽、吐出水槽、除塵機等の維持状況
- ウ 下流側の河床洗掘の状況
- エ 管理体制の状況

出水時及び平常時における操作人数の配置計画、操作要領等の確認並びに降雨等の気象関係等の通報連絡状況

2 計 画

湛水の原因は、河川改修等の進歩に伴う洪水流量及び洪水継続時間の増大、到達時間の短縮並びに河床の上昇等が考えられるが、これらの地理的条件の変化に対応するため、排水機場の新設あるいは増設の必要に迫られており、その対策事業として排水機場の整備拡充を図り、また、金草川排水機場のポンプ増設促進を推進している。

第11節 観光施設等予防対策

町内には、宿泊休養施設や運動施設等（以下「観光施設」という。）が存在しており、その利用者の安全を図るため、災害時に備えた体制の整備に努める。

1 観光施設に対する指導

町は、利用者の安全を図るため、観光施設の経営者・管理者に対して、次の対策を講ずるよう指導する。

(1) 防災体制の整備

ア 観光施設の管理者は、法令に基づき消防計画及び防災計画を策定し、訓練等を実施して、観光客等の安全確保に努める。

イ 施設ごとに防災責任者を定め、平常時から危険箇所の点検を行うとともに、救助その他の組織を整備しておく。また、可能な限り滞留旅客の把握及びその情報の保全に努め、災害時に備える。

(2) 気象予警報等の把握と避難体制

テレビ、ラジオ等の放送で災害に関する気象状況の把握に努め、観光施設の利用者に周知徹底を図るとともに、町と緊密な連携の下に、緊急時における避難誘導方法等を定める。また、「避難の心得」、「避難順路」等を標示して、利用者の早期避難に資する。

2 観光客・旅行者等の安全確保

観光施設の経営者又は管理者は、地理的に不案内な観光客、旅行者等が災害に遭遇した場合を想定して、次の点に留意して安全確保対策を推進する。

(1) 標識の設置

避難所・避難経路等の標識を容易に判断できるよう整備する。

(2) 避難誘導

旅館等の宿泊施設における情報提供体制、避難誘導体制の確立を図る。

(3) 防災備蓄

各施設において、食料・水・医薬品等の防災備蓄整備を行う。

3 観光施設との連絡体制等の整備

(1) 町は、町内の観光協会等を通じて、観光施設との連絡体制を整備するとともに、災害時に町長が発令する避難指示等が適切に伝達されるよう、あらかじめその調整を図る。

(2) 町が気象予警報等の情報を覚知した場合は、町内の観光協会等を通じて、観光施設に伝達できるよう、情報伝達体制の整備に努める。

第12節 避難対策

災害が発生し、又は発生するおそれのある区域の住民等は、速やかに危険な場所から避難することが何よりも大切であり、安全、迅速な避難のための方策を講ずる必要がある。また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測され、質的にも量的にも整備された避難所を確保しておく必要がある。

また、避難路の安全を確保し、避難誘導體制を整備するとともに、避難所における良好な生活環境の確保に努める。

1 避難計画の策定

- (1) 町は、避難情報の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、計画に沿った避難支援を行う。
- (2) 防災訓練の実施や各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講ずる。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をするとともに、住民が防災訓練等において直接活用できるように配慮することにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。
- (3) 町は、住民等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努める。「災害・避難カード」は紙媒体のほか、デジタル版も活用し、その普及に努める。
- (4) 浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、本計画にその名称及び所在地を定められた主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画を作成し、町長に報告するとともに、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施する。

2 行政区域を越えた広域避難の調整

- (1) 町は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者

等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

- (2) 町は、県と連携し、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。
- (3) 町は、県と連携し、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制の整備に努める。

3 避難場所・避難所（資料4－1参照）

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。

また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用することに加え、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。指定避難所が使用不能となった場合に備え、ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努める。

農地を避難場所等として活用できるよう、農業者や関係団体との協定締結や当該農地における防災訓練の実施等に努める。

指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等に当たっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておく。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

(1) 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害及び二次災害のおそれのない安全区域内に立地する施設、又は構造上安全な施設等であって、災害時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定する。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

なお、指定緊急避難場所は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、近隣市町村に設ける。

(2) 指定避難所の指定

ア 指定避難所については、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指

定する。また、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進める。

イ 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。

また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会や地域住民等と調整を図る。

ウ 町が管理する施設以外の施設にあつては、その利用についての協定等をあらかじめ締結しておく。このため、県立大垣養老高等学校と非常災害時における学校開放に関する覚書（資料4-4参照）を交わし、非常時に備えている。

エ 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合は、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

(3) 福祉避難所の指定

ア 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

イ 町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

ウ 町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

エ 町は、前ウの公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

(4) 避難所の施設設備の整備

指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化、非常用燃料の確保、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、排水経路を含めた災害に強いトイレ等の整備や活用のほか、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

(5) 避難所における生活物資の確保

指定した避難所又はその近くで避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

(6) 避難所運営体制の整備

町、施設管理者、自主防災組織等の協議により、指定避難所ごとに次の事項について定めた避難所運営マニュアルを事前に策定し、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知

識等の普及に努めるとともに改善を図る。この際、住民等への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努める。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

ア 避難所開放・管理責任者

イ 避難者の自治組織（代表者、意思決定手続等）に係る事項

ウ 避難所生活の基本ルール

(7) 居住区画の設定・配分

(4) 共同生活上のルール（トイレ・ごみ処理等）

(7) プライバシーの保護等

エ 避難状況の確認方法

オ 避難者に対する情報伝達、避難者からの要望等の集約

カ その他避難所生活に必要な事項

キ 平常体制復帰のための対策

(7) 避難所開設状況の伝達

避難所が開設されていることを住民に伝達する手法について、あらかじめ定めておく。

4 広域避難場所の指定等の検討

町は、火災が延焼拡大した場合の避難場所として、避難所の中からあらかじめ広域避難場所を検討して定め、住民への周知に努める。

(1) 広域避難場所の整備

広域避難場所における避難者の安全を図るため、次のとおり施設整備を図る。

ア 周囲に防火帯となる樹木の植栽を推進する。

イ 消防用水、飲料水等の水利の確保を図るため、池、プール、貯水槽等の整備を図る。

ウ 負傷者等の応急救護が円滑に行えるよう救護所となり得る建築物の確保を図る。

(2) 広域避難場所標識の設置等

町は、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識を設置し、平素から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておく。

(3) 広域避難場所の選定基準

ア 面積は、おおむね10ha以上の空地等であること。

イ 輻射熱を考慮し、周囲の木造密集度に応じて木造地域から適当な間隔があること。

ウ 広域避難場所内の木造建築物の割合は総面積の2%未満であり、かつ散在していること。

エ 大規模ながけ崩れや浸水等の危険がないこと。

オ 大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5 %程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れていること。

5 避難路及び避難先の指定

町は、避難路及び避難先をあらかじめ指定し、日ごろから住民へ周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを生かした避難活動を促進する。

なお、避難路は通学路を兼ねるため、日ごろから通学路における危険箇所を把握し、安全を確保するための整備に努める。

6 高齢者等避難、避難指示等の基準の策定

(1) 町は、高齢者等避難、避難指示等について、国、県、水防管理者等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、国の「避難情報に関するガイドライン」に沿ったマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努める。

(2) 町は、マニュアル等に基づき、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する。

(3) 気象警報、避難情報を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくとともに、町長不在時における避難情報の発令について、その判断に遅れを生じることがないように、代理規定等を整備する。

町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、水位情報、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定する。

(4) 躊躇なく、避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど全庁を挙げた体制の構築に努める。

(5) 県は、実効性のある避難のあり方を検討し、町に対し、避難情報の基準の策定を支援するなど、町の防災体制確保に向けた支援を行う。

7 避難情報の助言に係る連絡体制

町は、避難情報の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

8 浸水想定区域における避難確保のための措置

(1) 町は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情

報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者、その他の者へ周知する。

- (2) 町は、町域の浸水想定区域について、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。
- (3) 町は、浸水想定区域内において、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として町が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定める。
- (4) 町は、(3)に該当する施設について、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。
- (5) 町は、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。
- (6) 町は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

9 土砂災害等に対する住民の警戒避難体制

- (1) 町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。
- (2) 面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難情報を発令できるよう発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直す。
- (3) 土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

10 避難に関する広報

- (1) 町は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや（土砂災害）ハザードマップ、広報紙、PR紙等を活用して、広報活動を実施する。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。併せて、デジタル技術等を活用した災害リスクの可視化や災害の疑似体験等、リアリティ、切迫感のある広報・啓発に努める。

- (2) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、指定緊急避難場所と指定

避難所の役割が違うこと、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日ごろから住民等への周知徹底に努める。

- (3) 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努め、町及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。
- (4) 避難情報が発令された場合の避難行動としては、安全な場所に移動する「立退き避難」が基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると住民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (5) 住民への周知にあたっては、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまった場合、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等するよう促す「緊急安全確保」が発令されることがあるが、これは避難し遅れた住民がとるべき次善の行動であり、必ずしも身の安全を確保できるとは限らないことから、そのような状況に至る前の警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難すべきことを強調しておく。

11 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、町は、県と連携し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等を推進する。

また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備を促したりするなど、帰宅困難者対策を行う。

12 避難所等におけるホームレスの受け入れ

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

13 避難情報の把握

町は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努める。

14 広域避難

町は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、平常時から広域避難の実施に

係る検討、他市町村や事業者等との協定締結、住民への周知に努める。

町は、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、住民等の生命又は身体を災害から保護するため、他の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、その住民等の受入について、県内の他の市町村に協議する。なお、他の都道府県の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、県に対し、他の都道府県と協議するよう求める。

町は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

15 感染症の自宅療養者等の避難

県及び岐阜市の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、自宅療養者等に対し、居住地が危険エリアに該当するかを事前にハザードマップ等により確認するよう周知するとともに、避難予定先の把握に努める。また、町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

第13節 必需物資の確保対策

大規模な災害が発生した直後の住民の生活を確保するため、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等及び防災資機材等の備蓄並びに調達体制の整備を推進するとともに、被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、輸送体制の整備を図る。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

1 食料及び生活必需品の確保

- (1) 町は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食料及び生活必需品を確保・供給するため、あらかじめ次の措置を講ずる。

ア 緊急食料及び生活必需品の調達・備蓄計画の策定（被災者、特に要配慮者等のニーズに十分配慮する。）

イ 町内における緊急物資流通在庫調査

ウ 緊急物資調達に関する機関、業者との調達協定の締結（大量調達が可能であり市中流通の混乱の少ない製造業者、卸売業者等を中心に、調達に関する協定を締結する。）

エ 緊急物資調達に関する相互応援協定の締結

オ 公共備蓄すべき物資の備蓄

カ 緊急物資の集積場所の選定

キ 住民、事業所等に対する緊急物資確保の啓発、指導

ク 炊き出し要請先リスト作成（学校給食施設、炊飯業者、外食事業者等の給食施設、自衛隊施設等）及び必要に応じ炊き出しに関する協定締結

- (2) 町は、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮し、例えば、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。

- (3) 住民は、次のとおり災害が発生した場合の緊急物資の確保に努める。

ア 3日間（推奨1週間）程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄（乳幼児、高齢者等の家族構成に配慮）

イ アのうち、非常持出品の準備（食料、防災用品（懐中電灯、携帯ラジオ、救急用品等））

ウ 自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進（協同備蓄の推進等）

- (4) 社会福祉施設、企業、事業所等は、利用者、入居者等の特性に応じた物資の備蓄に心掛ける。

2 飲料水の確保

- (1) 町は、災害が発生した場合の飲料水を確保するため、あらかじめ次の措置を講ずる。

ア 岐阜県水道災害相互応援協定（資料2－5参照）に基づく他の水道事業者からの応援給水を含む応急給水計画の作成

イ 応急給水用資機材等の整備（給水タンク、ろ過装置、給水車）

ウ 湧き水、井戸水等の把握

エ 応急復旧等に関する協定の締結（養老町水道設備協同組合と災害時における協力に関する協定書の締結（資料2－13参照））

オ 復旧資材の備蓄

カ 住民、事業所等に対する貯水、応援給水についての指導

- (2) 住民は、災害が発生した場合に備えて、次のとおり応急飲料水の確保に努める。

ア 家庭における貯水

(ア) 1人1日3Lを基準とし、世帯人数の3日分（推奨1週間）を目標に貯水する。

(イ) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。

(ウ) 貯水容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ及び破損しないものとする。

イ 自主防災組織を中心とする飲料水の確保

(ア) 給水班の編成

(イ) 地域の井戸、泉、河川、貯水槽等の水質調査等による飲料水の確保

ウ 応急給水用資機材の確保

ろ水器、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、ポリ袋、燃料等

3 防災資機材の整備

- (1) 情報連絡用資機材

町は、災害時等における住民への情報連絡のため、車載型拡声装置、ハンドマイク等の整備に努める。

- (2) 避難、救出、応急救護用資機材

町は、避難障害物除去、被災者の救出、傷病者の応急救護のため、チェンソー、エンジンカッター、可搬式ウインチ、救命ロープ、救急医療セット、担架、テント等の整備に努める。

- (3) 重機類借上げ等に関する協定の締結

養老町建友会と重機類及び要員の借上げ等に関する協定（資料2－7、2－8参照）を締結する。

- (4) 化学消火薬剤等（化学消火薬剤、空中消火薬剤等）の備蓄

- (5) その他の災害応急対策用資機材

防災関係機関は、その実情に応じて必要とするその他の災害応急対策用資機材の整備増強

に努める。

4 地域における防災資機材の整備

自主防災組織単位に防災資機材倉庫等を設置し、自主防災活動の充実に努める。

5 緊急輸送体制の整備

町は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

6 物資支援の事前準備

町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第14節 要配慮者・避難行動要支援者対策

近年の災害においては、乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者が災害時に犠牲となるケースが多くなっており、今後、高齢化によって要配慮者は益々増加することが予想される。町及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、県、関係団体、地域住民等の協力を得て、要配慮者の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制を調整する。

1 地域ぐるみの支援体制づくり

(1) 町計画

町は、町計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、町計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならない。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

(3) 避難行動要支援者名簿の提供

町は、町計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(4) 個別避難計画の作成

町は、町計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めなければならない。また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成する。

(5) 個別避難計画の更新

町は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、関係者と連携して、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

(6) 個別避難計画の提供

町は、町計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、当該計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、または、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(7) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への配慮

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

(8) 地区防災計画との整合と一体的な運用

町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(9) 避難行動要支援者の移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

2 避難行動要支援者計画

(1) 避難支援等関係者になる者

次の者を避難支援等関係者とする。

- ・消防機関
- ・警察機関
- ・民生委員児童委員
- ・社会福祉協議会
- ・自主防災組織
- ・その他町長が必要と認める避難支援等の実施に携わる関係者

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は以下の要件とする。

ア 介護保険認定者のうち要介護3以上5以下の者

イ 身体障害者手帳（1級・2級）の所持者（ただし、免疫機能障害者は除く。）

- ウ 療育手帳（Ａ・Ａ１・Ａ２）の所持者
- エ 精神障害者保健福祉手帳（１級）の所持者
- オ 75歳以上の独り暮らしの高齢者
- カ その他援助を必要とする者等、町長が必要と認めた者

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法は次のとおりとする。

ア 名簿に記載する個人情報

- ・氏名（ふりがな）
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・電話番号その他の連絡先（電話番号：固定電話、携帯電話）
- ・避難支援等を必要とする理由
- ・その他避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項

イ 個人情報の入手方法

- ・ 町は、避難行動要支援者名簿の作成に当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、町関係部局で把握している世帯情報及び要介護高齢者や障がい者の情報を集約する。なお、情報の集約に際しては要介護状態別区分や障がい種別、支援区分別に把握する。
- ・ 難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が名簿作成に必要な場合は、県知事その他の者に対して情報提供を求める。

(4) 名簿の更新に関する事項

町は、避難行動要支援者の異動などの情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を少なくとも１年に一度更新し、名簿の情報を最新の状態に保つ。

(5) 名簿提供に際し情報漏えいを防止するための措置

町は、避難行動要支援者名簿の提供に際しての情報漏えいを防止するため、避難支援等関係者に次の措置を講ずる。

ア 避難行動要支援者名簿には、秘匿性の高い個人情報が含まれるため、避難行動要支援者名簿は当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

イ 町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共用、利用されないよう努める。

ウ 災害対策基本法に基づき避難支援関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

エ 施錠可能な場所に避難行動要支援者名簿を保管するよう指導する。

オ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

カ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体の内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。

(6) 町が避難行動要支援者の円滑な避難のための立退きが行えるよう、次のとおり配慮を行う。

ア 高齢者等避難等の伝達

避難行動要支援者が避難を開始する目安となる高齢者等避難は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報である。避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、

- ・ 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること。
- ・ 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。
- ・ 高齢者や障がい者に合った必要な情報を選んで流すこと。

など、その情報伝達について特に配慮する。

イ 多様な手段の活用による情報伝達の実施

町は、緊急かつ確実な情報伝達が行えるよう、各種情報伝達の特性を踏まえ防災行政無線（戸別受信機）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用するなど複数の手段を有効に組み合わせて情報伝達を実施する。

また、避難行動要支援者の中には避難行動に必要な情報を入手できれば、自力で避難行動をとることができる者もいる。多様な情報伝達の手段を用いることは避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、町は多様な情報伝達の手段の確保に努める。

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど多様な手段を活用して情報伝達を行う。

(7) 避難支援等関係者への安全確保

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため、町は避難支援関係者等が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等が行えるよう避難支援等関係者の安全確保に十分配慮することとし、次のとおり配慮を行う。

ア 地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておく。

イ 避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておく。

ウ 避難支援等関係者の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で話し合ってルールを決め、計画を作り、周知する。

エ 一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうとともに、災害の態様によっては救助できない可能性もあることを理解してもらうよう努める。

3 防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施

(1) 町は、地域における要配慮者の支援に向けて、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高

められるよう、地域住民、要配慮者等を対象に防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域、社会福祉施設等において適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導する。なお、施設等は、実施した訓練について、市長にその結果を報告する。また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施を支援するとともに、計画の作成状況や訓練の実施状況等を定期的に確認するよう努める。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

- (2) 町は、施設等管理者、介護サービス事業者、医療事業者及び民生委員等に対し避難支援に関する説明会を実施し、適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導する。
- (3) 施設等管理者は、職員、入所者等に対し、要配慮者を災害から守るため、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、防災訓練、防災教育等を行う。
- (4) 本計画に名称及び所在地を定められている要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時又は土砂災害に係る避難確保計画を作成するほか、洪水時に係る避難確保計画に基づく自衛水防組織の設置に努める。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告するとともに、当該計画に基づき避難誘導等の訓練を実施する。

4 施設、設備等の整備

- (1) 町は、要配慮者自身の災害対応能力に配慮した緊急通報システム、要配慮者の所在等を把握した防災マップシステム及び要配慮者への情報提供設備の導入及び普及を図る。また、要配慮者に配慮した福祉避難所、避難路等の防災施設の整備を図り、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図る。
- (2) 町は、県と連携して、要配慮者関連施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するなど、災害に対する安全性の向上を図る。
- (3) 町は、災害時に社会福祉施設等において、一定程度の要介護者等の受入れが可能となるように体制整備を図る。また、災害時における社会福祉施設等との情報収集、伝達体制の確立に努める。
- (4) 施設等管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努める。また、長期停電に備え、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用自家発電設備を整備するよう努める。

5 浸水想定区域内の要配慮者が利用する社会福祉施設等の保安対策

町は、浸水想定区域内の社会福祉施設等の現況について把握し、社会福祉施設等の所有者等が、洪水時に適切な対応ができるよう、社会福祉施設等の所有者等に対し、電話、FAX、メール等により洪水予報等を的確かつ迅速に伝達するとともに、避難計画の作成や訓練の実施について支援する。

6 土砂災害の危険箇所にある要配慮者が利用する社会福祉施設等の保安対策

町は、土砂災害の危険箇所にある社会福祉施設等の現況について把握し、社会福祉施設等の所有者等が、土砂災害時に適切な対応ができるよう、社会福祉施設等の所有者等に対し、電話、FAX、メール等により土砂災害警戒情報等の的確かつ迅速な伝達に努める。また、土砂災害の危険箇所にある社会福祉施設等の所有者等に対して、説明会等を開催し、土砂災

害に関する知識の普及と防災意識の向上を図る。

7 人材の確保及びボランティアの活用

- (1) 町は、要配慮者の支援に当たり、避難所等での介護者の確保を図るため、平常時よりヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。
- (2) 町は、ボランティアの活用を図るため、その活動の支援に努める。
- (3) 施設等管理者は、平常時よりボランティア受入れ等に積極的に取り組み、災害時の人材確保に努める。

8 外国人等に対する防災対策

町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる在日外国人、訪日外国人や旅行者等が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくり及び広報に努める。

- (1) 避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進
- (2) 外国人等への支援システムや救助体制を地域全体で整備
- (3) 多言語による防災知識の普及活動を推進
- (4) 外国人を対象とした防災教育や防災訓練の普及
- (5) 多言語による災害時の行動マニュアルの作成
- (6) インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など多様な手段を用いた、多言語による災害情報等の提供

第15節 応急住宅対策

災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、住むことが不可能な場合、被災者を受け入れるための住宅を仮設する必要があることから、的確・迅速な応急住宅対策を行うための体制を整備する。

1 供給体制の整備

- (1) 町は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。
- (2) 町は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

2 民間賃貸住宅の借上げ体制の確立

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。また、民間賃貸住宅の借上げの円滑化に向け、その際の取扱い等についてあらかじめ定めておく。

第16節 医療救護体制の整備

大規模な災害の発生により、数多くの負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療救護（助産を含む。以下同じ。）体制を確立する。

1 緊急医療体制の整備

町は、地域の医療機関等の協力の下に、医療救護体制を確立するため、医療救護活動のための計画及びマニュアルを作成するとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護や医療救護班等の活動支援などについて、自主救護体制を確立するための計画を定めておく。

- (1) 町は、地域の実情にあわせた医療班を編成しておく。ただし、町独自で編成が不可能な場合は、広域圏で編成する。（資料2－9～2－12参照）
- (2) 医療班編成に当たっては、養老郡医師会、病院等医療機関（資料7－1参照）の全面的な協力を得て編成する。

なお、小学校区をA～Cの3ブロックに分け、町災害拠点診療機関を設け、夜間時での災害時救急応需にも対応できるように医療機関に発電機及び投光器等を整備した。

ブロック別	校 区	災害拠点診療機関
Aブロック	養老・養北・日吉小学校区	西美濃厚生病院（旧養老中央病院）
Bブロック	広幡・上多度小学校区	養老整形外科クリニック
Cブロック	笠郷・池辺小学校区	船戸クリニック

- (3) 災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、常に点検を行っておく。
- (4) 避難所等における救護所の設置について、あらかじめ当該管理者と協議しておく。
- (5) 町は、傷病者を処置、収容等を行う施設として、救護所及び救護病院をあらかじめ指定しておくとともに、住民への周知を図っておく。また、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入情報等の収集方法をあらかじめ定めておく。

2 後方搬送体制の整備

- (1) 負傷者の後方搬送について、町は関係機関と連携し、それぞれの役割分担を明確に定めておく。
- (2) 医療班や医療機関は、多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命措置の必要な負傷者を搬送する必要がある。

このため、傷病程度を選別を行うトリアージ・タッグ（※）を活用した救護活動について、

日ごろから訓練し、習熟に努める。

(※) トリアージとは、災害時などに多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために傷病者の治療優先順位を決定することをいい、トリアージ・タグとは、トリアージの際に用いるタグ（識別票）をいう。

- (3) 人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には、医療施設などに搬送し、救護する必要がある。

このため町は、医療機関、自主防災組織、ボランティア等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制を確立する。

- (4) 大規模災害時には、救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動が困難となることが予想される。

そのため、町は、自主防災組織、住民等に対し、近隣の救護活動や医療機関への搬送活動等について自主的に対応する必要があることを広報、研修等により周知徹底し、自主的救護体制の整備を推進する。

3 医薬品等の確保体制の確立

災害時における医療救護活動の実施に備え、平常時から町内の医療機関、避難所として指定している施設等に医薬品、医療資機材等を備蓄しておく必要がある。

本町では、養老郡医師会が災害時において円滑な医療活動を行うため、町内の医療機関に医師会より要望のあった医薬品を整備し即時対応体制がとれるように努めている。

4 救急医療セット及び医療器具の整備

災害時の医療救護に関する協定（資料2－9参照）により、地震時において医師会が円滑な医療活動を行う環境をつくるに当たり、即時応需ができるよう蘇生器を含む救急医療セットを整備した。また、現場ですぐに治療を行うことを可能にするため、医療器具も添えて各医療機関に付与した。（資料7－1参照）

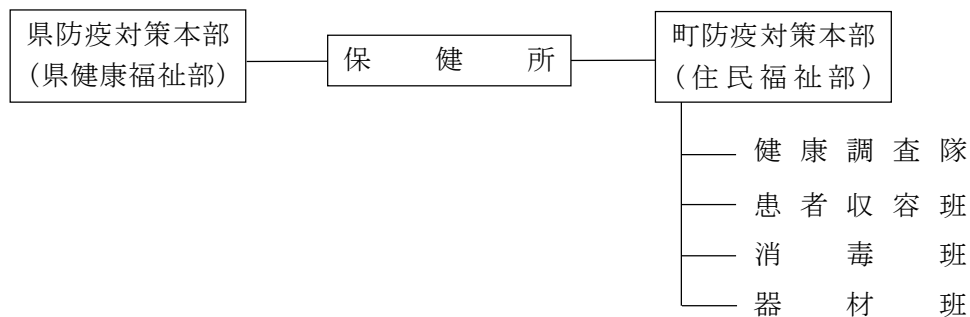
第17節 防疫対策

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とその蔓延の危険性が増大することから、防疫活動の徹底が必要であり、的確・迅速な防疫活動を行うための体制を整備する。

1 防疫体制の整備

町は、県と連携して、災害時における防疫体制の整備を図る。

災害時における防疫体制



2 防疫用薬剤等の備蓄

町は、県と連携して、防疫用薬剤及び資機材について備蓄を行うとともに、調達計画の整備を図る。

3 感染症患者に対する医療提供体制の確立

町は、県と連携して、感染症患者又は保菌者の発生に備え、感染症指定医療機関等の診療体制の確保に努めるとともに、患者搬送体制の整備を図る。

第18節 土砂災害予防対策

荒廃した山地、溪流からの集中豪雨等による土石流、土砂流出、同じく急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命や財産を守るため、土砂災害が発生した箇所や土砂災害の危険性が極めて高い箇所の対策をはじめ、要配慮者利用施設が立地する箇所及び避難所や避難路が立地する箇所での対策を重点的に実施する。

1 砂防対策

(1) 砂防事業の推進

町は、県の協力を得て、山腹崩壊等により土石流が発生した際の下流周辺人家への被害軽減及び溪床や溪岸の安定を図るため、砂防法に基づき砂防指定地を指定し、一定行為の禁止や制限を行うとともに、砂防施設（砂防堰堤、護岸工事）の整備を実施する。

(2) 急傾斜地崩壊対策事業の推進

町は、県の協力を得て、急傾斜地（傾斜角30度以上、がけ高5m以上）の崩壊による被害を軽減するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域について、一定行為の制限を行う。また、必要な箇所については対策工事を実施する。

2 土砂流出防止対策

町は、土、岩石等の採取及び宅地造成等の事業場において、異常気象等により土砂の流出、崩壊等災害の発生のおそれがあるときは、直ちに必要な措置命令、停止命令等を発し、災害を未然に防止する。

3 土砂災害防止対策

町は、県と連携して、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について、次の対策を推進する。

(1) 危険区域の周知

土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、土砂災害警戒区域等の関係図書を町内の事務所等において一般に縦覧するとともに、土砂災害ハザードマップ（資料9-6参照）等の配布や説明会の開催等、必要な措置を講じる。

(2) 警戒避難体制の整備

本計画において警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を定め、減災を図る。

4 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策

(1) 施設情報の把握

町は、施設の名称、場所等を本計画に登載することにより、施設における土砂災害対策の一層の促進を図る。

(2) 防災知識の普及

町は、施設の管理者、防災責任者に対し、説明会等の実施により、土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図る。

(3) 要配慮者利用施設における防災体制の整備

ア 施設等における対策

本章第14節「要配慮者・避難行動要支援者対策」による。

イ 施設との連絡体制の確立

町は、施設の管理者に対して、土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど、連絡体制の確立に努める。

5 農地防災対策

町は、県の協力を得て、風水害等によって土砂崩壊の危険を生じた箇所においては、農用地及び農業用施設の災害を防止するために土砂崩壊防止工事を、急傾斜地で耕土の流出による被害を受けるおそれのあるところには農地保全事業を実施する。

6 土地開発対策

町は、土地開発事業の施行に伴い、土砂の流出、崩壊などによる災害が発生するおそれがあるときは、土地開発業者に対し、必要な措置をとることを指示し、災害を未然に防止するよう努める。

また、盛土の規制について、総合調整や包括的なとりまとめを担う組織を明確化し、併せて許可状況や不適正事案への対応などの情報共有を行う連携会議を定期的を開催する。

第19節 建築物災害予防対策

災害による建築物に関連した被害の防止又は被害の拡大を防止するため、平常時から建築物の予防対策に取り組む。

1 建築物防災知識の普及

(1) 実施の方法

町は、県及び関係機関の協力を得て、建築物防災知識の教養普及のため、写真・ポスターの掲示、インターネットの活用、講演会・説明会の開催等を行う。

(2) 教養普及事項

- ア 既存建物の保全対策
- イ 建築基準法等の普及
- ウ 政府施策住宅制度の導入
- エ 中高層融資制度の活用

2 公共的建築物の防災体制等

公共的建築物は、防災上、避難・救護等における重要な施設であることから、町は、これらの施設の防災対策について万全を期すとともに、防災設備の整備に努める。

3 空き家等の状況の確認

町は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

第20節 防災営農対策

災害による農業被害の軽減と農業経営安定のため、防災営農に関する指導、その他の対策を行う。

1 指導等の実施

(1) 指導事項等

町は、県及び農業団体と連携して、あらゆる機会を利用し、農業災害の予防、応急措置及び災害復旧の実施に当たって必要な知識・技術を周知徹底する。特に、防災業務従事職員に対しては災害の原因や実施する対策の科学的・専門的な事項の教育について、一般農業者に対しては予想される災害に対しての必要な基本的知識・技術の普及について、それぞれ重点的に行う。

(2) 指導等の方法

講習会、研究会、印刷物の発行・配布等による普及、現地指導等によって行う。

第21節 ライフライン施設対策

ライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであることから、災害発生時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずる。

1 上水道施設

水道施設のより一層の耐震化を図り、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図る。

(1) 上水道の確保

取水、配水施設等の耐震性の強化を図るとともに、貯留水の流失防止のため配水池に緊急遮断弁等を設置し応急用飲料水等を確保する。

(2) 送・配水管の新設、改良

送・配水管の布設にあつては耐震性の高い管を採用するほか、石綿セメント管等の老朽管は布設替えを行い、送・配水管路の耐震性の強化を図る。

(3) 配水系統の相互連絡

2以上の配水系統を有する水道施設にあっては、幹線で各系統相互の連絡を図る。

(4) 電力設備の確保

水道施設用電力の停電に配慮した受電方式の採用及び受電設備（自家用発電設備を含む）の整備に努める。

(5) 復旧工事用資材の備蓄・調達

復旧工事を速やかに施工するため、必要な復旧工事用資材を備蓄し、別に工事用資材について製造業者と優先調達に関する契約を締結する。

(6) 応急給水用器材の備蓄

応急給水活動を実施するため給水タンク等の整備に努める。

(7) 応援要請

岐阜県の相互応援協定に基づき、県を通じて隣接水道事業者に応援を要請する。

2 下水道施設

下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たり、立地条件に応じ、災害に対して次の対策を実施する。

(1) ポンプ場及び処理場内の重要施設について耐震計算を行い、その他の施設については被害を想定し、施設の複数化、施設の確保等で機能の確保を図り、また、補修の容易な構造とし、復旧対策に重点をおいて整備を図る。

(2) ポンプ場及び処理場では、災害時においても最小限の排水機能が確保されるよう整備を図る。また、停電及び断水に対して速やかに対応できるよう努める。

(3) 被害の程度によって排水機能に支障を来す場合があるので、緊急用として管きょ及び処理場にバイパス等の整備を図る。

(4) ポンプ場及び処理場内での各種薬品類、重油及びガス等の燃料用設備の設置に当たっては、災害による漏えい、その他二次災害が発生しないよう整備を図る。

(5) 施設の維持管理においては、点検などによる危険箇所の発見と改善を行い施設の機能保持を図る。

3 電気施設

電気事業者は、災害時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策を行う。

(1) 電力供給施設の安全性の確保

(2) 防災資機材及び緊急資機材の整備

(3) 要員の確保

(4) 被害状況収集体制の整備

(5) 広域的相互応援体制の整備

4 鉄道施設

鉄道事業者は、災害時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の対策を行う。

(1) 鉄道施設の安全性の確保

- (2) 防災資機材の整備点検
- (3) 要員の確保

5 電話（通信）施設

電気通信事業者は、災害時に電話通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電話通信の混乱を防止するため、次の対策を行う。

- (1) 非常用電源の整備等による電話通信施設、設備の安全性の確保
- (2) 地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保
- (3) 応急復旧機材の配備
- (4) 通信輻輳対策の推進
- (5) 重要通信の確保
- (6) 要員の確保

6 電線類

町は、他の道路管理者等と連携し、電線類の地中化を推進する。また、道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採等を推進する。

7 ライフラインの代替機能の確保

町は、ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能（ライフラインからの自立機能）の確保に努める。

- (1) 避難所その他公共施設での井戸の掘削
- (2) 飲料水の貯留が可能な貯水槽の設置
- (3) 避難所、その他公共施設への自家発電装置の設置
- (4) 避難所へのLPガス及びその設備の備え付け
- (5) 仮設トイレ、バキュームカーの配備（業者との協定）
- (6) 各種通信メディアの活用（アマチュア無線、タクシー無線、インターネット）
- (7) 新エネルギーシステムの導入

第22節 文教対策

児童生徒等及び職員の生命、身体の安全を確保し、学校、その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地・建物、その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を風水害等の災害から防護するために必要な計画を策定し、その推進を図る。

1 組織の整備

災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連帯等について組織を整備しておく。

2 防災教育の実施

学校等における防災教育は、教育課程に位置づけて実施することとし、学級活動、ホームルームや学校行事を中心に、教育活動の全体を通して行う。特に、避難、災害時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒等の発達段階に即した指導を行う。

(1) 学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な盛り上がりを図るため、防災専門家や災害体験者の講演会開催及び県、町が行う防災訓練への参加等、体験を通した防災教育を実施する。

(2) 教科・科目における防災教育

社会、理科、保健、家庭科等の教科、科目を通して、自然災害の発生の仕組み、防災対策や災害時の正しい行動及び災害時の危険等についての教育を行う。

また、自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

(3) 教職員に対する防災研修

災害時における児童生徒等に対する指導方法、負傷者の応急手当の方法、火災発生時の初期消火法等災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の教職員の取るべき行動とその意義の周知徹底を図る。

また、指導に当たる教職員は災害時を想定し、緊急時に迅速な行動がとれるようにしておく。

3 避難その他の訓練

児童生徒等及び職員の防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な処置がとれるよう防災上必要な計画を樹立するとともに、訓練を実施する。なお、訓練計画の策定及び訓練の実施に当たっては、次の点に留意する。

(1) 計画及び訓練は、学校種別、学校規模、施設設備の状況、児童生徒等の発達段階等それぞれの実情に応じた具体的かつ適切なものとする。

(2) 児童生徒が消火作業や搬出作業等の救援活動に従事する場合は、まず身体生命の安全を確

保した上で考える。この場合、学校の施設、設備の状況や、作業活動の組織等について十分検討を加え、無理な活動を要求しないよう慎重を期する。

- (3) 訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と、児童生徒等の自主的活動により十分な効果を収めるように努める。
- (4) 火災、風水害等それぞれの場合における計画を策定し、訓練を実施する。この場合、それぞれの災害の特色や災害状況の相違等を検討し、形式的なものにならないよう注意する。
- (5) 訓練は、毎学期1回程度実施する。
- (6) 訓練の実施に当たっては、事前に施設設備の状況、器具、用具等について点検し、常に十分活用できるよう充足するとともに、訓練による事故防止に努める。
- (7) 平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員及び児童生徒等の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底しておく。
- (8) 計画の策定及び訓練の実施に当たっては、関係機関と事前に連絡を密にし、専門的な立場から助言、指導を受ける。
- (9) 訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正整備を図る。

4 登下校の安全確保

児童生徒等の登下校時の安全を確保するため、あらかじめ登下校時の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び保護者への徹底を図る。

(1) 通学路の安全確保

- ア 通学路については、警察署、消防署及び地元関係者と連携をとり、校区内の危険箇所を把握して行う。
- イ 児童生徒等の個々の通学路及び誘導方法について、常に保護者と連携をとり、確認する。
- ウ 幼児の登下校時には、原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添う。

(2) 登下校等の安全指導

- ア 災害時の児童生徒等の登下校について、指導計画を綿密に確認する。
- イ 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。
- ウ 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項を指導する。

5 文教施設の不燃堅ろう構造化の促進

文教施設・設備等を災害から防護し、児童生徒等の安全を確保するため、これらの建物の建築に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅ろう構造化を促進する。また、校地等の選定、造成に当たっては、防災上必要な措置を講ずる。

6 文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設・設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所及び要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な量を備蓄するとともに、定期的に点検を行い整備する。

7 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取り扱う学校等にあつては、これらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

8 文化財の災害予防

町内には、歴史的に価値の高い文化財が数多く残されており、これらの文化財を保存し、後世に伝えるためには万全の配慮が必要であり、現況を正確に把握し、予想される災害に対して予防対策を計画し、施設の整備を図るとともに、文化財保護思想の普及・徹底及び現地指導の強化を推進する。

(1) 防災思想の普及

指定文化財等の所有者又は管理者は、文化財に対する住民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。

(2) 文化財施設の予防対策

ア 指定文化財等の所有者、管理者

指定文化財等の所有者又は管理者は、施設を災害から保護するため、不燃化建築による保存庫、収蔵庫等の設置を行い、文化財の保存に努める。また、建造物等には消火栓、消火器等を設置し防災に努めるとともに、指定文化財等での火気の使用制限、施設内の巡視等を行い、災害予防に努める。

イ 町

(7) 文化財の所有者ごとに文化財防災台帳を作成し、文化財の保存（保管）状況の把握に努める。

(4) 県の協力を得て、所有者及び管理者に対する防災知識の普及を図るとともに、その管理・保護対策について指導助言をする。

(7) 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。

(エ) 文化財保護指導員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施する。

(3) 防災教養

指定文化財等の所有者及び管理者は、毎年防火管理、防火知識の普及を図るため、施設職員に対して講習会等を開催して、火災予防の徹底を期する。

(4) 避難その他の訓練

指定文化財等の所有者及び管理者は、文化財防火訓練を実施するよう努める。

(5) 応急協力体制

指定文化財等の所有者及び管理者は、災害が発生した場合に備え、県、消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。

第23節 行政機関の業務継続体制の整備

大規模災害が発生した場合、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤が失われるおそれがあり、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。

町は、大規模災害時の被害を最小限にとどめ、行政にとって災害時に必要な業務の継続、又は早期に立ち上げるための業務継続計画の策定に取り組むなど、予防対策を実施する。

1 行政における業務継続計画の策定

町は、災害時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うとともに、町機能が壊滅した場合、県や他市町村に対し速やかに派遣を要請できる体制の確立を図る。

特に、災害時には災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎（中央公民館）の電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

2 個人情報等の分散保存

町は、住民基本台帳及び戸籍等の住民個人情報（デジタル）等の保存、媒体保管場所の分散化を図るとともに、住民個人情報等のバックアップシステムの構築を図る。

3 応援要請体制の整備

町機能が壊滅した場合、県職員及び他市町村職員の応援を速やかに要請できるよう、応援要請体制の整備を図る。

4 耐震対策

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

第24節 企業防災の促進

企業の事業継続及び早期再建は、住民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、大規模災害時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「BCP」という。））の策定・運用に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

町、県、商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、BCPの策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

1 企業の取り組み

企業は、大規模災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（Business Continuity Management（以下「BCM」という。））の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、町等が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

(1) 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内にとどまったりすることが想定される施設の管理者等については、顧客の安全、企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

(2) 二次被害の防止

製造業などにおいて、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取組みが必要である。

(3) 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、住民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特色を活かした活動が望まれる。また、平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。

2 企業防災の促進のための取り組み

町、商工会等は、県と連携して、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図る。また、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

さらに、町は、県と連携して、企業防災分野の進展に伴って増大することになるBCP策定支援及びBCM構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

町及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

(1) BCPの策定促進

ア 普及啓発活動

企業防災の重要性やBCPの必要性について積極的に啓発していく。

イ 情報の提供

企業がBCPを策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため町及び県はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表する。

(2) 相談体制の整備

ア 企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておく。

イ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について町長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。

ウ 浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努め、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について町長に報告する。

第25節 防災対策に関する調査・研究

災害による被害を最小限にとどめる対策を実施するため、基礎的調査及び研究を推進する。

1 災害危険地予察

町は、県及び関係機関の協力を得て、毎年管内のがけ崩れ、河川氾濫等災害が予想される箇所の予察を行い、災害時における災害応急対策を具体的に検討し、その結果を本計画に反映させる。

2 風水害対策基礎調査

風水害による被害を最小限にとどめる対策を樹立するため、町は、県の協力を得て、次の事項等について基礎的調査及び研究を推進する。

- (1) 町及び県における既往の風水害
- (2) 降水量と山腹等の崩壊災害
- (3) 降水量と土石流、がけ崩れ等の土砂災害
- (4) 降水量と河川災害
- (5) 浸水想定区域図
- (6) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

3 火災対策基礎調査

火災は、人為的災害の代名詞として災害の中核に位置しており、年々増加の傾向をたどっているばかりでなく、科学の進歩に伴う特殊火災の発生等、消防活動のいかんによっては、大災害をひき起す素因を多くもっている。町は、県及び防災関係機関の協力を得て、消防対策を図るため、調査研究を推進する。

4 防災アセスメント及び防災カルテ等

町は、地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、国・県等が実施した防災アセスメントの結果を本計画の中に活かすよう努める。また、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学区単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を推進する。

第1節 活動体制

町の地域において、災害が発生し又は発生するおそれのある場合で町長が必要と認めたときは、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき養老町災害対策本部を設置し、災害の応急対策業務の迅速かつ的確な推進を図る。

災害対策本部の設置又は廃止は、次の基準により実施する。

1 災害対策本部の設置及び廃止基準

(1) 設置基準

次の各号のいずれかに該当し、町長が必要であると認めたときに、災害対策本部を設置する。

- ア 災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。
- イ 災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を必要とするとき。
- ウ 大規模な災害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- エ 他市町村からの避難者の受け入れを行うとき。

また、町域内で局地的に特別警報に準ずる気象現象が発生した場合は、町本部を設置、又は事態の推移に伴い速やかに町本部を設置するための警戒体制をとると同時に、必要に応じて、避難情報の発令も含め住民への周知・伝達を図る。

(2) 廃止基準

本部長（町長）は、当該災害に係る応急対策がおおむね完了した場合又は予想された災害の危険性が解消されたと認めた場合は、災害対策本部を廃止する。

2 町本部の運用

(1) 体制等

気象注意報、警報等が発表されたとき、あるいは町災害対策本部が設置されたときの体制等は次による。

体制	基 準	配備対応課・人員	摘 要
準備体制	・次の注意報のうち、いずれかが養老町に発表されたとき。 大雨注意報 洪水注意報 強風注意報 ・水害対象河川が水防団待機水位を超えることが確実となったとき。	消防署 勤務者対応	
	・その他町長がこの体制を命じたとき。	総務課 1名 建設課 1～2名 消防署 勤務者対応	
	・次の警報のうち、いずれかが養老町に発表されたとき。	総務課 2名 建設課 4～5名	災害警戒本部を設置

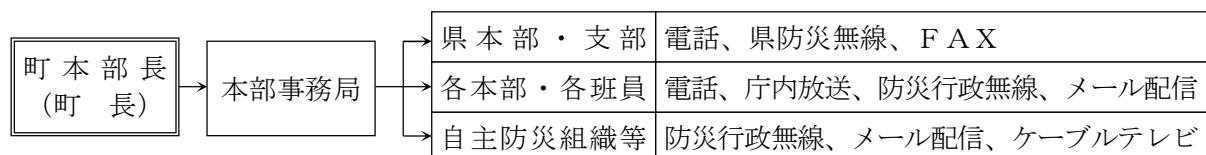
警戒第一体制	大雨警報（浸水害） 大雨警報（土砂災害） 洪水警報 暴風警報 ・水害対象河川がはん濫注意水位を超えることが確実となったとき。 ・その他町長がこの体制を命じたとき。	消防署 勤務者対応	
警戒第二体制	・警戒第一体制の警戒が発令され、被害発生危険性が増大したとき。 ・養老町及び周辺地域で局地的集中豪雨が発生すると予想されたとき、又は発生したとき。 ・養老町に記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 ・土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の雨量指数基準を超過したとき。 ・水害対象河川が避難判断水位を超えることが確実となったとき。 ・その他町長がこの体制を命じたとき。 ・養老町に土砂災害警戒情報が発表され被害発生危険性が増大したとき。 ・水害対象河川がはん濫危険水位を超えることが確実となったとき。 ・特別警報が発表されたとき。 ・特別警報に準ずる気象現象が発生したとき。 ・その他町長がこの体制を命じたとき。	全課長級職員 総務課 課員の半数 建設課 課員の半数 （必要に応じて職員を増員し対応する。） （災害対策本部を設置するとともに、必要に応じて職員を増員し対応する。）	避難指示を行う基準に達した場合や、町長が必要と認めた場合は、災害対策本部を設置する。
非常体制	・災害が発生し、町内の広範囲にわたって大規模な被害が予想されるとき。 ・災害救助法を適用する災害が発生したとき。	全職員	災害対策本部を設置

(2) 体制等の特例（以下、町災害対策本部組織体制で記述する。）

町長（町本部長）は、災害の種類、状況その他により、(1)に定める体制により難いと認めるときは、特定の部（班）に対してのみ体制を指示し、又は種類の異なる体制を指示する。

(3) 体制等の伝達

町本部の設置、あるいは廃止を決定した場合の伝達は次による。



(4) 町本部等の開設場所

災害の規模、程度により本部開設場所は次のとおりとする。

ア 準備体制をとった場合

総務課・建設課・消防署で対処する。（平常時における組織にて対処する。）

イ 警戒体制をとった場合

総務課内又は町長室

ウ 非常体制をとった場合

役場4階大会議室、役場3階第1会議室、第2会議室及び2階研修室。必要に応じ被災現場。町役場庁舎が被災してその使用に耐えないときは、その他の町施設

エ 本部開設にいたらない災害時

平常時における組織にて対処する。

(5) 本部員会議

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、町本部長（不在時は副本部長）がその必要を認めたときは、本部員会議を開催し、おおむね次の事項を協議する。

なお、本部員会議を開催するいとまがないとき、あるいは災害の規模がその程度に達しないとき等は、町本部の設置、その他について関係のある本部員が協議し、その結果に基づき、町本部長が決定する。

ア 町本部の設置並びに職員の動員、応援に関すること。

イ 現地本部の設置及び現地本部長の選定に関すること。

ウ 災害防除（拡大防止）対策に関すること。

エ 被災者の救助保護に関すること。

オ 交通、通信その他総合的な対策の調整、推進に関すること。

カ その他災害対策に関連した重要な事項

3 現地災害対策本部

(1) 開設の場所

現地災害対策本部は、必要に応じ、被災地に近いところに設置し、学校、公民館等公共の施設を利用する。この場合、自衛隊等協力機関と同じ施設とし、同じ施設によれない時は常時連絡ができる体制をとる。

(2) 車両の確保

現地災害対策本部用の車両は、本部事務局がその都度必要な限度において派遣することとするが、それによれないときは、タクシー等を借り上げる。

4 証票等

(1) 身分証明等

本部職員の身分証明書は、「養老町職員証」等をもって兼ねることとし、災害対策基本法第83条第2項（強制命令の執行に伴う立入検査時の身分証票）による身分を示す証票も本証で兼ねる。

なお、災害救助法第6条第4項による身分を示す証票は、岐阜県災害救助法施行細則第11条に定める証票による。

(2) 腕章

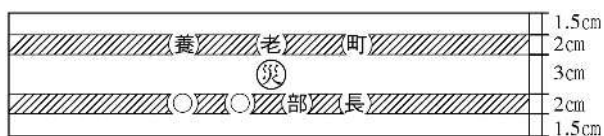
災害応急対策の実施又はその事務に当たるものは、次の腕章を着用するものとし、平常時から整備保管しておく。

ア 町本部

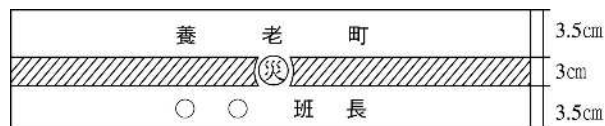
(ア) 本部長・副本部長腕章



(イ) 部長腕章



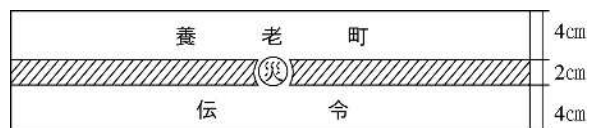
(ウ) 班長腕章



(エ) 連絡員腕章



(オ) 伝令腕章

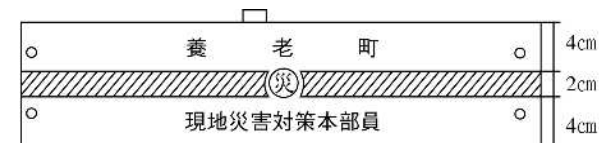


イ 現地災害対策本部

(ア) 現地災害対策本部長腕章



(イ) 現地災害対策本部員腕章

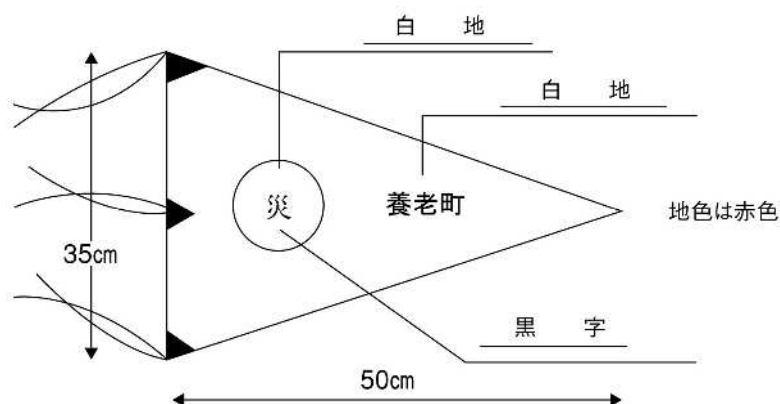


(注) 1 腕章の大きさは、長さ38cm、幅10cmとする。

2 地は白地、字は黒色とし、線は町本部では赤色、現地災害対策本部ではオレンジ色とする。

(3) 標 旗

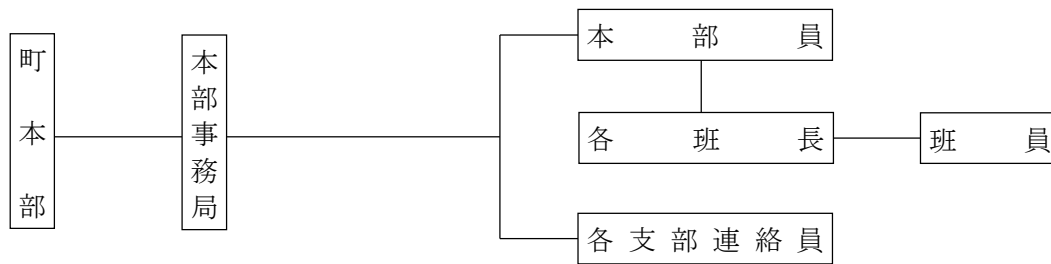
災害応急対策に使用する自動車には、次の標旗を付すものとし、平常時から整備保管しておく。



5 職員の動員

(1) 動員の系統

町本部における職員の動員は、本部長の決定によりそれぞれ次の系統により伝達し、動員する。なお、町では「職員災害初動マニュアル」を作成・配付し、速やかな初動体制の確保を図っている。



（注）執務時間内における伝達は、庁内放送により伝達する。

(2) 動員の方法

町本部の各班長は、分担する災害対策その他のため班員を動員する必要があるときは、あらかじめ定めた緊急連絡網により、それぞれに動員する。電話による動員が困難な場合は、電報等において行う。

(3) 本部職員の心得

職員は常に気象状況等に留意し、災害の発生又は、発生するおそれが予想されるときは、速やかに登庁し待機する。

(4) 職員の応援

各班における災害応急対策等実施に当たって、職員が不足するときは、次の方法により応援する。

ア 各班は、職員の応援を受けようとするときは、本部事務局に次の応援条件を示して要請する。

(ア) 作業の内容

(イ) 就労（勤務）場所

(ウ) 応援の職種及び男女の別（特に必要があれば機関名あるいは職員の氏名）

(エ) 携帯品その他必要事項

イ 応援は、次の順位により動員して派遣する。

(ア) 余裕のある班からの動員

(イ) (ア)の措置をもってもなお不足するときあるいは技術職員が不足するときは、県に対して職員の派遣を要請する。

ウ 応援のための動員は、本部事務局において行う。

なお、本部員会議は、必要に応じて円滑な動員事務に関する総合調整を図る。

第2節 災害対策要員の確保

災害により様々な被害が生じ、この応急対策が急務となった場合の必要な労働者及び技術者の動員について定め、これによって災害対策の円滑化を図る。

なお、動員順序は次による。(応急対策の作業内容によっては、順序を異にして動員することができる。)

- (1) 災害対策本部職員
- (2) 県、他市町村職員
- (3) 防災隊・奉仕団
- (4) 労務者の雇上げ
- (5) 労務者等の強制従事

1 関係機関に対する動員の要請

町本部における動員のみでは、災害対策要員が不足するときは、県に次の条件を示して、動員等の要請をする。

- (1) 従事すべき作業の内容（労務の種別）
- (2) 所要人員
- (3) 就労期間（○日○時～○日○時）
- (4) 集合の場所（移送の方法）
- (5) 携行品その他必要条件

2 防災隊・奉仕団の編成及び活動

(1) 協力組織の結成

町本部が実施する災害応急対策に協力するため、おおむね次の団体等で結成された組織(防災隊・奉仕団)で、団長・班長を置き、災害活動に則した活動とする。

ア 防災隊

イ 日本赤十字奉仕団

ウ 中学校生徒会奉仕団

(2) 関係機関との連絡協調

防災隊及び奉仕団は、常に町本部、消防、警察等と緊密な連絡を保つとともに、関係機関から要請があったときは積極的に協力し、その対策の実施に奉仕する。

(3) 被害状況等の通報

防災隊及び奉仕団は、町本部職員、消(水)防団員、警察官等と協力して被害状況その他災害異常現象等の把握に努めるとともに、町本部職員不在時等にあつては、その概況を速やかに町本部あるいは警察官に通報する。

(4) 動 員

隊員・団員の動員は隊長・団長がその地域に災害が発生し、隊員・団員の動員を必要と認めたとき、又は、町本部長（本部事務局）から動員の要請があったときに必要人員（隊員・団員）を動員するものとする。

動員に当たっては、隊長・団長は隊・団の役員と協議し、被災世帯員は除くようにする等配慮するものとする。

(5) 活動内容

防災隊及び奉仕団が従事する作業は、次のとおりとする。

- ア 炊き出し、給水その他災害救助活動
- イ 防疫、被災地の衛生対策活動
- ウ 清掃、被災地整理活動
- エ 被災者の救助・保護活動
- オ 災害対策物資の輸送及び配分活動
- カ その他災害異常現象を把握し、町本部への連絡活動

(6) 中学校生徒会奉仕団

中学校生徒会奉仕団は、学校授業に支障のない範囲において、清掃活動等比較的安全で単純な作業に従事するものとする。

なお、自校の災害対策のため動員を必要と認めたとき、町本部（教育総務班）から要請があったときは、生徒会の役員と協議して行うものとする。なお作業の実施に当たっては、その現場に必ず教師が付き添い、安全に留意するものとする。

3 技術者等の雇上げ

(1) 実施者

町本部における雇上げは、各班の担当業務ごとに、各班において担当する。

雇上げの実施に当たっては、事前に本部の許可を得るものとし、許可を得るいとまのないときは、事後においてその都度本部に報告する。

(2) 給与の支払

賃金等の給与額は、その時における地域の慣行料金以内（職業安定所の業種別標準賃金以内）によることを原則とするが、法令その他により別に基準のあるものは、これによる。

(3) 災害救助法による基準等

災害救助法による救助実施のための賃金職員等雇上の範囲その他の基準等は、次による。

ア 賃金職員等雇上の範囲

- (7) 被災者の避難
- (イ) 医療及び助産
- (ウ) 被災者の救出
- (エ) 飲料水の供給
- (オ) 救助用物資の整理、輸送及び配分
- (カ) 死体の搜索

(※) 死体の処理（埋葬を除く）

前記以外の救助作業のため賃金職員等の必要が生じたときは、県に範囲外賃金職員等について要請する。

なお、要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- ・賃金職員等の雇上を要する目的又は救助種目
- ・賃金職員等の所要人数
- ・雇上を要する期間
- ・賃金職員等雇上のため必要とする経費
- ・賃金職員等雇上の理由
- ・その他

イ 賃金職員等雇上の期間

各救助の実施期間中とする。

ウ 費用の限度

(2)に示す費用による。

4 従事命令等

(1) 従事命令等の種類と執行者

対 象 作 業	命令区分	根 拠 法 律	執 行 者
消 防 作 業	従 事 命 令	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員
水 防 作 業		水防法第24条	水防管理者、水防団長、消防機関の長
災 害 救 助 作 業	従 事 命 令	災害救助法第7条	県知事
	協 力 命 令	災害救助法第8条	
災 害 応 急 対 策 作 業 (除災害救助)	従 事 命 令	災害対策基本法第71条	県知事、町長（委任を受けた場合のみ）
	協 力 命 令		
災 害 応 急 対 策 作 業 (全般)	従 事 命 令	災害対策基本法第65条第1項	町長
		災害対策基本法第65条第2項及び第3項	警察官、自衛官
災 害 応 急 対 策 作 業 (全般)	従 事 命 令	警察官職務執行法第4条	警察官
		自衛隊法第94条第1項	自衛官

(2) 従事命令等の対象者

命 令 区 分	従 事 対 象 者
消 防 作 業	火災の現場付近にある者
水 防 作 業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災 害 救 助 そ の 他 の 作 業 (災害救助法及び災害対	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師又は看護師

策基本法による知事の従事命令)	3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 6 鉄道事業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送事業者及びその従業者 9 船舶運送事業者及びその従業者 10 港湾運送事業者及びその従業者
災害救助その他の作業 (協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策全般 (災害対策基本法による町長、警察官、自衛官の従事命令)	町域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害緊急対策全般 (警察官職務執行法による警察官)	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者

(3) 公用令書の交付

町長が、災害救助法第7条又は第8条に定める従事命令又は協力命令（発した命令を変更し、又は取り消したときを含む。）を発した場合（県知事が災害救助法第13条第1項の規定により、その権限に属する事務を町長が行うこととする通知をした場合をいう。）は、公用令書を交付する。

(4) 損害補償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者で、そのことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡したものの遺族等に対しては、次により損害補償又は扶助金を支給する。

区 分	災 害 救 助 (知事命令)	災 害 対 策 基 本 法 (知事命令)	町 長 の 命 令
基 準 根 拠	災害救助法施行令	災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例	養老町消防団員等公務災害補償条例及び災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例
補償等の種類	療 養 扶 助 金 休 業 扶 助 金 障 が い 扶 助 金 遺 族 扶 助 金 葬 祭 扶 助 金 打 切 扶 助 金	療 養 扶 助 金 休 業 扶 助 金 障 が い 扶 助 金 遺 族 扶 助 金 葬 祭 扶 助 金 打 切 扶 助 金	療 養 扶 助 金 休 業 扶 助 金 障 が い 扶 助 金 遺 族 扶 助 金 葬 祭 扶 助 金
支 給 額	施行令で定める額	条例で定める額	条例で定める額

5 惨事ストレス対策

- (1) 町は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。
- (2) 消防本部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第3節 ボランティア活動

災害時には、平常時に比べると各種援護を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が大きい。また被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると現場が混乱する。このため、ボランティア活動が円滑に行われるように、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供、感染症対策の徹底等環境整備に努める。

1 町災害ボランティアセンターの設置

町社会福祉協議会は、必要があると認めるときは、町災害ボランティアセンターを設置し、被災地におけるボランティア活動への支援を行う。

2 ボランティアの受入・支援体制

- (1) 町本部にボランティア部会（住民福祉部）を設け、社会福祉協議会（町災害ボランティアセンター）と連携を保ちながら、ボランティアの受入・支援体制を確立する。
- (2) ボランティア部会は、必要に応じて報道機関の協力を得て、必要とするボランティアの種類、人員等について全国に情報を提供し、参加を呼び掛ける。
- (3) 県又は県から事務の委任を受けた町は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。
- (4) ボランティア部会は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の支援を行うとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、町主導により片付けやごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

3 専門分野のボランティア関係機関の活動

救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては当該ボランティア活動に関する団体等が、町災害ボランティアセンター等と連携を密にし、次の活動における受入・派遣の調整等を行う。

- (1) 被災者の人命救助や負傷者の手当て

これらの活動は、専門的技術や重い責任が要求され、医師、看護師等の活動が中心となる。

(2) 被災建物の危険度調査

被災した建物が、その後余震に耐えられるかどうかを判定する業務であり、震災建築物応急危険度判定士等で専門的な技術を習得した人が中心となる。

(3) 被災者の生活支援

これが一般的なボランティアであり、その内容としては次のようなものがある。

ア 避難所援助

食料・飲料水の提供、炊き出し、救援物資の仕分け、洗濯・入浴・理美容サービス、高齢者・身体障がい者等援助（手話通訳、外出援助）、話相手、子供の世話、学習援助、メンタルケア、避難所入所者の名簿作成、生活情報の提供（インターネットの活用、ミニコミ紙の作成・配布）

イ 在宅援助

高齢者・身体障がい者等の安否確認の協力と援助（手話通訳、外出介助）、食料・飲料水・生活物品の提供、生活情報の提供（インターネットの活用、ミニコミ紙の作成・配布）、メンタルケア、家屋後片付け、洗濯・入浴・理美容サービス等

ウ その他

被災者のニーズ把握・援助、被災者の健康状態のチェック、家屋修繕、ホームステイ・里親、営業マップの作成・配布、引っ越しの手伝い等

第4節 自衛隊災害派遣要請

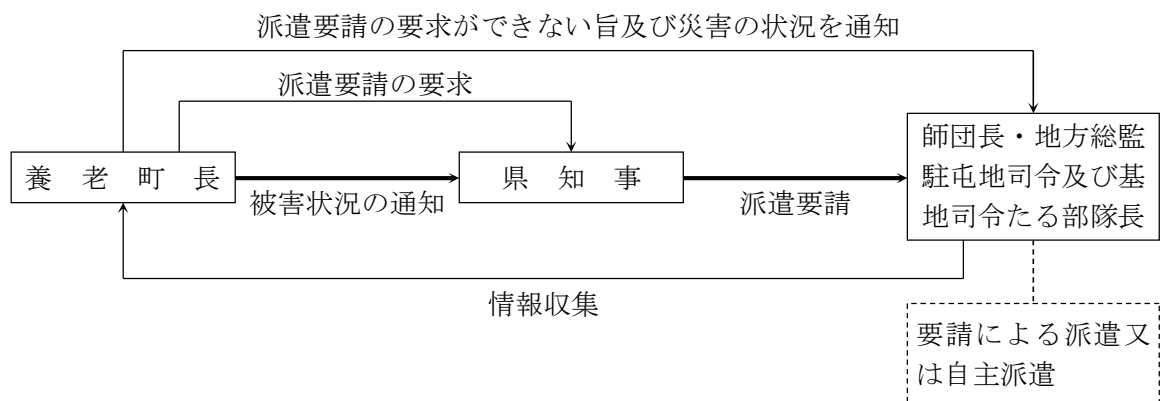
大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が町のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請し、もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

1 自衛隊の災害派遣要請

(1) 災害派遣要請の基準

- ア 災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき
- イ 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき

(2) 災害派遣の要請



(3) 派遣要請の要求

町長は、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、災害派遣要請依頼書（様式2-1）により県知事に要請の依頼を行う。ただし、急を要するときは口頭又は電話で行い、事後速やかに文書を提出する。要請を行った場合、町長は、必要に応じて、その旨及び町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

なお、県知事に派遣要請を求めることができない場合には、町長は、その旨及び町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。ただし、事後速やかに通知した旨を県知事に通知する。

2 自衛隊の活動

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の搜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動

- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他

3 町の受入れ体制

町本部長は、自衛隊の作業が他の防災関係機関と協力して効率的に実施できるように、その受入れ体制に万全を期す。特に次の事項については留意する。

(1) 活動拠点の確保

ア 県において策定された「岐阜県災害時広域受援計画」にて指定された活動拠点候補地（資料2-14参照）より活動拠点を指定し、派遣部隊の受け入れを行うとともに、連携し、各種活動を行う。

イ 派遣部隊の宿泊施設（野営施設）及び駐車場を確保する。

ウ 派遣部隊と関係所在自衛隊との情報連絡を確保するため、必要に応じて臨時電話を架設する。

(2) 緊密な連絡

ア 派遣部隊との連絡を緊密にするため連絡場所を設け、責任者を定めて常に自衛隊と連絡窓口を統一し、作業の実施についても現地指揮官と協議して行うよう努める。

イ 必要に応じて地図、略図等を準備し、作業地区ごとに連絡員を定め、災害情報の伝達、資材の調達等が円滑に行えるよう努める。

(3) 作業計画及び資機材の準備

派遣部隊の行う作業の作業計画をたて、必要な資機材を準備し、作業に関係ある管理者等にも連絡しておく。

(4) 住民の協力

住民は、派遣部隊の作業を傍観することなく積極的に協力して作業を遂行すること。

(5) 派遣部隊の誘導

部隊が到着したときは、部隊を目的地に誘導するとともに、部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

4 要請事項の変更

町本部は、派遣に当たって要請依頼した事項を変更する必要があるときは、直ちに県に連絡する。

5 費用の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町等が負担するものとし、次の事項を基準とする。

- ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料
 - イ 派遣部隊の宿営及び救援に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼動させるため必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
 - ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備品以外の資材、機材等の調達、借上げ、運搬及びその修理費
 - エ 県、市町村が管理する有料道路の通行料
- (2) 負担区分について疑義が生じた場合、あるいはその他必要経費が生じた場合は、県が調整してその都度決定するものとする。

6 派遣部隊撤収時の手続き

- (1) 町本部長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに県に対し、自衛隊の撤収要請（様式2-2）を依頼する。
- (2) 派遣部隊が派遣期間の活動を終了したときは、県が派遣部隊の指揮官と協議して帰隊措置を講ずる。

7 その他

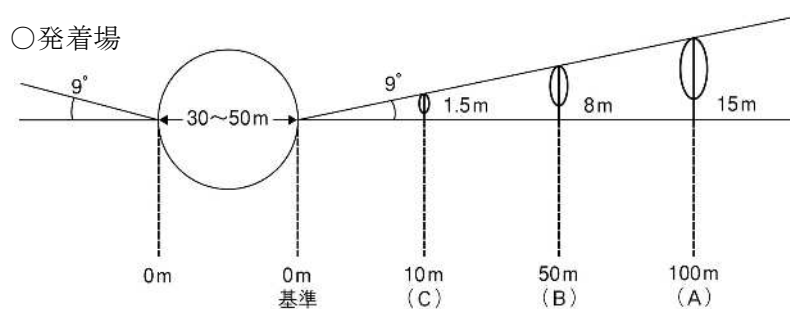
- (1) 自衛隊ヘリコプターの派遣要請に関する留意事項

ア 派遣要請

- (7) 派遣要請は、様式2-1の事項を明示し、事前又は早期に行うこと。
- (4) 派遣要請は事実を確認し、他に方法がないときのみ行うこと。

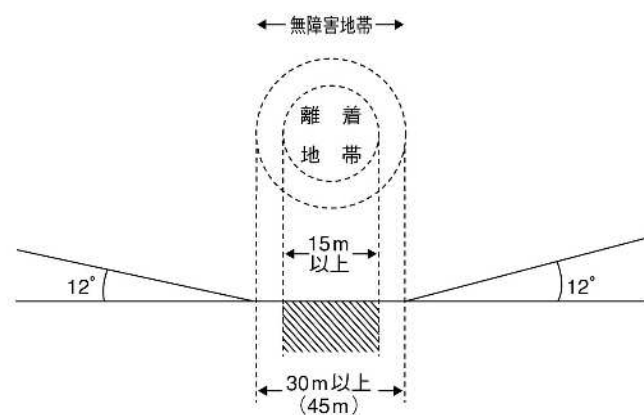
イ 発着場選定基準

- (7) 地面は堅固で傾斜6度以内であること。
- (4) 周囲にあまり障害物がないこと。少なくとも2方向に障害物がないことが望ましい。
ただし、東西南北100m×100mの面積があれば、次図のごとく障害物があっても離着陸可能

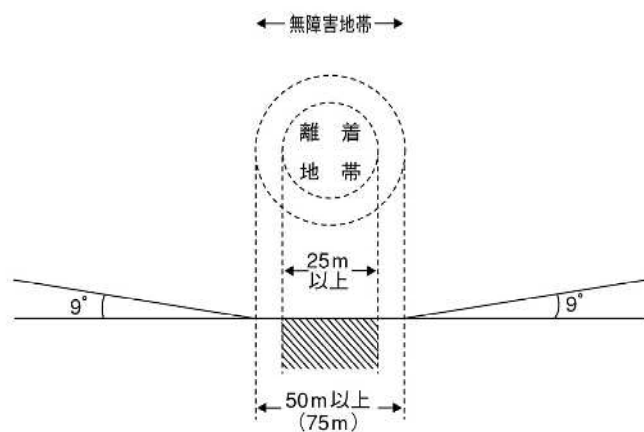


ウ 機種別による着陸地点及び無障害地点の基準

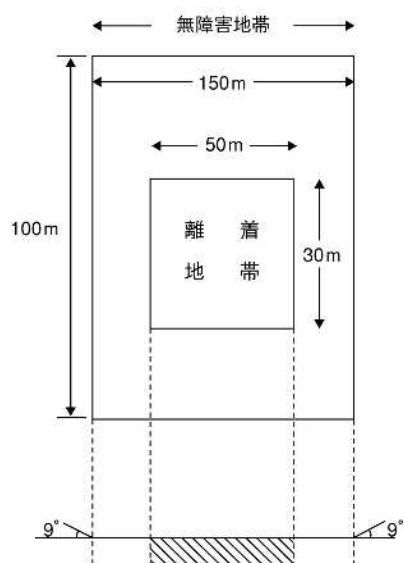
○小型機（OH-6）の場合（カッコ内は夜間）



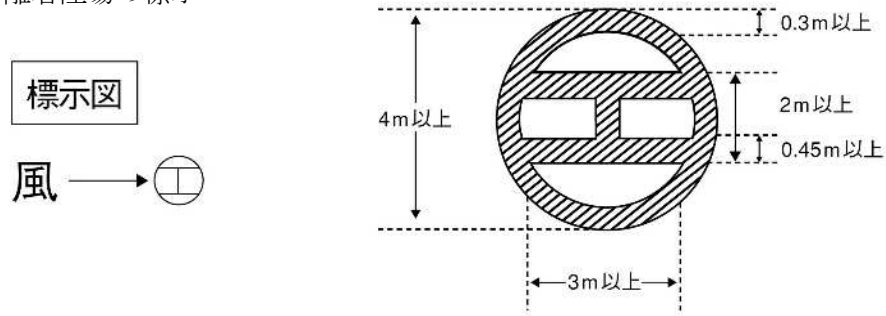
○中型機（UH-1）の場合（カッコ内は夜間）



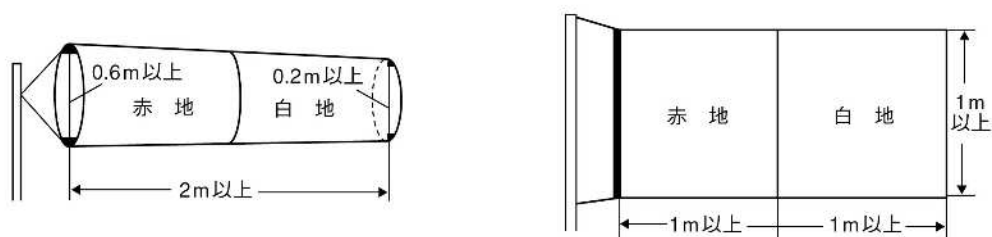
（CH-47J）の場合



エ 離着陸場の標示



(注) 斜線内は白色、積雪時は赤色とする。



(7) 風向に対して、石灰等で㊦を書くこと。

(4) ヘリポートの近くには、上空から風向、風速等の判定が確認できるよう吹流し又は旗をたてるとともに、できれば発煙（積雪時は赤色又は着色したもの）を併用すること。

オ 離着陸場における安全

(7) 離着陸場は平面にし、必要に応じて撒水し、積雪時は踏み固めること。

(4) 離着陸場の半径25m以内には人が入らないこと。

(2) ヘリコプターによる物資等を輸送する場合は、搭載量を超過させないため計量器を準備すること。

(3) 町及び県での緊急時におけるヘリコプター発着可能なヘリポートは、資料6-1のとおりであるが、更にヘリコプター発着場の確保に努め、ヘリコプター発着場周辺における建柱、架線その他工作物の建設に際してはヘリコプター発着の障害とならないようにすること。

第5節 交通応急対策

第1 道路交通対策

災害により、道路橋りょう等の道路施設に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき又は災害時における交通確保のため、必要があると認められるときの通行禁止及び制限（以下「規制」という。）により、交通の確保に努める。

1 道路情報の把握・提供

(1) 道路に関する被害状況の把握

町は、災害発生後速やかに道路パトロールにより道路及び交通の状況を把握するとともに、関係機関との情報交換を行い、救援・災害復旧体制の早期確立を図る。

(2) 情報の提供

町は、災害発生箇所・内容、通行規制状況、う回路等の情報について、迅速かつ的確に道路利用者、防災関係機関等に情報提供を行う。

2 発見者等の通報

災害発生時に、道路施設の被害その他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官又は町に通報するものとする。町は、通報を受けた場合、その路線管理機関又は警察署に速やかに通報する。

3 規制の実施

(1) 規制の種別等

災害時における規制の種別及び根拠は、おおむね次による。

ア 道路法に基づく規制（同法第46条）

災害時において道路施設の破損、決壊等によりその保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めたときは、道路管理者が道路の通行を禁止し、又は制限（重量制限を含む。）する。

イ 道路交通法に基づく規制（同法第4条から第6条まで）

災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、県警察は、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限する。

ウ 災害対策基本法に基づく規制（同法第76条）

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、公安委員会は緊急輸送に従事する車以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

(2) 実施機関等

規制の実施は、関係道路管理者と警察機関と密接な連絡をとり、特に規制の時期を失しないよう留意する。

区分	実 施 者	範 囲
道路管理者	国（岐阜国道事務所）	国道258号線
	県	県道全般
	町（大垣土木事務所）	町道全般
	中日本高速道路㈱	名神高速道路町内通行地域
警察機関等	公安委員会	規制区域が2警察署以上 期間が1か月以上
	養老警察署長	管轄区域内 期間が1か月以上
	警察官	緊急を要する一時的な規制
	自衛官	緊急を要する一時的な規制（警察官がその場にい ない場合）

(3) 規制実施の要領

ア 産業建設部は、道路施設の被害等により危険な状態が予想され、若しくは発見したとき又は通報等により承知したときは、町道にあっては直ちに道路法第46条により必要な規制を行う。

イ 道路施設の管理が町以外の場合は、その管理者に通報するものとするが、規制をするいとまのない場合は、直ちに警察署長に通報して、道路交通法に基づく規制を要請する。

ウ 危険箇所がある場合は、警戒区域を設定し、立入り制限・禁止又は退去命令等の方法によって応急的な規制を行う。この場合、町本部は、できる限り速やかに道路管理者又は警察署に連絡して正規の規制を行う。

(4) 規制の周知徹底

町は、規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

(5) う回路の確保

規制を行ったときは、適当なう回路を設定して、必要な地点に図示する等、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

(6) 緊急通行車両の確認申請手続

ア 確認申請

災害応急対策を実施するための車両を使用しようとする場合は、県又は県公安委員会に緊急通行車両確認証明書（以下「証明書」という。）等の交付申請をする。

イ 証明書等の交付

緊急通行車両であることが確認され、証明書及び標章が交付された場合は、指定どおり車両に表示して走行する。

4 報告等

(1) 町は、規制を行ったときは、県（大垣土木事務所）及び警察署等に報告又は通知をする。

(2) 報告通知等に当たっては、次の事項を明示して行う。

ア 禁止、制限の種別と対象

- イ 規制する区間又は区域
- ウ 規制する期間
- エ 規制する理由
- オ う回路の道路、幅員、橋りょう等の状況等

５ 災害時の放置車両等への応急処置

災害時、町が管理する道路において放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う（運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。）。

第２ 輸送手段の確保

災害時における応急対策を実施するに当たり、被災者及び応急対策従事者の移送あるいは救助、復旧用物資等の輸送を迅速、的確に行う。

１ 自動車等の確保

(1) 自動車等確保の要請

町本部各班は、災害輸送のため、自動車、舟艇等の借上げ等を要するときは、建設班に次の輸送の条件を明示して車両確保（借上）等の要請をする。

- ア 輸送区間又は借上期間
- イ 輸送量又は車両の台数
- ウ 集合の場所及び日時
- エ その他の条件

（注）各班の所属車両をその目的業務に使用する場合は、要請は行わない。

(2) 輸送の調整等

車両確保等の要請を受けた建設班は、各班と緊密な連絡の下に輸送の緊急度輸送条件、町本部保有車両の活動状況等を総合的に掌握し、輸送の効率的な確保の方法、輸送の優先順位を決定する。

(3) 輸送確保の方法

災害輸送のため必要な車両・舟艇の確保は、次による。

- ア 町本部所有車両
- イ J Aにしみの所有車両（町内各支店）
- ウ その他自家用車両
- エ 事業用貨物自動車の借上げ

(4) 応援要請等

町区域内において、自動車、舟艇等の確保ができないときあるいは町のみでは輸送ができないときは、県に対して要請及び調達のあっせんを依頼する。

(5) 輸送記録

車両を使用した各班は、車両使用書（様式５－１）、輸送記録簿（様式５－２）、輸送明細書（様式５－３）を作成し、整備保管する。

2 ヘリコプター離着陸場等の確保

町は、空中輸送が必要な場合には、ヘリコプターが安全に離着陸できる場所（避難所、避難場所を除く。）を県に報告するとともに、離着陸する場合の安全確保を図る。

3 緊急物資の地域内輸送拠点等の運用

町は、被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の指定避難所等へのアクセス、道路の被害状況及び予想される輸送物資の種類・量等を勘案し、被災地周辺の公的施設のうちから物資の一時集積配分拠点を確保し、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間設置する。

なお、陸路による緊急輸送が不能であると判断された場合には、ヘリコプターによる空輸を行うため、ヘリコプター緊急離着陸場を有する公的施設に物資を搬送し、ここを地域内輸送拠点等とする。

(1) 取扱物資

- ア 町の救援要請により他地域から配送される救援物資(食料、飲料水及び生活用品等)
- イ 食料、生活必需品等の応急生活物資
- ウ 義援物資集積所から町に配送される義援物資
- エ 医薬品

(2) 地域内輸送拠点等における業務

- ア 緊急物資、救援物資の一時集積及び分類
- イ 指定避難所等の物資需要情報の集約
- ウ 配送先別の仕分け
- エ 小型車両への積み替え、発送

(注)・大型車両による輸送は、原則として地域内輸送拠点等までとする。

・(2)ウ、エについては、ボランティアを積極的に活用する。

(3) 指定避難所等への輸送

指定避難所等までの輸送は、原則として町が実施する。

第6節 通信の確保

町は、防災関係機関と連携し、災害時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、通信手段の確保を図る。

1 情報通信手段の機能確保

町は、災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行う。また、支障を生じた施設がある場合、その復旧を行うため、必要な要員を直ちに現場に配置する。

2 有線通信施設による方法

(1) 普通電話による通信（非常通話）

災害時においても、通常の使用方法により利用するものとするが、通話が困難になった場合は被災地へ優先的に利用できる「災害時優先電話」により通話を行う。

災害時優先電話は次の4本である。

〔32－1101・32－0751・32－0214・32－0511〕

なお、町本部として非常通話、緊急通話用としての登録電話は、32－1101（総務課長）である。

(2) 警察電話による通信

一般加入電話及び非常通話がともに使用困難な場合であって、緊急を要するときは、最寄りの警察機関の協力を得て警察専用電話により通信の伝達を依頼する。

(3) 鉄道電話による通信

(4) その他有線放送による通信

3 無線通信施設による通信

(1) 養老町防災行政無線による通信

災害時において、回線不足等により通信に支障が生じた場合は、緊急及び災害に関する通信を優先させるため、「養老町防災行政無線管理運用規程」に定めるところにより通信の統制を行う。

(2) 警察無線電話による通信

防災行政無線電話及び消防無線電話による通信が使用困難な場合であって、緊急を要するときは、最寄りの警察機関の協力を得て、警察無線電話により通信の伝達を依頼する。

(3) 非常無線通信による通信

一般加入電話及び自局の無線電話による通信が不可能な場合であって、緊急を要するときは、アマチュア無線による災害情報の収集及び伝達について協力を要請するとともに、他の機関の無線局の協力を得て、非常無線通信の伝達を依頼する。

4 電報による通信

災害時における電報（非常）の取扱いは、発信紙の余白に「非常」と朱書きして電報サービス取扱い所に申し込む。

5 急使による通報

あらゆる通信施設が利用できないとき、あるいは、急使によることが適当な通信（連絡）は、伝令等急使を派遣して行う。町本部からの急使は、本部事務局員（本部事務局員が不足するときは、本部事務局から各部班に依頼して指名された者）が当たる。

6 文書による通報

通信に当たっては、通報の発受内容を記録し、発信した事項については文書によって重ねて通報する。

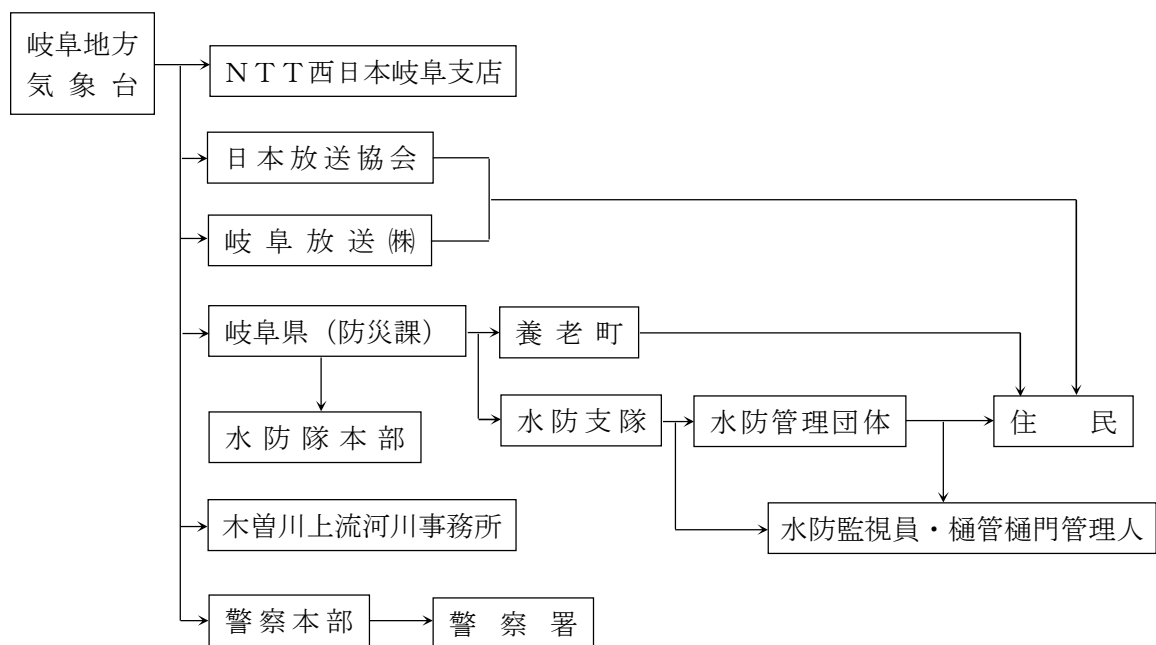
第7節 警報・注意報・情報等の受理・伝達

気象・地象・水象等による被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要である。また、円滑な応急対策活動を実施するため、町は、各防災関係機関との緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

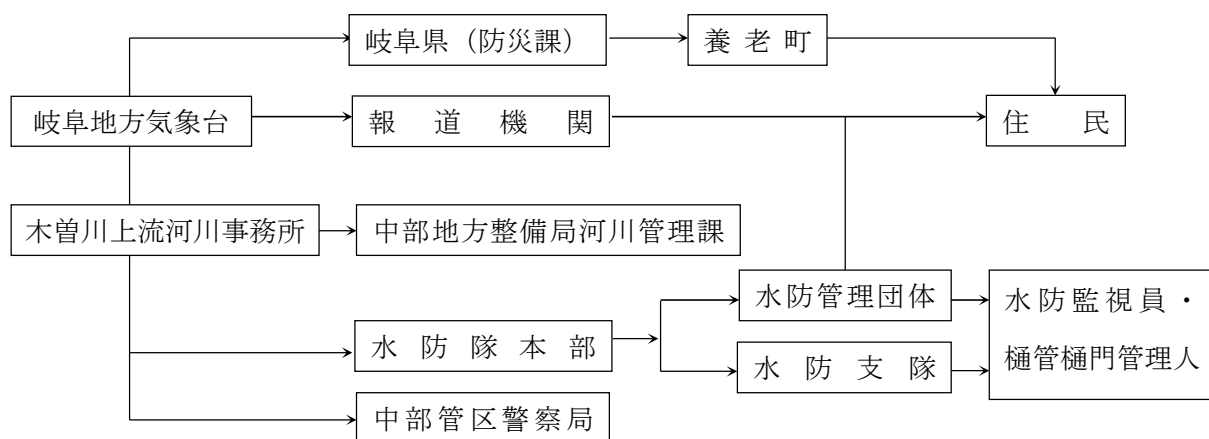
1 警報等の伝達

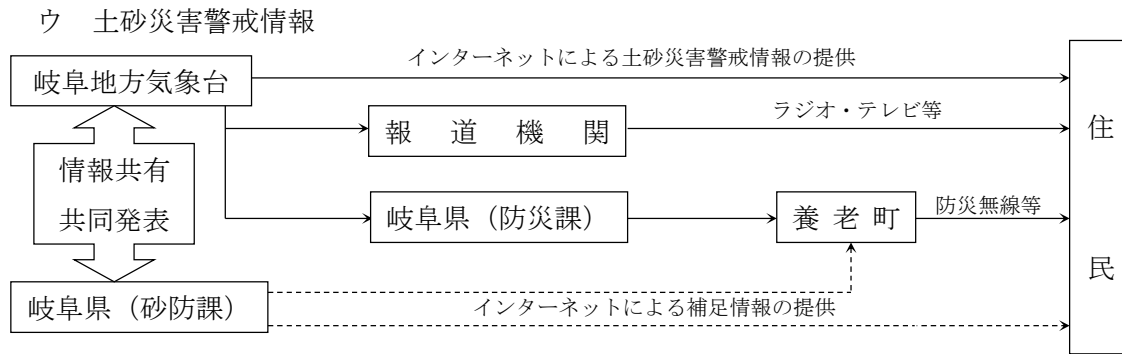
(1) 気象警報等の伝達系統

ア 気象警報



イ 洪水予報等





(2) 住民等への伝達

住民等に周知徹底の必要があると認めるときは、次により行う。

- ア 防災行政無線（屋外拡声子局及び戸別受信機）
- イ CATVによるデータ放送
- ウ 広報車による広報
- エ 防災アプリ及びあんしん防災ネットによる周知
- オ 消防団、自主防災組織等による伝令（電話、口頭）

(3) 防災気象情報と警戒レベルとの関係

ア 県は、避難情報の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として次表のとおり区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

警戒レベル	避難情報	警戒レベル相当情報		
		水位情報がある場合	水位情報がない場合	土砂災害に関する情報
警戒レベル 5	緊急安全確保	氾濫発生情報	大雨特別警報（浸水害）	大雨特別警報（土砂災害）
警戒レベル 4	避難指示	氾濫危険情報	・浸水キキクル（危険）	・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル（危険）
警戒レベル 3	高齢者等避難	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・浸水キキクル（警戒）	・大雨警報（土砂災害） ・土砂キキクル（警戒）
警戒レベル 2	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	・浸水キキクル（注意）	・土砂キキクル（注意）
警戒レベル 1		早期注意情報（警報級の可能性）		

イ 町は、アの警戒レベル相当情報が発表されたときには、警戒レベルに応じた災害応急活動体制を確立するとともに、本章第14節「避難対策」に定めるところにより避難指示等を行い、住民等に周知徹底を図る。

2 警報等の伝達及び警告

町本部は、火災予防上危険な気象の状況における火災に関する予報若しくは警報、並びに予想される災害事態及びとるべき措置について県から通知を受けたときは、関係機関及び住民等に伝達する。

3 異常現象発見の手続

(1) 発見者の通報

異常な現象を発見した者は、次の区分により関係の機関（職員）に通報しなければならない。

ア 火災に関する現象 → 消防機関（消防署及び消防団員）

イ 水防に関する現象 → 水防機関（水防管理団体（養老町）、水防監視員、消防団）、
消防署、警察署

ウ その他に関する現象 → 町本部、消防機関（消防署及び消防団員）、警察署
（土砂災害を含む）

(2) (1)によって通知があったときは、直ちに次の機関に通報するとともに、住民及び関係機関に周知徹底する。

ア 気象に関する現象 → 岐阜地方気象台

イ 異常現象によって予想される災害と関係のある隣接市町 → 隣接市町

ウ 異常現象によって予想される災害と関係のある県支部 → 県支部関係機関

4 気象警報等の種別

防災と関連のある気象警報等の種別は、次の区分に従って扱う。

(1) 気象警報等の発表基準

気象ないしは気象と関連する異常現象等について気象台において発表される。

養老町における警報・注意報及び情報の種別及び基準は、次表のとおりである。

警報・注意報発表基準一覧表 (令和4年5月26日現在)
(発表官署 岐阜地方气象台)

養老町	府県予報区		岐阜県	
	一次細分区域		美濃地方	
	市町村等をまとめた地域		岐阜・西濃	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	35
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	170
	洪水	流域雨量指数基準		津屋川流域＝13.7、牧田川流域＝37、五三川流域＝8.2、金草川流域＝9.4、杭瀬川流域＝33、相川流域＝27.7、色目川流域＝4.6、泥川流域＝9.6
		複合基準(※1)		—
		指定河川洪水予報による基準		揖斐川中流[岡島・万石]、長良川中流[忠節・墨俣]、揖斐川下流[今尾]
	暴風		平均風速	17m/s
	暴風雪		平均風速	17m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm
	大雨	表面雨量指数基準		18
		土壌雨量指数基準		113
注意報	洪水	流域雨量指数基準		津屋川流域＝10.9、牧田川流域＝29.6、五三川流域＝6.5、金草川流域＝7.5、杭瀬川流域＝26.4、相川流域＝22.1、色目川流域＝3.6、泥川流域＝7.5
		複合基準(※1)		津屋川流域＝(9、10.9)、牧田川流域＝(10、29.6)、色目川流域＝(9、3.6)
		指定河川洪水予報による基準		揖斐川中流[万石]
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		融雪により災害が発生するおそれのある場合	
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度 25%で、実効湿度 60%	
	なだれ		①24時間降雪の深さが30cm以上で積雪が70cm以上になる場合 ②積雪の深さが70cm以上あって、日平均気温が2℃以上の場合 ③積雪の深さが70cm以上あって、降雨が予想される場合	
	低温		平野部	冬期：最低気温 －5℃以下

	平野部以外	冬期：最低気温 －9℃以下
霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下	
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm

※1 表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表す。

※2 表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを示す指数

※3 土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に溜まっている雨水の量を示す指数

※4 流域雨量指数：降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数

(2) 特別警報

(1)の警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、気象庁は、「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼びかけることとしている。

特別警報が発表された場合、当該地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあり、直ちに命を守るための行動をとる必要がある。

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 参考 雨に関する養老町の50年に一度の値 (令和4年3月24日現在) 48時間降水量：480mm 3時間降水量：187mm 土壌雨量指数：281
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 参考 50年に一度の積雪深と既往最深積雪深（関ヶ原） (令和3年10月28日現在) 50年に一度の積雪深：96cm 既往最深積雪深：79cm

〔注〕 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。

(3) 水防活動用警報等

水防活動に資するため水防関係機関に対し、発表する注意報及び警報であって、種別、内容は次のとおりである。

区 分		警 報 等 の 内 容
(1)	水 防 活 動 用 気 象 注 意 報	気象注意報のうち、大雨注意報の発表があった時、本注意報があったものとし、水防活動用の語をつけない。
(2)	水 防 活 動 用 気 象 警 報	気象警報のうち、大雨警報の発表があった時、本警報があったものとし、水防活動用の語をつけない。
(3)	水防活 動用洪 水注意 報	一般河川 気象洪水注意報の発表でこれに代える。水防活動用の語はつけない。
	協 議 河 川	協議河川についての洪水注意報の発表をする。水防活動用の語はつけない。
(4)	水防活 動用洪 水警報	一般河川 気象洪水警報の発表でこれに代える。水防活動用の語はつけない。
	協 議 河 川	協議河川についての洪水警報の発表をする。水防活動用の語はつけない。

(4) 水防警報等の発表基準

河川管理者が特に必要と認め指定した次の河川について、洪水時において基準地点の水位により各種情報の発表を行う。

ア 水防警報河川

水防法第16条に基づき、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川について、国土交通大臣若しくは知事が水防管理団体に対して情報若しくは警報を通知する。

種 類	発 表 の 基 準
水 防 情 報	水位の昇降、滞水時間及び最高水位とその時刻等、水防活動上の情報を関係機関に徹底する必要があるとき。
水 防 警 報	水位が氾濫注意水位に達するか、又は氾濫注意水位を超えて危険が予想されるとき。

イ 洪水予報河川

水防法第10条及び第11条に基づき、流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、国土交通大臣若しくは知事が気象庁長官と共同して、洪水に関する情報を水防管理団体に対して通知し、また一般に周知する。

種 類	発 表 の 基 準
氾 濫 注 意 情 報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位が上昇すると見込まれるとき。
氾 濫 警 戒 情 報	基準地点の水位が氾濫危険水位を超えるおそれがあるとき、もしくは避難判断水位を超え、なお上昇が見込まれるとき。
氾 濫 危 険 情 報	氾濫危険水位に到達したとき。
氾 濫 発 生 情 報	堤防から越水または破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき。
氾 濫 注 意 情 報 解 除	氾濫注意情報の必要がなくなったと認められるとき。

ウ 水位周知河川

水防法第13条に基づき、流域面積が大きい河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、国土交通大臣若しくは知事が洪水に関する情報を水防管理団体に対して通知し、また一般に周知する。

種 類	発 表 の 基 準
氾濫警戒情報	洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位として定めた避難判断水位に達したときに発表する。

各指定河川基準点

河川名	基準点名	水 防 団 待機水位	氾 濫 注意水位	出動水位	避難判断 水 位	氾 濫 危険水位	適 用
揖斐川	万石	2.50m	4.00m	5.00m	5.80m	6.40m	洪水予報河川 水防警報河川
牧田川	烏江	5.00m	6.50m	7.30m	7.30m	7.60m	水位周知河川 水防警報河川
泥川	室原新橋	6.00m	6.60m	—	7.10m	7.60m	水位周知河川 水防警報河川

(5) 火災警報

消防署における気象観測により、次の場合発令する。

- ア 実効湿度60%以下であって最小湿度40%を下り最大風速7mを超える見込みのとき。
- イ 平均風速10m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

火災警報の発令は、電話により各分団本部へ連絡し、警鐘台に警報発令中の吹流しをあげるとともに「火災警報発令中」の標示板を掲示し、また、広報車で住民へ周知する。

(6) 土砂災害警戒情報

岐阜地方气象台と県が、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報。危険な場所から全員が避難することが必要とされる警戒レベル4に相当する。

5 雨量観測による気象状況等の把握

- (1) 町本部・町支部は、注意報、警報発令時における町内各地の雨量状況を、雨量観測実施機関の協力を得て把握し、必要に応じて関係機関に伝達する。
- (2) 町本部・町支部は、管内の雨量状況の把握に努め、山崩れ、崖崩れ、土石流、出水警戒、堤防のき裂、破堤に対する警戒及び住民の避難等必要な対策をとるとともに、必要に応じて県に連絡する。
- (3) 町本部・町支部は、災害の発生が予測される気象状況のとき等は、警察署、県等と連絡を密にし、ラジオ、テレビ放送等に留意して的確な気象状況の把握に努め、集中豪雨等における住民の避難等が適切にできるように努める。

第8節 災害情報等の収集・伝達

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うためには、防災関係機関との連絡、情報収集及び正確な情報提供が不可欠であり、迅速に被害状況及び災害応急対策等の情報の調査、報告（即報）及び収集、伝達体制を確立する。

ただし、災害が発生してから一定期間経過後等に行う詳細な調査については、それぞれ応急対策に関連する計画の定めるところによる。

1 情報の収集・連絡手段

(1) 情報の収集

町は、積極的に職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

(2) 情報の整理

町は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かす。また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図る。

(3) 情報の連絡手段

町は、県被害情報集約システム、電話、メール、ファクシミリ、防災行政無線、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じて最も有効な手段により情報を連絡するが、県に対しては、原則、県総合防災情報システムにより報告する。

2 被害状況の調査等

(1) 調査担当

被害状況の調査は、次表に掲げる者が、関係の機関及び団体と協力し、又は応援を得て実施する。

調査事項	調査担当部	団体・協力・応援機関
住家等一般被害	住民福祉部	区長、民生委員
医療施設被害	住民福祉部	医療関係者
社会福祉施設等被害	住民福祉部	施設管理者、各園長
衛生施設被害	住民福祉部 産業建設部	清掃関係者、水道組合、水道関係者
商工業関係被害	産業建設部	商工会
観光施設被害	産業建設部	観光協会
農業関係被害	産業建設部	農事改良組合、農業・漁業各協同組合、土地改良区
林業関係被害	産業建設部	森林組合

土 木 施 設 被 害	産 業 建 設 部	
都 市 施 設 被 害	産 業 建 設 部	
町 有 財 産 被 害	産 業 建 設 部	
教育・文化関係被害	教 育 部	各施設管理者
総 合 被 害	総 務 部	

(注1) 土木施設については、県管理分も町において一括調査する。この場合県大垣土木事務所と共同して調査を行う。

(注2) 「大規模土砂災害時における地域連携マニュアル」(第2章)に基づき、国や県等関係機関と情報を共有する。

(注3) 近隣市町村の災害発生状況の情報について、各調査実施部で収集・整理し、情報を共有する。

(2) 町本部内における連絡等

町本部内における被害状況のとりまとめ、災害情報の連絡等は、次の方法による。

ア 収集

各班においては、収集した被害状況その他の情報は本部事務局を通じて担当部長に、担当部長は町本部長に報告する。

イ 連絡

町本部（本部事務局）において承知し、収集した情報のうち、各部班において必要な事項については、その事項を所管する担当部長及び班長に連絡する。

ウ 伝達

本部員会議の決定事項及び本部長の指示命令等は、その部の部長が班長及び班員に伝達する。

3 被害状況等の報告

(1) 報告の方法

ア 町は、地域内に災害が発生した場合は、災対法及び災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領に基づき、県にその状況等を報告するとともに、応急対策終了後15日以内に文書により県に確定報告を行う。

イ 通信の途絶等により県に連絡できない場合は、直接消防庁に報告し、連絡がとれ次第、県にも報告する。

ウ 災害情報及び被害状況報告は、災害対策上極めて重要なものであり、あらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調整について責任をもつ。

エ 被害の調査について、被害甚大で町においては不可能なとき、又は調査に技術を要するため、町単独ではできないときは、関係機関（県事務所等）に応援を求めて行う。

オ 町は、県と連携し、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び政府本部を含む防災関係への共有を図る。

(2) 一定規模以上の災害

ア 町は、火災・災害等即報要領「第3 直接即報基準」に該当する火災、災害等を覚知したときは、第一報を県に報告するとともに、直接消防庁に対しても、原則として30分以内

で可能な限り早く、わかる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行う。

イ 消防本部への119番通報が殺到した場合には、火災・災害等即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県に報告するとともに、直接消防庁へも報告する。

ウ 町は震度6弱以上の地震を観測した場合（総務省から必要に応じて報告を求められた災害も含む。）は、総務省が別に定める方法等により、県へ報告する。県は、同方法等により把握した被災市町村における行政機能の確保状況を総務省へ報告する。

(3) 調査及び報告等

被害状況等の調査及び報告は、災害の種別、その他の災害条件によって一定できないが、おおむね次表の区分によって調査し、県被害情報集約システム等を用いて報告する。報告後は、報告先に対し着信の確認を行う。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡する。

なお、被害状況については、整理した上で、住民に対して情報提供を行う。

種 別 区 分	調 査 報 告 事 項	報 告 時 限
災 害 概 況 即 報	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、発生状況、被害概況、防護応急活動状況等を即時に報告する。	発生の都度即時
被 害 状 況 即 報	災害により被害が発生したとき、直ちにその概況を調査し、報告する。	発生後毎日定時
中 間 調 査 報 告	概況調査後被害が増大し、あるいは減少したとき、及び概況調査で省略した事項を調査し報告する。	被害の状況がおおむね確定したとき
確定（詳細）調査報告	災害が終了し、その被害が確定したときに全調査事項を詳細に調査し、報告する。	確定後3日以内

（注） 毎日定時に報告を必要とする場合は、県の指示に基づき、本部事務局においてその時刻、回数、期間を検討のうえ指示する。

(4) 被害の調査報告の優先順位

調査報告の順序・時期は、災害の種別・規模等によって一定できないが、町本部においては、人的被害（行方不明者の数を含む。）と直接つながる被害、すなわち住家等一般被害状況の調査、報告を他の被害に優先して行う。

4 被害状況等の報告系統

町は、次の方法により被害状況等を報告する。なお、被害状況等の各部門別のとりまとめ及び県等に対する報告は、それぞれの部門を担当する各部（課）において行う。

(1) 被害、復旧の状況

別表1のとおり

(2) 対策の実施状況

別表2のとおり

5 応急対策活動情報の連絡

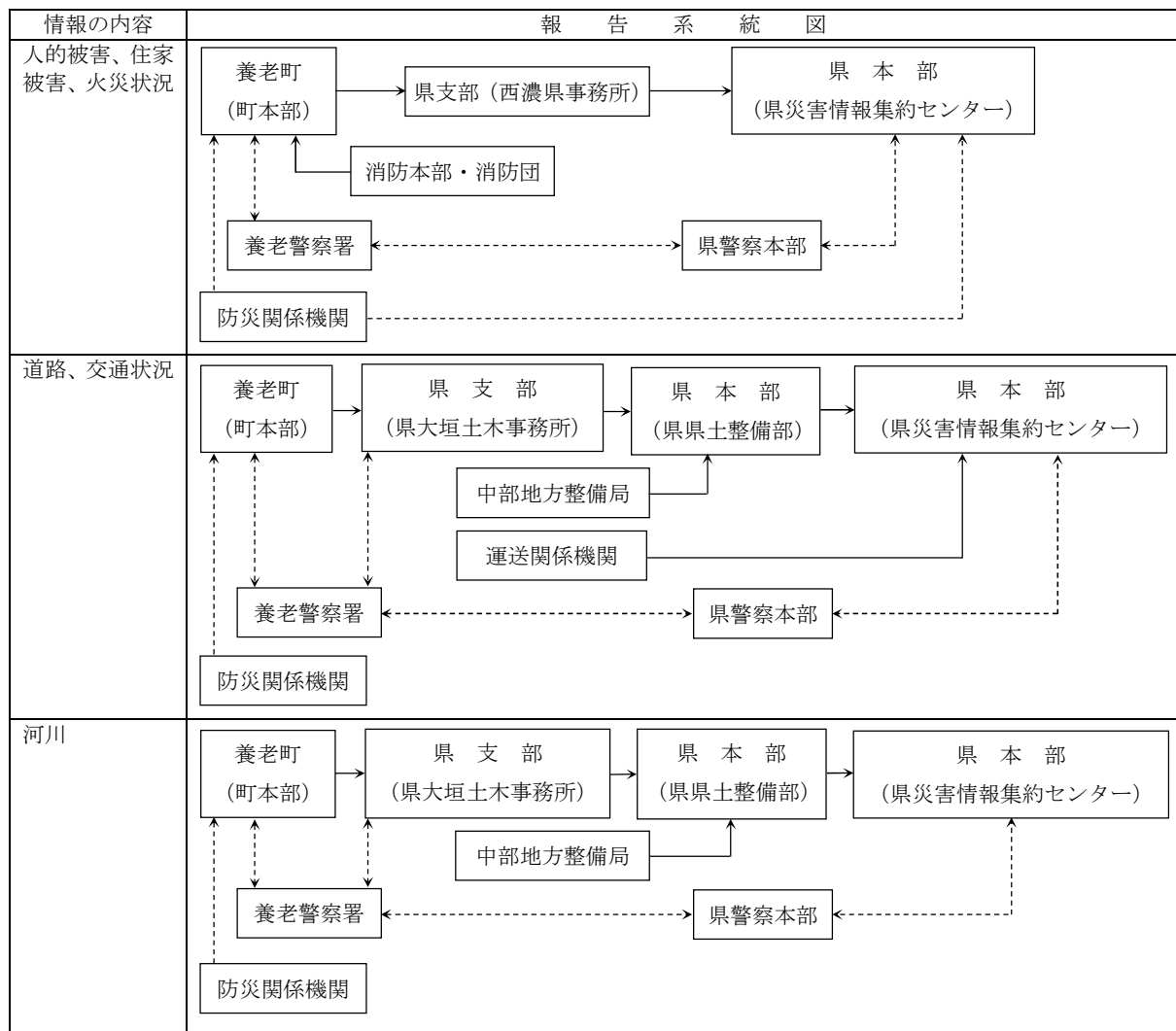
町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡する。

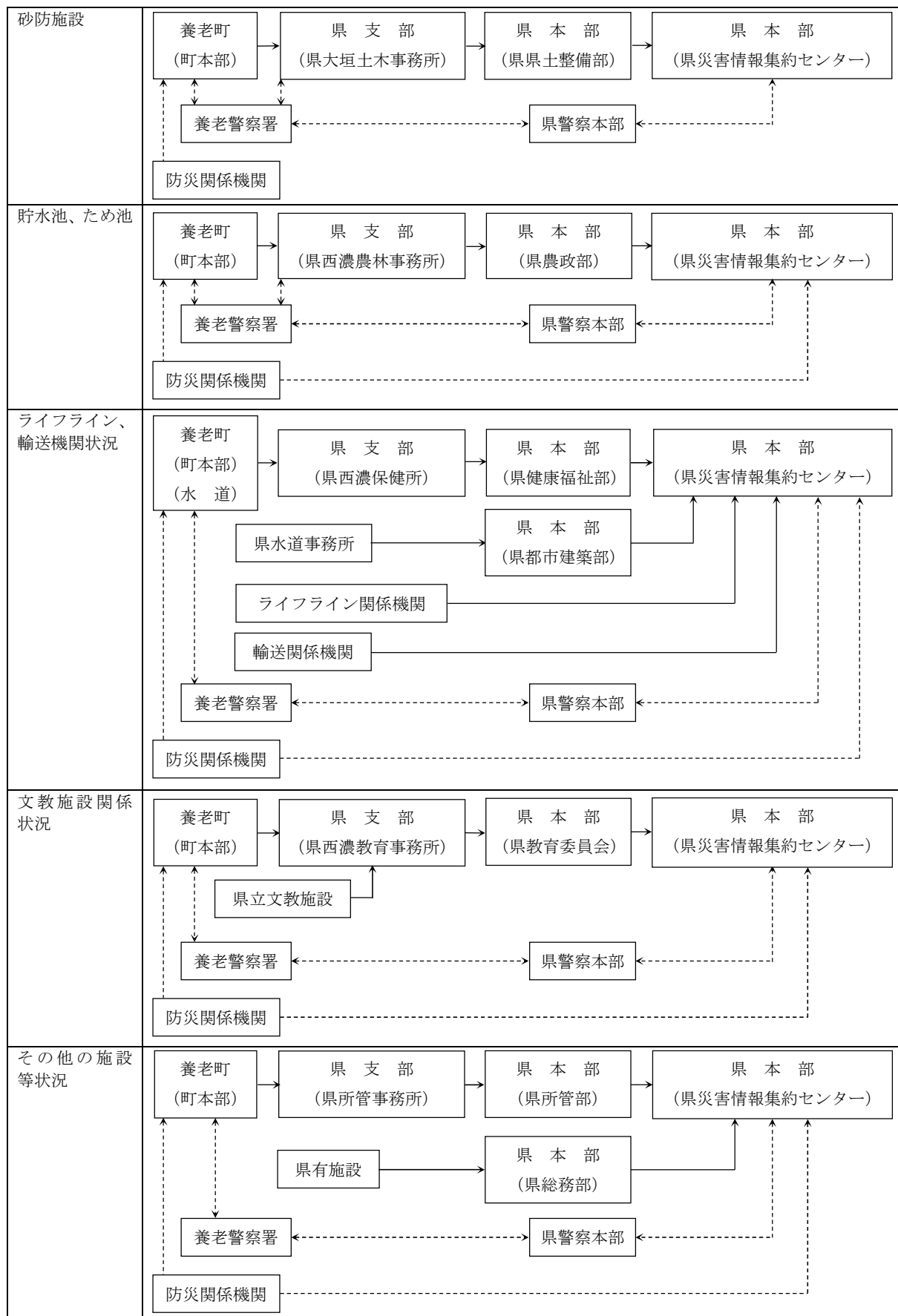
6 情報の共有化

町は、県と連携し、次の対策を実施して、関係機関との情報共有を図るよう努める。

- (1) 災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること。
- (2) 関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること。
- (3) 町本部長の求めに応じて、関係機関が情報の提供、意見の表明を行うこと。

別表 1





→ 報告

- - - - - 情報収集

別表 2

情報の内容	報 告 系 統
住民避難の状況	<pre> graph LR YagotoTown["養老町 (町本部)"] -- 報告 --> CountyBranch["県支部 (西濃県事務所)"] CountyBranch -- 報告 --> CountyHQ["県本部 (県災害情報集約センター)"] CountyHQ -.-> CountyPoliceHQ["県警察本部"] CountyPoliceHQ -.-> YagotoPoliceStation["養老警察署"] YagotoPoliceStation -.-> YagotoTown </pre>
救援物資、避難所運営、ボランティアの受入状況 その他の対策の状況	<pre> graph LR YagotoTown["養老町 (町本部)"] -- 報告 --> CountyBranch["県支部 (西濃県事務所)"] CountyBranch -- 報告 --> CountyHQ["県本部 (県災害情報集約センター)"] </pre>

——→ 報告

-----> 情報収集

第9節 災害広報

災害時には様々な情報が錯綜して、社会的混乱が起きることが考えられるので、正確な情報を速やかに公表・伝達することが重要で災害時に被災者等への情報が乏しい場合、断片的情報が人々に伝わる間にそれが変質してデマとなることがある。混乱時の民生及び社会秩序の安定を図るため、デマの防止対策を考慮しておかなければならない。

このため、被災者へのきめ細かな情報の提供に心がけるとともに、デマ等の防止対策を講じ、情報の伝達は、新聞、テレビ、ラジオ等のマスコミのほか、同報無線、掲示板、携帯電話（防災アプリ、あんしん防災ネット）、インターネット等多種多様な方法により行い、情報の混乱を避けるため、関係機関相互の情報の共有及び情報提供窓口の一元化を図る。

1 災害広報の実施

町本部における被害状況その他災害情報の収集及びその広報は、総務部企画政策班が担当し、被災地住民をはじめとする住民に対して、適切かつ迅速な広報活動を行う。

(1) 広報の方法

被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、掲示板、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、防災アプリ、あんしん防災ネット、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るなどあらゆる伝達手段の複合的な活用を図る。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報を提供。

(2) 広報の内容

被災者のニーズに応じたきめ細かな情報を提供する。その際、情報の混乱を避けるため、関係機関と十分に連携を保つ。

ア 災害の状況に関すること。

イ 避難に関すること。

(7) 町本部が実施した避難情報の内容、避難場所

(4) 居住者がとるべき行動

ウ 応急対策活動の状況に関すること。

(7) 交通規制及び道路情報等に関すること。

(4) 水道、電気、ガスの供給状況及び復旧予定

- (ウ) 路線バスの運行状況及び復旧予定
 - (エ) 電話の使用制限及び復旧予定
 - (オ) 金融機関の非常金融措置及び業務運営予定
 - (カ) 救護所の開設状況、その他の医療情報
- エ その他住民生活に関すること（二次災害防止情報を含む）。
- (ア) 被災者の安否情報
 - (イ) 食料、飲料水、生活必需品等の供給に関すること。
 - (ウ) 水道、電気、ガスの二次災害防止に関すること。
 - (エ) 下水道の使用に関すること。
 - (オ) 防疫に関すること。
 - (カ) 臨時災害相談所の開設に関すること。
 - (キ) 流言飛語の防止に関すること。

2 報道機関に対する情報発表及び報道の要請

町本部は、県と連携し、情報を一元的に報道機関に提供し、必要に応じ報道要請する。特に、居住者等に密接に関係のある事項について情報提供・報道要請をする。

3 デマ等の発生防止対策

町本部は、デマ等の発生を防止するため、関係機関の協力も得て正確な情報を提供するとともに、デマ等の事実をキャッチしたときはその解消のため適切な措置をする。

4 被災者等への広報の配慮

町本部は、町防災行政無線、CATV、広報車、インターネット、SNS、防災アプリ、あんしん防災ネット等の様々な広報手段を活用し、要配慮者に配慮した、わかりやすい情報伝達に努める。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人及び訪日外国人に配慮した広報を行う。特に外国人に対しては、多言語による災害情報の発信に配慮する。

5 住民の安否情報

- (1) 町本部は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。
- (2) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。
- (3) 町本部は、インターネット等を利用して住民の安否情報を収集し、一般住民等からの安否照会に対応する。また、電気通信事業者により、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」及び携帯版災害用伝言板サービスの活用について周知し、住民の安否確認と電話

の輻輳緩和を図る。

6 総合的な情報提供・相談窓口の設置

- (1) 町本部は、各部（班）が実施する情報提供・相談事業を調整し、効果的な情報の提供や相談に応ずるため、情報提供・相談窓口を設置する。
- (2) 情報提供・相談窓口は、各部（班）から派遣された要員で構成する。

第10節 消防計画

災害時における消防の応急対策は、本計画に定めた消防に関連する計画のほか消防組織法第4条第2項に基づき作成する「養老町消防計画」及び「養老町消防本部大震災対策計画」による。

第11節 水防計画

水防管理団体が行う水災の警戒、防御及び災害応急対策等水防計画は、水防法第33条の規定に基づいて作成する「養老町水防計画」に定めるところによる。

第12節 県ヘリコプターの活用

機動性に優れた県ヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集、伝達や救出・救助活動、負傷者の搬送、緊急輸送物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。

1 防災ヘリコプターの出動要件

- (1) 災害の状況把握及び情報収集が必要な場合
- (2) 被災地等への救援物資等の輸送及び応援要員等の搬送が必要な場合
- (3) 住民への避難誘導及び警報等の伝達が必要な場合
- (4) その他特に防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が必要と認められる場合

2 防災ヘリコプターによる支援の要請

町本部は、防災ヘリコプターによる支援を要請する場合は、岐阜県防災ヘリコプター支援協定書（資料2-4参照）に基づき、航空隊に対して次の事項を明らかにして行う。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害の発生日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 離着陸を伴う場合においては、離着陸予定地及び地上支援体制
- (5) その他必要事項

3 防災ヘリコプターの運航体制

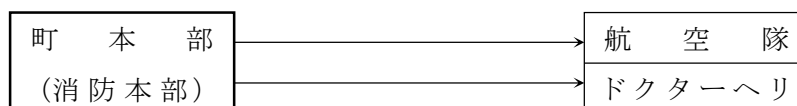
その他防災ヘリコプターの運航体制等については、岐阜県防災ヘリコプター支援協定書（資料2-4参照）、岐阜県防災ヘリコプターの運航管理要綱の定めるところによる。

4 ドクターヘリの出動要請

町本部は、ドクターヘリの出動要請をする場合は、岐阜県ドクターヘリ事業に関する協定（資料2-4の2参照）に基づき実施する。

5 ドクターヘリの運用要領

ドクターヘリの運用等については、岐阜県ドクターヘリ事業に関する協定（資料2-4の2参照）、岐阜県ドクターヘリ運用要領の定めるところによる。



第13節 災害救助法の適用

災害が一定規模以上でかつ応急的な復旧を必要とする場合は、災害救助法を適用し、保護と社会秩序の保全を図ることが必要で、制度の内容、適用基準及び手続を関係機関が十分熟知し、災害時における迅速・的確な法の適用を図る。

1 災害救助法の適用

(1) 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、県知事が法定受託事務として応急救助を行うものであるが、救助の事務の一部を町長が行うこととすることができる。

救助の種類、程度、方法及び期間に関しては、内閣総理大臣が定める基準に従い県知事が定めることとされており、県及び町が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。

ただし、町は一時繰替支弁することがある。

また、県及び町は、災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度などの積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。

(2) 被害状況の把握及び報告

町は、速やかに被害状況の把握を行い、把握した被害状況を県に報告する。被害が甚大で正確に把握できない場合は、概数による緊急報告を行う。

また、県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況の報告が一時的に不可能な場合には、直接、国に対して緊急報告を行う。

(3) 災害救助法の適用

町長は、災害により災害救助法を適用する必要があると認めた場合、県知事に対し、その旨を要請する。

県知事は、町長の要請に基づき、必要があると認めた場合、災害救助法を適用する。

また、県知事は、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合、災害救助法を適用する。

(4) その他

災害救助法の適用等の詳細については、岐阜県災害救助法施行細則、別に定める災害救助の手引による。

第14節 避難対策

災害発生に伴い、人命の安全を第一に避難活動を実施し、及び避難路の安全性を確保する。特に避難行動要支援者等、避難行動に時間を要すると考えられる者に対しては、早めに避難を呼びかける必要がある。このため、町は避難指示の前段階として、高齢者等避難を発令する。

また、避難所生活が長期化した場合、避難者同士のトラブルの発生、学校教育の再開の遅延等様々な弊害が生じ、これら弊害を除去し、最低限の生活環境が保持できるように対応を図る必要がある、このため避難所での生活環境の保持を図る。

1 避難の指示

災害から人命、身体のプロ、又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるときは、町長は、危険区域の居住者に対して、避難のための立退きの指示を行う。

町は、住民に対する避難情報を発令するにあたり、国や気象台、県が発表する洪水予報等の情報や河川の水位、画像情報、また、県から提供される水害危険情報図等を基に、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難情報の発令に努める。

町は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

町は、安全な場所に移動する「立退き避難」が避難行動の基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると住民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることを踏まえ、住民等に周知する。

(1) 避難情報の区分

区 分	実 施 者	根 拠 法 令
高齢者等避難	町 長	
避難指示	町 長	災害対策基本法第60条
	警察官	災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条
	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る）	自衛隊法第94条

知 事	災害対策基本法第60条（市町村長がその事務を行うことができないと認めたときの事務の代行）→直ちにその旨を公示する。
知事、又はその命を受けた職員又は町長	水防法第29条及び地すべり等防止法第25条→直ちに当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

(2) 発令基準

避難情報の発令基準の概要は次のとおりとし、具体的な基準については、「避難情報の判断・伝達マニュアル」に定めるとおりとする。

種 別	発令基準	住民に求める行動
高齢者等避難	・河川の水位が氾濫注意水位若しくは水防団出動水位を超え、事前に避難準備をすることが適当であると判断されるとき。 ・気象予警報等が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断されるとき。 ・災害の発生を覚知し、諸般の状況から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適当であるとき。	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始する。） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	・河川の水位が避難判断水位を超え、事前に避難を要すると判断されるとき。 ・土砂災害警戒情報が発表され、補足情報や前兆現象等を総合的に判断し、災害の発生が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。 ・高齢者等避難より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき。 ・災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始（避難場所等への避難行動によりかえって危険が及ぶおそれがある場合は、屋内での安全確保をする。）

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切でなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難（垂直避難）することに留意すること。

※ 町本部が設置される役場庁舎において十分な状況把握が行えない場合は、避難情報の発令を行うための判断を被災地近傍の公共施設等に設置される現地災害対策本部で行うなど、適時適切な対応に努める。

ア 町は、水害が発生するおそれがあると認められる場合、必要な地域に降雨、河川の水

位、異常現象等の情報を知らせ、住民等への注意喚起を行うとともに、状況に応じて住民等が自ら危険性を判断して速やかに避難すること（以下「自主避難」という。）を促す。

なお、自主避難の呼びかけについては、状況に応じて、避難行動要支援者等の避難行動に時間を要する者に対し、早めの避難行動の開始を求める高齢者等避難の発信に特に留意する。

イ 避難情報を発令する場合は、前記表の基準を参考に、今後の気象予測、現地状況等を含めて総合的に判断して発令する。

なお、台風などの災害に対して警戒する場合においては、気象庁が発表する情報の他巡視活動による状況把握に努め、避難所の開設の有無によらず躊躇なく、避難情報を発令する。

ウ 避難措置の実施者は、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を平易にするなどの工夫を行い、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

また、災害対策本部の置かれる役場庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難情報の発令を行うための判断を被災地近傍の公共施設等に設置される現地災害対策本部で行うなど、適時適切な対応に努める。

エ 住民に対する避難情報を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難情報の発令に努める。

オ 避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

カ 必要に応じて指定地方行政機関及び県に対し、避難情報発令の対象地域、判断時期等について助言を求めることができる。

(3) 避難の指示内容

避難の指示は、次の内容を明示して行う。

ア 避難対象地域

イ 避難単位（避難情報の発令対象地域）

ウ 避難先

エ 避難路

オ 避難の指示の理由

カ その他必要な事項

(4) 避難情報の解除

町は、避難情報の解除に当たっては、必要に応じて、国又は県に助言を求めるとともに、十分に安全性の確認に努める。

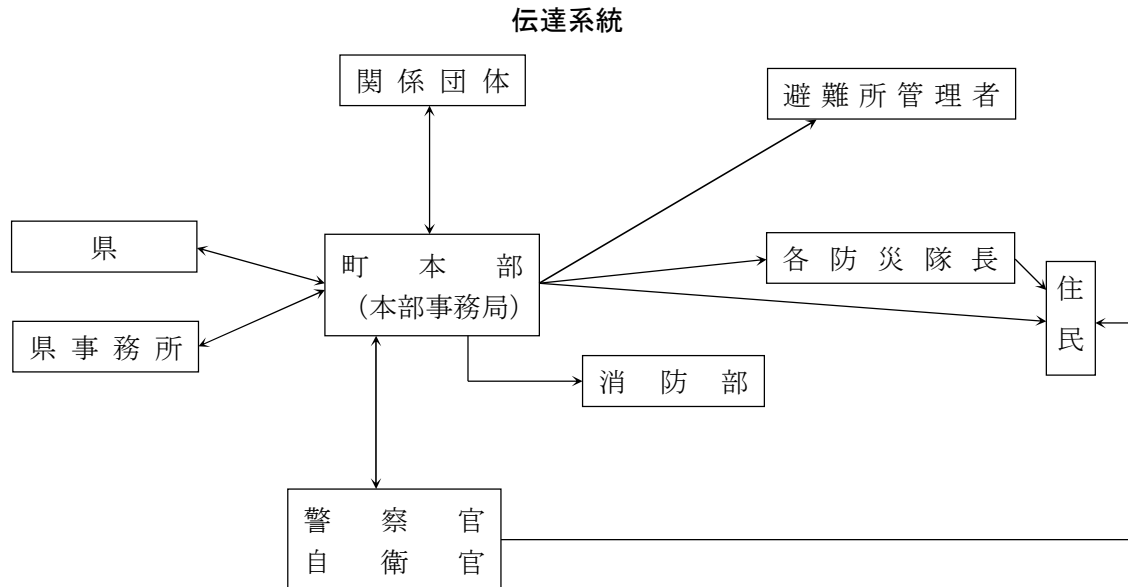
2 警戒区域の設定

災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めたときは、町長は警戒区域を設定し、当該区域への立

入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

3 避難措置等の周知徹底

避難指示があったとき又はそれを承知したときは、次の要領によって避難する地域の住民その他関係機関にその徹底を図る。なお、避難指示をしたときは、次の要領により地域住民等とその周知徹底を図る。



(1) 関係機関相互の通知及び連絡

避難のための立退きを指示し、若しくは指示等を承知したとき、避難指示者等は、関係機関に通知又は連絡する。

(2) 住民等に対する周知

ア 町は、避難の指示を行った場合、又は他機関からその旨の通知を受けた場合は、本章第9節「災害広報」により、住民への周知を実施する（避難の必要がなくなったときも同様とする。）。

イ 町は、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

ウ 町は、安全な場所に移動する「立退き避難」が避難行動の基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると住民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることを踏まえ、住民等に周知する。

4 避難に当たっての留意点

避難誘導者（消防団員・町職員・自主防災組織等）又は避難する者は、次のような点に留意して安全な避難に努めなければならない。

(1) 着衣等

避難に当たっては、次のものを着用し、又は携行すること。

ア 頭部を座布団等で保護すること。

イ 夏期等でも身体の裸出を避け、できるだけ厚着をすること。

ウ 夜間は、懐中電灯をヒモで首から下げること。

エ ロープ、ヒモ等を携行すること。

(2) 携帯品（所持品）

携帯品はできるだけ最小限度にとどめ、自力で所持でき、避難に際して障害にならない程度とすること。

5 避難誘導

避難者又はその誘導者は、避難に当たっての行動に際して、次の点に注意する。

(1) 避難の誘導

ア 避難措置の実施者は、避難情報を発令するとともに、住民が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。避難誘導に当たっては、避難所、避難路、災害危険箇所等の所在、防災気象情報、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

イ 避難措置の実施者は、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

警戒レベルと避難行動の関係

警戒レベル	住民が取るべき避難行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	命の危険がある。直ちに安全を確保する。	緊急安全確保（必ず発令される情報ではない）
警戒レベル4	危険な場所から全員避難する。	避難指示
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	自らの避難行動を確認する。	洪水注意報・大雨注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性）

ウ 町は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難情報の発令を行うための判断を風水害の被災地近傍の町施設等で行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

(2) 避難の順序

ア 誘導補助者等

避難誘導者が不足し、あるいはいないときにあつては、避難者等のうちから壮健なもの

が誘導補助者あるいは直接誘導者となって統制をとり安全を期すること。

イ 集団の脱落防止

集団避難する場合にあつては、誘導者は人員の掌握に努めるとともに、脱落等を防ぐためロープ等により確保に努めること。

なお、集団の配列に当たっては高齢者や幼児等要配慮者を中央の安全な場所に位置させる等留意すること。

ウ 誘導者の配置

集団避難時にあつては、誘導者は、先頭と最後尾につくこと。また、規模、危険度の高いときは、適宜補助員を増配置すること。

エ 病人等の避難

避難は、各人が自力で行動することを原則とするが、病人、乳幼児等自力で行動できないものがあるときは、誘導者あるいはその補助者がその家族に助力すること。

(3) 移送の方法

避難、立退きに当たっての移送及び輸送は、避難者が各個に行うことを原則とする。ただし、避難者が自力による立退きが不可能な場合においては、町において車両、舟艇等によって行う。

(4) 広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、町において処置できないときは、県を通じ、自衛隊の出動を求める等適宜の方法を要請する。

なお、事態が急迫しているときは、直接隣接市町、警察署と連携して実施する。

(5) 避難路の通行確保

町は、迅速かつ安全に避難できるよう、自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど、通行の支障となる行為を排除・規制し、避難路の通行確保に努める。

6 自主防災組織による避難活動

自主防災組織は、自ら又は町の指示・誘導により、次のとおり避難活動を実施する。

- (1) 避難情報の地域内居住者等への伝達の徹底
- (2) 避難時の携行品(食料、飲料水、貴重品等)の周知
- (3) 高齢者、傷病者、身体障がい者等の保護を要する者の介護及び搬送
- (4) 防火、防犯措置の徹底
- (5) 組織的な避難誘導、避難場所又は避難所への受入れ
- (6) 地域内居住者の避難の把握

7 避難場所及び避難所の開設・運営

(1) 避難所の開設

ア 町は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令とあわせて指定緊急避難場所及び指定避難所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

イ 町は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

ウ 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。また、安全性の判断が難しい場合、専門家等による現地確認の依頼について検討を行う。

エ 町は、要配慮者に配慮し、必要に応じて福祉避難所を設置する。さらに、要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所を確保するよう努める。

オ 町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

カ 町は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しない。

キ 町は、県と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(2) 指定避難所開設の周知・報告

町は、指定避難所を開設したときは、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ県警察等関係機関に連絡する。また、その後の収容状況を毎日「救助日報」(様式3-5)により県に報告する。

(3) 職員の駐在

指定避難所を開設したときは、指定避難所ごとに町職員を派遣・駐在させ、指定避難所の管理と被災者の保護、被災者情報、支援対策等の広報に当たらせる。

(4) 指定避難所における措置

指定避難所における救援措置は、おおむね次のとおりとする。

ア 避難者の受入れ

イ 避難者に対する給水、給食措置

ウ 負傷者に対する医療救護措置

エ 避難者に対する生活必需品の供給措置

オ その他被災状況に応じた応援救援措置

(5) 指定避難所の運営・管理等

町は、あらかじめ定めた避難所運営マニュアル(在宅避難者への対応を含む。)に従って、次の事項に留意し、適切な運営・管理を行う。

ア 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。

- イ 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。
- ウ 指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。
- エ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師・歯科医師・歯科衛生士・保健師・助産師・看護師・管理栄養士等による巡回の頻度、感染症予防対策の実施状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。
- オ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- カ 町は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- キ 町は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。
- ク 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。
- ケ 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、県警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- コ それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、県等への報告を行う。
- サ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等に対し、要配慮者の居場所や安否等の情報の提供を要請する。
- シ 自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外への避難者に対しても、食料等必要な物資の配

布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(6) 県有施設の利用

県は、町長の要請に応じ、避難者を一時受け入れるため、県有施設の一部を提供するものとし、施設管理者は、町長が行う受入れ活動に協力することとする。

(7) ボランティアの活用

町は、指定避難所を開設するに当たって、県のあっせんを受け日本赤十字社奉仕団、その他NPO・ボランティア等の協力を得、指定避難所の生活環境の保持等に努める。

(8) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則等による。

8 避難路の通行確保

避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう一般車両の通行を禁止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難路の通行確保に努める。

9 避難先の安全管理

町は、県警察の協力を得て、広域避難場所及び避難所内における混乱の防止、秩序の保持等被災者の受入れ及び救援対策が安全に行われるよう措置する。

10 応急仮設住宅（賃貸型応急住宅を含む。）の提供

町は、学校等が避難所として利用されている場合、学校教育の再開に支障となるため、迅速に応急仮設住宅を提供し、避難所の早期解消に努めるとともに、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、震災関連死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮する。また、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

11 要配慮者への配慮

- (1) 町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。
- (2) 町は、避難誘導、指定避難所等での生活環境に当たっては、要配慮者に十分配慮する。特に、指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

12 広域避難

(1) 町の役割

ア 町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、指定避難所

及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

イ 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

ウ 関係機関の連携

町、県、国、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

町、県、国、指定行政機関、公共機関及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

13 広域一時滞在

- (1) 町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内各市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。
- (2) 町は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第15節 食料供給活動

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食料の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため町は、関係機関と連携して、被災者の食生活を保護するため食料等の応急供給を行うとともに、炊き出し等を実施する。

1 実施者

炊き出し及び食品給与の実施は、住民福祉部が行い、災害応急対策従事者等については、本部がこれを行う。ただし、町本部で実施できないときは、県若しくは隣接市町に応援を要請して実施する。

2 実施場所

炊き出しの実施は、避難所において、その施設を利用して行う。ただし、その施設が使用できないとき又は輸送不能の状態の場合は、避難所にできる限り近い適当な場所あるいは施設で実施する。

3 炊き出しの実施

(1) 炊き出しの方法

炊き出しに要する労力は、被災をまぬがれた地区の日赤奉仕団及び婦人奉仕団が、これに当たる。ただし、炊き出し原材料の確保については産業建設部が行い、炊き出し品の配分輸送は、住民福祉部が担当する（配分、輸送が軽労力で可能な場合は、日赤奉仕団及び婦人奉仕団が直接実施するものとする。）。

実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 町本部において直接実施することが困難なときで、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示して業者から購入し、配給する。

イ 献立は、被災状況に留意し、できるだけ栄養価等を考慮する。

ウ 炊き出し場所には住民福祉部員が立ち会い、その実施に関して指揮するとともに関係事項を記録する。なお、炊き出しを避難所施設において行うようなときは、避難所に派遣の職員が兼ねて当たる。

エ 食品衛生

町は、炊き出しに当たっては、常に食品衛生に心掛ける。

(2) 供給活動における配慮

被災者へ食料等を供給する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努める。

4 食料の確保

被災者及び被害応急対策従事者に対する炊き出し及び食品の給与のために必要な米穀、副食の材料等は、町の備蓄を活用するほか、関係業者から購入する。

5 応援等の手続き

町本部において炊き出し等食品の給与ができないとき、又は物資の確保ができないときは、県に応援等の要請をする。ただし、緊急を要するときは、直接隣接市町に応援等の要請をする。

なお、応援等の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

(1) 炊き出しの実施

- ア 所要食数（人数）
- イ 炊き出し期間
- ウ 炊き出し品送付先
- エ その他

(2) 物資の確保

- ア 所要物資の種別、数量
- イ 物資の送付先及び期日
- ウ その他

6 その他

- (1) 災害救助法が適用された場合の炊き出し及び食品給与の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。
- (2) 町は、各炊き出し場所に責任者を配し、必要な諸記録を作成し、整備保管するとともに、県に炊き出しの状況を報告する。

第16節 給水活動

災害時には、ライフラインが被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

1 実施者

飲料水の確保については、産業建設部が担当し、直接の実施は、産業建設部が奉仕団等の協力を得て行う。

2 給水活動

(1) 給水方法

飲料水は、おおむね次の方法により確保し、供給する。

なお、給水に当たって利用可能な給水器具等は資料8－2のとおりである。

ア 被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地又は給水栓から給水車（タンク車を含む。）に積載し、又は容器により給水拠点等に運搬供給する。

イ 水道水源が、冠水等で汚染したと認められるときは、十分な清掃及び消毒を行い、水質検査（通常の理化学検査）を実施し、飲用に適することを確認のうえ供給する。

ウ 水道以外で水源を求める場合は、適切な方法で浄水及び消毒を行い、飲用に適することを確認のうえ供給する。

(2) 給水順序

飲料水の供給に当たって、優先順位を設けて配分する必要があるときは、おおむね次の順序で行う。

ア 避難所及び炊き出し場所

イ 病院（手術、入院施設のあるものは優先する。）

ウ 断水地域の住民、施設

(3) 給水活動における配慮

町は、被災者へ給水等を実施する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても給水等が実施されるよう努める。

3 応援等の手続き

(1) 町本部において飲料水の供給のできない時の応援等の手続きは、岐阜県水道災害相互応援協定（資料2－5参照）その他の規定の定めるところによる。

- (2) 災害等により飲料水の供給が不能となった場合に、他の施設からの応援によってもなお飲料水の確保ができないときは、本章第４節「自衛隊災害派遣要請」に基づき、自衛隊の災害派遣要請を県知事に要求する。

４ その他

- (1) 災害救助法が適用された場合の対象者、給水量、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。
- (2) 町本部は、各給水場所に責任者を配し、必要な諸記録を作成し、整備保管するとともに、県に飲料水の供給状況を報告する。

第17節 生活必需品供給活動

災害により、日常生活に欠くことのできない燃料、被服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品」という。）を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与又は貸与するため、迅速に適切な措置を行う。

1 実施者

被災者に対する生活必需品の給与又は貸与については、町が実施する。災害救助法が適用された場合も、各世帯に対する割当及び支給は、町が実施する。ただし、町は、自ら生活必需品等の給与又は貸与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ応援を要請する。

2 対象者

供給対象者は、災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

なお、被災者へ生活必需品等を供給する際には、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品等が供給されるよう努める。

3 生活必需品の確保

(1) 支給品目等

支給品目等は被害の実情に応じ、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料等の生活必需品について現物をもって行う。

(2) 物資の調達・輸送

ア 生活必需品の調達及び輸送は、町において行う。なお、地域内において、対応が不能になったときは、県に協力を求める。

イ 町は、町の備蓄物資を活用するほか、商工会や町内の小売業者等の協力を得て、生活必需品を確保する。

ウ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

4 物資の配分

物資の給与又は貸与については、次のとおり行うが、要員が不足する場合は、自治会、ボランティア等の協力を求めて迅速かつ的確に実施する。

(1) 物資支給の場所は、物資の管理上等から町役場等において実施する。

(2) 給与責任者は、あらかじめ給与の場所、日時を被災者に通知するとともに、必要事項を記

録する。

- (3) 給与場所を避難所とするときは、避難所の責任者が給与責任者を兼ねる。
- (4) 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

5 物資の保管

町は、物資の引継ぎを受けてから配分するまでの間、厳重な保管に留意し、保管場所の選定、警察署に対する警備の要請等十分な配慮をする。

6 生活保護法による被服等の支給

災害救助法が適用されない災害の被災者のうち生活保護世帯に対しては、福祉事務所がその必要を認めた場合、生活保護法により次の物資を支給する。

- (1) 被服及び寝具の支給
基準の範囲内において支給する。
- (2) 家具什器の支給
基準の範囲内において炊事用具、食器等を支給する。

7 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第18節 要配慮者・避難行動要支援者対策

災害時、要配慮者は、身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、その後の避難生活においても不自由を強いられることから、きめ細かな配慮が必要であり、個別かつ専門的な救援体制を整備する。

また、要配慮者の単独行動は、被災家屋に取り残されるおそれがあるため極力避け、地域住民の協力応援を得て避難することが望ましい。このため、要配慮者に対しては、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等の様々な場面においてきめ細かな施策を行う。

なお、詳細な要配慮者対策については、別途定める支援マニュアルによる。

1 在宅の要配慮者・避難行動要支援者対策

- (1) 主な支援対策
町本部は、要配慮者を支援するため、次のような対策を講ずる。
 - ア 要配慮者が必要な支援内容の把握（時系列で）
 - イ 要配慮者のニーズに応じた救護、援護

- (7) 特別な食料（柔らかい食品、粉ミルク等）を必要とする者に対し、その確保・提供
- (4) 要配慮者用資機材（車イス、障がい者用トイレ、ベビーベッド等）の提供
- (7) ボランティア等の生活支援のための人材の確保及び派遣
- (エ) 情報提供
- (カ) 人工透析及び難病患者等への医療の確保等
- ウ 避難所での要配慮者への配慮及び福祉避難所への移送
- エ 要配慮者向け相談所の開設
- オ 福祉避難所としての社会福祉施設の活用
- カ 要配慮者向け仮設住宅の提供、優先入居の配慮
- キ 避難行動要支援者名簿の作成及び定期的な更新
- (2) 避難支援
 - ア 町は、避難行動要支援者の避難支援等に携わる関係者と連携し、避難行動要支援者の避難支援を行う。
 - イ 災害時には、避難行動要支援者本人や避難支援等を実施する者の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。
 - ウ 避難行動要支援者の避難に当たっては、あらかじめ定めた避難支援計画に基づき、避難支援者や自主防災組織等の協力を得るとともに、避難行動要支援者が属する町内会（自治会）等を単位とした集団避難を行うよう努める。
 - エ 避難誘導の際は、避難行動要支援者を優先するとともに、身体等の特性に合わせた適切な誘導に配慮する。
 - オ 町は、避難行動要支援者名簿に掲載されていない要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行う。
- (3) 被災状況等の把握及び日常生活支援
 - 住民福祉部は、次により要配慮者の被災状況等を把握し、日常生活の支援に努める。
 - ア 被災状況等の把握
 - 避難所及び要配慮者の自宅等に保健師やホームヘルパー等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。
 - イ 被災後の日常生活支援
 - 関係機関の協力のもとに在宅の要配慮者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講ずるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

2 社会福祉施設の対策

社会福祉施設においては、要配慮者を災害から守るため、次のような対策を講ずる。

(1) 入所者の保護

ア 迅速な避難

あらかじめ定めた避難計画に従い、速やかに入所者の安全を確保する。

避難に当たっては、できるだけ施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

イ 臨時休園等の措置

こども園にあつては、保育を継続することにより乳児・幼児の安全の確保が困難な場合は、臨時休園とし、乳児・幼児を直接保護者へ引き渡す等必要な措置をとる。

その他の社会福祉施設にあつては、入所者を一時安全な場所で保護し、実情に応じた措置をとる。

ウ 負傷者等の救出、応急手当

入所者が被災した場合は、負傷者等の救出、応急手当等必要な措置をとるとともに、必要に応じ消防本部に応援を要請する。

また、医療その他の救助を必要とする場合は、町に連絡又は要請する。

エ 施設及び設備の確保

被災した施設及び設備については、町の協力を得つつ施設機能の回復を図り、また、入所可能な場所を応急に確保する。

オ 施設職員等の確保

災害により職員に事故があり、又は入所者数の増加によって職員等のマンパワーが不足するときは、不足の程度等を把握し、町に連絡し、その応援を要請する。

カ 食料・生活必需物資の確保

食料や生活必需物資に不足が生じた場合、買い出し等により速やかに確保し、入所者の日常生活の確保を図る。

確保できないときは、不足が予想される物資の内容や程度について町に連絡し、その支援を要請する。

キ 健康管理、メンタルケア

入所者はもちろん職員等の健康管理（特にメンタルケア）に十分配慮する。

(2) 被災者の受入れ（福祉避難所等）

被災を免れた施設又は被災地に隣接する地域の施設においては、入所者の処遇を確保した後、余裕スペース等を活用して、被災者の受入れを行う。

なお、福祉避難所等としての余裕スペース等の活用による被災者の受入れについては、要介護者等援護の必要性の高い者を優先する。

第19節 観光客等の応急対策

地理に不案内な観光客・外国人について、避難場所や避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生ずるおそれがある。このため、町内の観光施設の観光客等に対して、きめ細かな応急対策を実施する。

1 観光客対策

(1) 観光客の滞在状況の把握

町は、観光協会及び宿泊施設の管理者等と連携し、宿泊者名簿等を活用して滞在中の観光客の実態を把握し、被災した観光客名簿を作成する。

(2) 帰省までの避難措置

災害が広域化、長期化し、観光客がすぐには地元へ帰省できない場合には、次の措置をとる。

ア 宿泊客については、それぞれの宿泊施設の安全性について確認し、被災の危険性がある場合には安全な指定避難所（以下「避難所」という。）又は他の宿泊施設へ誘導する。

イ 日帰りの観光客など、宿泊施設を定めていなかった観光客については、避難所又は宿泊施設等へ誘導する。このため、防災行政無線等を活用して、観光客のための情報提供を含めた避難に関する広報活動に努める。

ウ 前記ア及びイについて、観光客を避難所又は宿泊施設等に誘導する場合には、その後の帰省措置について考慮し、できるだけ同一又は同じ区域の避難所等に収容するよう努める。

(3) 安否確認の問い合わせ等への対応

ア 前記(1)の観光客名簿等を活用し、報道機関等の協力を得て、安否情報について広報する。

イ 必要に応じて安否情報専用窓口を設置し、地元の家族等からの問い合わせ等に対応する。

ウ NTTの災害用伝言ダイヤル「171」のサービスが開始された場合には、周知を図り、その利用を促す。

2 外国人対策

(1) 避難指示等の周知徹底

防災行政無線、広報車等による避難指示等の周知に当たっては、特に外国語による広報に努める。

(2) 外国語による防災パンフレット等の作成

ライフライン等の復旧状況、医療、炊き出し、ごみや浴場等生活や災害に関する情報について、外国語による防災パンフレット等を作成し、周知に努める。

(3) 外国語による相談窓口の設置

外国語通訳ボランティア等の協力を得て、外国語による相談窓口を設置して対応する。通

訳者が不足する場合には、県に対し、必要な人材の派遣を要請する。

第20節 応急住宅対策

大規模な災害の発生により、住宅を失う被災者が多数生ずる事態が考えられる。これら被災者は、被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。このため、応急仮設住宅の建設、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

1 住宅確保等の種別

住宅を失い、若しくは破損し、又は土砂石の浸入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種別及び順位による。

対 策 種 別			内 容
住 宅 の 確 保	1 自力 確保	(1) 自 費 建 設	被災世帯が自力（自費）で建設する。
		(2) 既 存 建 物 の 改 造	被災を免れた非住家を自力で改造をして住居とする。
		(3) 借 用	親戚その他一般の借家、間借り、アパート等
	2 既存 公営施 設収容	(1) 公 営 住 宅 入 居	既存公営住宅への入居、又は目的外使用
		(2) 社会福祉施設への入所	老人ホーム、児童福祉施設、町又は社会福祉法人の経営する施設等への優先入所
	3 国庫 資金融 資	災 害 復 興 住 宅 融 資	自費で建設するには資金が不足する者に対して住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
		地すべり等関連住宅融資	
	4 災害救助法による仮設住宅建設		自らの資力では住宅を得ることができない者に対して町が仮設の住宅を建設する。
	5 公営 住宅建 設	(1) 災害公営住宅の建設	大災害時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。
		(2) 一般公営住宅の建設	一般の公営住宅を建設する。
住 宅 の 修 繕	1 自 費 修 繕		被災者が自力（自費）で修繕をする。
	2 資金 融資	(1) 国 庫 資 金 融 資	自費で修繕するには資金が不足する者に住宅金融支援機構が融資（災害復興住宅融資）して補修する。
		(2) そ の 他 公 費 融 資	生活困窮世帯に対しては社会福祉協議会及び県が融資して改築あるいは補修する。
	3 災害救助法による応急修理		自らの資力では住宅を得ることができない者に対して町が応急的に修繕する。
	4 生活保護法による家屋修理		保護世帯に対し、生活保護法で修理する。

障 害 物 の 除 去 等	1 自 費 除 去	被災者が自分（自費）で除去する。
	2 除 去 費 等 の 融 資	自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。
	3 災 害 救 助 法 に よ る 除 去	生活能力の低い世帯のために町が除去する。
	4 生 活 保 護 法 に よ る 除 去	保護世帯に対し土砂石等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法で行う。

（注）1 対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので適宜実情に即して順位を変更する必要がある。

2 「住宅の確保」のうち、4及び5の建設は、住家の全焼、全流失及び全壊した世帯を対象としたものである。

3 「障害物の除去等」とは、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいう。

2 住宅対策等の調査報告

町は、災害が終了し、住宅の被害が確定したときは、被災者に対して住宅対策の種別及びその概略を説明、次の方法により希望者を調査するとともに「住宅総合災害対策報告書」（様式4－1）により県に災害発生後5日以内に報告する。

調査事項

(1) 公営住宅入居希望者	(6) 生活福祉資金借入希望者
(2) 支援機構資金借入希望者	(7) 母子福祉資金借入希望者
(3) 仮設住宅入居対象者	(8) 社会福祉施設入居希望者
(4) 住宅応急修理対象者	(9) 寡婦福祉資金借入希望者
(5) 障害物除去対象者	

調査に当たっては、次の点に留意して行う。

ア 制度種別が極めて多くかつ、その内容がそれぞれ相当に異なるので、被災者に対して十分にその内容を徹底する必要があること。

イ 建設あるいは融資等の時期が異なるため、本調査後相当の変更希望者が予想されるが、直ちに着手する災害救助法による制度については、特に正確を期するように努めること。

ウ 各制度別重複計上を避けることにこだわり、本人の第1希望のみによって計上することなく、その世帯条件も十分考慮して適切な種別を希望できるよう指導すること。

エ 各制度種別のうち、次の制度間については重複して差し支えないこと。

- (7) 応急仮設住宅と各種公営住宅
- (4) 応急仮設住宅と各種資金融資
- (7) 住宅の応急修理と各種資金融資
- (エ) 障害物等の除去と各種資金融資

3 応急仮設住宅の建設

災害により住宅を失った者で、直ちに住宅を確保することのできないもののうち、生活の能力の低い者に対して、災害救助法により応急仮設住宅を建設し、一時的な居住の安定を図る。

(1) 実施者

応急仮設住宅の建設は、住民福祉部の調査に基づき、産業建設部において直接又は建設業者に請け負わせて建設に当たる。ただし、町において実施できないときは、県に応急仮設住宅建設の応援を要請する。

(2) 対象者及び入居者の選定

住民福祉部は、次の条件に適合する対象者のうちから入居予定者を選定する。選定に当たっては、民生・児童委員その他関係者の意見を聞き、生活能力が低くかつ住宅に必要な度の高い世帯から順次建設個数の範囲内において選定し、高齢者、障がい者の優先的入居に配慮する。

ア 住宅が全壊、全焼又は流失した世帯であること。

イ 居住する仮設住宅がなく、また借家等借上げもできない世帯であること。

ウ 自己の資力で住宅を確保することができ得ない世帯であること。

(3) 建設資材及び用地の確保

ア 建設資材

建設のための資材は、原則として請負業者が確保する。

イ 用地

町本部は、応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性に配慮しつつ、あらかじめ建設可能な用地を把握しておく。

(4) 応急仮設住宅（賃貸型応急住宅を含む。）の運営管理

ア 応急仮設住宅の管理者は、知事から町長への委任に基づき、住民福祉部が担当する。

イ 家賃は無料とするが、維持補修については入居者の負担とする。ただし、維持補修に当たって原形の変更を認めようとする場合は、県の意思を聞かなければならない。また、地料を必要とするときは、入居者の負担とする。

ウ 町は、各応急仮設住宅の適切な運営を行う。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、餓死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の目的外使用及び第三者提供について、事前に同意を得るなど配慮する。また、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

(5) 要配慮者への配慮

町は、応急仮設住宅への入居については、要配慮者に十分配慮した応急仮設住宅の設置等に努めるほか、優先的に実施するものとし、住宅建設に関する情報の提供についても十分配慮する。

(6) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、戸数、経費等については、災害救助法施行細則等による。

4 住宅の応急修理

災害により住宅が破損し、居住することができない者のうち、生活能力の低い者に対して、

災害救助法により住居の応急修理を行う。

(1) 実施者

住宅の応急修理は、住民福祉部の調査に基づき、産業建設部において直接又は建設業者に請け負わせて修理に当たる。ただし、町において実施できないときは、県に応援を要請する。

(2) 修理対象世帯の選定

住民福祉部は、次の各条件に適合する対象者のうちから修理予定者を選定する。選定に当たっては、民生委員その他の関係者の意見を聞き、生活能力が低く、かつ、住宅の必要度の高い世帯から、順次修理戸数の範囲内において選定する。

ア 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けるなど、そのままでは当面の日常生活を営むことのできない世帯であること。

イ 災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯であること。

ウ 自己の資力では住宅の応急処理を行うことができない世帯であること。

(3) 修理資材の確保

住宅修理のために必要な資材は、原則として、請け負った業者が確保する。

(4) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、戸数、経費等については、災害救助法施行細則等による。

5 障害物の除去

災害により住宅又はその周辺に運ばれた土石、竹木等により、日常生活に著しい障害を受けている世帯に対しては、災害救助法により、次の方法で除去する。

(1) 実施者

障害物の除去は、奉仕労力又は賃金職員を雇い上げ、機械器具を借り上げて、直接実施又は土木業者に請け負わせて実施する。ただし、町本部において実施不可能なときは、県に応援要請をする。

(2) 除去対象世帯の選定

住民福祉部は、次の各条件に適合する対象者のうちから除去予定世帯を選定する。

ア 住家が半壊又は床上浸水の被害を受け、土石、竹木等が住家又はその周辺に運ばれ、日常生活に著しい障害をきたしている世帯であること。

イ 生活程度が低く、自己の資力では障害物を除去することができない世帯であること。

ウ 高齢者世帯、母子世帯で自力で除去することができない世帯であること。

(3) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、戸数、経費等については、災害救助法施行細則等による。

6 低所得世帯等に対する住宅融資

低所得世帯、母子世帯又は寡婦世帯で、災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなったもので、住宅を補修し、又は被災を免がれた非住宅を改造する等のため、

資金を必要とする世帯に対して次の資金を融資する。

- (1) 生活福祉資金の災害援護資金
- (2) 母子福祉資金の住宅資金
- (3) 寡婦福祉資金の住宅資金
- (4) 災害援護資金の貸付

7 生活保護法による家屋修理

災害救助法が適用されない災害時で、生活保護世帯が被災した場合は、生活保護法により、次の方法で家屋修理する。

- (1) 家屋修理等

厚生労働大臣が定める基準額の範囲内において、必要最小限度の家屋の補修又は畳、建具、水道、配電設備その他現に居住する家屋の従属物の修理

- (2) 土石等の除去費

家屋修理費の一環として(1)による基準の範囲内において、土石、使用不能となった家財等の除去に要する器材の借料及び賃金職員雇上費等

8 社会福祉施設への入所

町本部は、災害により住宅を失いまたは破損等により居住することのできなくなった者のうち、要介護者等で社会福祉施設に入所させることが適当な者については、必要性の高い者から入所させる。

また、被災者の避難状況等にかんがみ、町区域外の社会福祉施設への入所が必要であると判断した場合は、関係機関と連携して速やかに入所させる。

9 適切な管理のなされていない空き家等の措置

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第21節 医療・救護活動

災害のため、被災地の住民に医療救護が必要となった場合において、応急的な措置を講じ、被災者の保護を図る。

1 実施責任者

災害救助法が適用された場合の直接の実施は、同法に基づき町長（県知事の補助執行者）が、また、同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間等は、町独自の応急対策として住民福祉部が実施する。ただし、町のみで実施が不可能又は困難と認めたときは、県又は日本赤十字社及び養老郡医師会等に要請し、それぞれが医療救護班を派遣する等の方法によって実施する。

2 医療救護活動の実施

被災地の現地において医療救護を実施するため、町地域内の医療関係者による医療救護班を編成し、住民福祉部の要請により、出動し、救護活動の実施に当たる。

(1) 医療救護班の編成

医療救護班の編成は、おおむね次の基準によるものとし、災害の種類、規模、状況に応じて適宜増員する。

ア 医師 1名

イ 薬剤師 1名

ウ 看護師又は助産師 2名

エ 事務職員 1名

（注）運転手については必要に応じ編成に加える。

(2) 救護所の設置

町は、災害の状況により、必要に応じて公共施設等に救護所を設置する。

(3) 医療救護活動の原則

医療救護活動は、県、町の調整の下、救護所、救護病院、災害拠点病院等の医療機関が連携して実施する。

なお、被災地では、発災からの時間的経過に応じて医療救護に対するニーズが変化していくため、それに対応した医療救護活動を行う。

(4) 傷病者等の搬送方法

消防本部は、傷病者等の後方医療機関への搬送を実施する。ただし、消防本部の救急車両が確保できない場合は、町及び医療救護班で確保した車両により搬送する。

なお、道路の損壊等の場合、又は遠隔地への搬送については、県又は自衛隊等のヘリコプターの運航要請により対応する。

(5) トリアージの実施

医療救護活動の実施に当たっては、トリアージ（重症度、緊急度に基づく治療の優先度判定）を行い、効率的な活動に努める。

(6) 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請

ア 町は、必要に応じて、県を通じて医療関係機関又は政府本部に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請する。

イ 県は、その区域内又は近隣県からの災害派遣医療チーム（DMAT）等やドクターヘリ等の派遣に係る調整を行う。また、活動場所（医療機関、救護所など）の確保を図る。

(7) 後方医療活動の要請

ア 町は、必要に応じて、県に対し、町域外の医療施設における広域的な後方医療活動の実施及び傷病者等の搬送を要請する。

イ 町は、関係機関と連携し、町内の医療機関等から広域医療搬送拠点までの重症者の搬送を実施する。

ウ 町は、他県等からの重症者を受け入れる場合、県及び関係機関と調整の上、広域医療搬送拠点から町内の医療機関までの重症者の搬送を実施する。

3 医薬品等の確保

医療救護実施のため必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、医療救護班を編成する医療機関の手持品を繰替使用する。ただし、手持品がなく又は不足し、町では確保不可能又は困難なときは、県及び関係機関に応援を要請する。

4 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、給付等については、災害救助法施行細則等による。

第22節 救助活動

大規模災害が発生した場合、多数の負傷者が発生するおそれがあり、これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、町は、防災関係機関と連絡を密にしながら、また、自主防災組織、住民等の協力を得て速やかな応急対策を実施する。

1 実施者

り災害の救出は、消防本部等が必要な器具を使用して実施することを原則とする。ただし、消防本部等で実施できないときは、県若しくは隣接市町に応援を要請する。

2 対象者

- (1) 災害のため、次のような生命身体危険な状態にある者
 - ア 火災の際に火中に取り残されたような場合
 - イ 水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合
 - ウ がけ崩れ等によって生き埋めになったような場合
- (2) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定され、又は生命があるかどうか明らかでない者

3 救出方法

救出は、災害の種別、被害地域の状況等現場の条件を考慮し、消防職（団）員、本部職員、奉仕団員等により速やかに救出作業を行う。

なお、必要に応じ機械器具を借り上げて対応する。

また、ヘリコプターによる救助活動が必要な場合は、「岐阜県防災ヘリコプター支援協定書」（資料2－4参照）に基づき防災ヘリコプターの支援を要請する。

4 応援手続

- (1) 町は、救出の実施が困難な場合、県又は他市町村に対し、救出の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要請する。
- (2) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、町は、岐阜県広域消防相互応援協定及び岐阜県広域消防応援基本計画の定めるところにより、消防相互応援要請を行う。
- (3) 緊急消防援助隊の派遣を受けた場合、町長（又は委任を受けた消防長）は、これを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

5 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第23節 遺体の搜索・取り扱い・埋葬

災害時において死亡していると推定される人については、搜索及び収容を行い、死亡者については、応急埋葬を実施する。

1 遺体の搜索

行方不明の状態にある者で、周囲の状況からすでに死亡していると推定される者があるときの遺体の搜索は、次によるものとする。

- (1) 住民福祉部は遺体搜索の必要があるときは、消防部と協議してその対策を立て、その実施を消防部又は奉仕団に要請する。
- (2) 搜索作業は、消防長又はその代理者の指揮により実施する。なお、搜索作業の具体的な方法は災害条件等によってそれぞれに異なるが、おおむね本章第22節「救助活動」に定める方法によって行う。

2 遺体の取り扱い・収容

遺体を発見したときは、住民福祉部は、速やかに警察署に連絡し、その見分を待って、遺族等へ引き渡す。

- (1) 町本部は、身元の判明していない遺体及び遺族等への引渡しが困難な場合は、次の措置をとる。
 - ア 遺体の識別のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置をとり、必要に応じて撮影を行う。
 - イ 寺院等の施設又は公共施設等（避難所として使用している施設を除く。）の中から適当な場所を選定して遺体安置所を設置し、遺体の一時安置を行う。
 - ウ 医師による死因その他についての検査を行う。
- (2) 町本部は、棺、骨つぼ、ドライアイス等の確保に努める。

3 遺体の埋葬等

災害の際死亡したもので、住民福祉部がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋葬（以下、埋葬とは原則として火葬することをいう。）を行う。

- (1) 遺体の埋葬

埋葬の実施は、町本部において火葬等に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。

なお、埋葬の実施に当たっては、次の点に留意を要する。

 - ア 事故死等による死体については、警察署から引継ぎを受けた後、埋葬する。
 - イ 身元不明の死体については、警察署その他関係機関に連絡し、調査に当たる。
 - ウ 被災地以外に漂着した死体等のうち、身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人の取扱いによる。

(2) 広域調整

大規模な災害が発生し、火葬場が破損し、使用できない場合や、火葬能力を大幅に上回る死亡者があった場合においては、岐阜県広域埋葬計画に基づき、県に調整を依頼する。

4 応援協力

町は、自ら遺体の捜索、処理、収容、埋葬の実施が困難な場合、他市町村又は県へ実施、若しくは実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。

また、応援要請を受けた場合は、積極的に協力する。

5 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第24節 防疫・食品衛生活動

第1 防疫活動

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疫病が発生しやすく、また蔓延する危険性も高い。このため、災害時における防疫措置は、臨時に多数の避難者を収容し、衛生状態が悪化しやすい避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施する。

1 実施者

災害時における被災地帯の防疫は、町が保健所の指導、指示に基づいて実施する。

なお、実施に当たり、町職員及び奉仕団による防疫班（衛生技術者1名（班長）、事務職員1名、作業員3名）を編成する。

2 防疫活動

町は、避難所運営マニュアルに基づく感染症予防対策を講ずるとともに、次の防疫活動を行う。

- (1) 防疫用資機材を確保し、便槽・家屋等の清潔方法及び消毒方法を行う。
- (2) 感染症を媒介するねずみ、昆虫等を駆除するため、ゴミ捨て場所等に殺虫剤、殺そ剤を散布する。
- (3) 被災地において感染症患者が発生したときは、直ちに「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づいて適切な措置をとる。
- (4) 避難所においては、避難者の健康状態の調査を実施するとともに、避難所の自治組織等の協力を得て、防疫活動を実施する。特に、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。
- (5) 知事の指示に従い、臨時予防接種又は予防内服薬の投与を実施する。
- (6) 感染症が発生した場合、県とともに、その発生状況及びその防疫活動等につき、速やかに広報活動を実施する。

3 応援の要請

町は、被害が甚大で町のみでは防疫活動等の実施が不可能又は困難なときは、他市町村又は県からの応援を得て実施する。

第2 食品衛生活動

災害時には、食品の調理、加工、販売等について、通常の衛生管理が困難となることが想定されることから、食中毒など食品に起因する危害発生の危険性が高くなる。このため、被災地における食品の安全性を確保するため、炊き出し施設、飲食店等の食品関連施設に対して監視指導を実施し、食中毒等の防止を図る。

1 食品関連施設に対する監視指導

町は、炊き出しを開始した場合、速やかに保健所に連絡する。

2 炊き出し時の食品衛生

町本部は、炊き出しに当たって、常に食品の衛生に心がけ、特に次の点に留意する。

- (1) 炊き出し施設には、飲料適水を十分供給すること。
- (2) 供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し、備え付けること。
- (3) 炊き出し場所には、手洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設けること。
- (4) 供給食品は、防ハエ、その他衛生害虫駆除等について十分留意すること。
- (5) 使用原材料は、衛生管理が十分行われている業者から仕入れを行い、保管にも注意すること。
- (6) 炊き出し施設は、学校等の給食施設又は公民館、社寺等の既存施設を利用するほか、これ
が得がたい場合は、湿地、排水の悪い場所、じんあい汚物処理場等から遠ざかった場所を選
定して設けること。
- (7) 炊き出しに携わる者は、皮膚、手指に化膿創のある者、下痢をしている者等は避け、でき
るだけ要員を固定化すること。また、炊き出しに携わった者を明確にしておくこと。
- (8) 炊き出しに携わる者で直接食材に触れる人は、調理師、保健師等の定期的な健康チェック
を実施している者が望ましい。
- (9) 腹痛、下痢、嘔吐、発熱等の発症者があった場合には、直ちに保健所に連絡するとともに、
医師の手配を行うこと。
- (10) 食料品の救援物資を受けた場合は、その出所、日時を明確に把握するとともに、食品の品
質低下を避ける措置をとること。

3 食中毒発生時の対応

町は、食中毒症状を呈する者の発生を探知した場合、直ちに医師による診断を受けさせると
ともに、その旨を保健所に連絡する。

第25節 保健活動・精神保健

災害時の生活環境の劣悪さや心身への負担の大きさは、心身双方の健康に変調を来す可能性が高く、被災者に対して公的な保健医療面での支援が不可欠であり、また精神障がい者の保護や災害によるショック、長期化する避難生活等による様々なストレスを抱え込む被災者の心のケア対策が必要となる。そのため、災害により被害を受けている住民を対象に、県、関係機関と協力し、避難所の生活環境の整備や心身両面からの保健指導を実施するとともに、仮設住宅や一般家庭等住民全体に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復、維持及び増進し、心身ともに健康な生活が送れるよう支援する。

１ 保健活動

- (1) 町は、保健活動方針を策定する。なお、災害の程度により必要と認めたときは、保健所、県の協力を得て、被災者の健康管理活動を行う。
- (2) 町は、県と連携をとり、チームを編成し、被災地区ごと（地区は状況により決定）に協働して活動する。
 - ア 避難所、自宅及び仮設住宅等の被災者の生活状況の把握、生活環境の整備
 - イ 避難所における巡回健康相談等の実施
 - ウ 訪問指導の実施及び強化
 - エ 定例保健事業の実施
 - オ 仮設住宅における保健指導とグループ指導の実施
 - カ 機能している医療機関等の情報収集

２ 精神保健

町は、保健所との連携により、管内の精神保健に関するニーズを把握するとともに、被災住民への身近な精神保健に関する相談支援活動を実施する。

町が県及び保健所と連携して実施する精神保健対策の主な内容は、次のとおりである。

- (1) 精神障がい者の住居等、生活基盤の至急の確保
- (2) 精神科入院病床の確保
- (3) 24時間精神科救急体制の確保
- (4) 治療、通所中断した通院、通所者の治療、通所機会の提供
- (5) 被災者の心の傷のケア
- (6) 被災救援に当たる職員、ボランティアの心のケア

第26節 清掃活動

大規模な災害時における廃棄物の収集処理及び清掃については「養老町災害廃棄物処理計画」による。

第27節 愛玩動物等の救援

災害時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。

1 被災地域における動物の保護

町は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。

2 動物の適正な飼養体制の確保

町は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努める。

また、県及び関係団体等の協力を得て、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。

3 特定動物の逸走対策

町は、特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、県、飼養者、その他関係機関等の協力を得て、必要な措置を講じる。

第28節 災害義援金品の募集・配分

住民及び他市町村から被災者に対して寄託される義援金品を确实、迅速に被災者に配分するため、受入れ・引継ぎ・集積・配分・管理等必要な措置を実施する。

1 義援金品の募集

町本部、日本赤十字社岐阜県支部（義援金のみを取り扱う）等は、義援金品の受入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、県及び政府本部並びに報道機関を通じて次の事項を公表する。

なお、義援物資の梱包に際しては、品名を明示する等被災地における円滑かつ迅速な仕分け、配送に十分配慮した方法とするよう呼びかける。

(1) 義援物資

ア 受入窓口

イ 受入れを希望するもの及び受入れを希望しない物資のリスト（被災地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改訂する。）

ウ 受入窓口と集積場所の住所が異なるときは、その集積場所の住所等

(2) 義援金

ア 受入窓口

イ 振込み金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）

2 義援物資の受入れ・配分

町等の募集機関は、次により義援物資の受入れ及び配分を行う。

(1) 受入れ

ア 災害発生後速やかに受入窓口を開設し、義援物資の受入れを行う。

イ 受入れを希望する物資を明確にし、早期に公表を行う。

ウ 抛出者名簿を作成し、あるいは義援物資受領書を発行してそれぞれ整備保管する。

(2) 引継ぎ・集積

受け入れた義援物資の引継ぎに当たっては、義援物資引継書を作成し、その授受の関係を明らかにしておく。

(3) 配 分

ア 配分の基準

配分は、県及び被災市町村その他義援物資募集機関等で構成する配分委員会組織が定める基準によって行う。

なお、特定物資及び配分先指定物資については、それぞれの目的に添って効率的な配分を個々に検討して行う。

イ 配分の時期

配分はできる限り受入れ又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援物資の量などを考慮し、適宜配分時期を調整する。ただし、腐敗、変質のおそれがある物資については、迅速かつ適切に取り扱うように配慮する。

(4) 義援物資の管理

義援物資については、義援物資受払簿を備え付け、受入れから引継ぎ又は配分までの状況を記録する。

(5) 費用

義援物資の募集又は配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送その他に要する経費はそれぞれの実施機関において負担する。各実施機関は、経費の証拠記録を整理保管しておく。

3 義援金の受入れ・配分等

県、町、日本赤十字社県支部、県共同募金会等の募集機関は、次により義援金の受入れ及び配分を行う。

(1) 受入れ

ア 災害発生後、速やかに受入窓口を開設し、義援金の受入れを行う。

イ 義援金拠出者名簿を作成し、あるいは義援金受領書を発行してそれぞれ整備保管する。

(2) 引継ぎ

受け入れた義援金の引継ぎに当たっては、県、被災市町村、日本赤十字社県支部、県共同募金会、その他の義援金募集機関等で構成する配分委員会組織の銀行口座への振込みの方法による。

(3) 配分

配分委員会組織が定める基準によって行う。配分に当たっては、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

(4) 義援金の管理

義援金は、銀行預金等確実な方法で保管管理する。この場合、義援金品受払簿を備え付け、受入れから引継ぎ又は配分までの状況を記録する。

なお、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱う。

(5) 費用

義援金の募集又は配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、送金、引継ぎ、その他に要する経費はそれぞれの実施機関において負担する。各実施機関は、経費の証拠記録を整理保管しておく。

第29節 農林業応急対策

災害時における農林業の応急対策を迅速に行うため、各機関と協力して、適切な措置をとる。

1 農作物の応急対策

(1) 代作用種子の確保

農業経営者は、災害時における代作用種子を災害に備えて平常時から備蓄しておくものとするが、なおかつ不足し確保できないときは、町は、県に確保あっせんを要請する。

(2) 病虫害防除対策

ア 病虫害防除指導の徹底

町は、災害により病虫害の発生が予想され又は発生したときは、病虫害発生予察情報に基づき、県、植物防疫協会、農業協同組合、農業共済組合等の協力を得て病虫害防除の指導徹底に当たる。

なお、病虫害発生予察情報は、県から町に伝達される。

イ 農薬の確保

農業協同組合及び農業経営者は、災害に備えて農薬を確保しておくものとするが、災害時に農薬が不足し確保できないときは、町は、県に確保あっせんを要請する。

ウ 防除器機具の整備

町は、病虫害防除機具の整備に努めるとともに、その整備について農業経営者等の指導に当たる。なお、町は、緊急防除に当たって器具が不足する場合でその地域において確保できないときは、県に応援を要請する。

(3) 肥料等の確保

町は、災害のため必要な肥料等が確保できないときは、県に確保あっせんを要請する。

2 畜産の応急対策

(1) 家畜の診療

町は、災害のため家畜飼育者が平常時の方法により家畜の診療を受けることができないときは、町において診療するものとする。なお、町において実施ができないときは、県に家畜の診療について要請する。

(2) 家畜の防疫

家畜の防疫対策については、家畜伝染病予防法の規定に基づき、県の指示に従って実施する。

(3) 家畜の避難

町は、災害の発生が予想され又は発生し、家畜を避難させる必要を認めたときには、県及び関係機関と連絡を密にし、その協力を得て家畜飼育者に家畜を避難させるよう指導する。

(4) 飼料等の確保

町は、避難家畜に対する飼料、藁等が現地において確保できないときは、県に確保あつせんを要請する。

(5) 青刈飼料等の対策

町は、飼料作物、牧草等が風水害により被害を受け、全壊又は回復の見込が少ない場合は、速やかに再播措置について指導する。一部分の被害で回復の見込みのある場合は、速効性の肥料を施用し、生育の促進をするよう指導する。

なお、災害時において飼料作物、牧草等の種子及び肥料を確保することができないときは、県に確保あつせんを要請する。

3 林地、林産物等の応急対策

(1) 林地の対策

町は、災害により発生した林地被害の復旧工事について、特に先行して施行する必要があるもの、又は公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置し難いものである場合、県にその緊急復旧を要請する。

(2) 一般林産物及び施設の対策

ア 被害木の処理

町は、県及び森林組合等と協力して、被害木の早期伐出について督励指導するとともに、被害木搬出等のため、労務、輸送の確保に努める。

イ 流木の防止

木材取扱者は、木材の流失による損害と流木による被害防止のため、流失のおそれのある場所への貯木を避け、又は出水により流失のおそれがあるときは木材を緊結する等貯木には十分の配慮をする。

第30節 公共施設の応急対策

災害時、各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行う。

1 道路施設の応急対策

(1) 応急対策

町は、災害発生後速やかに、あらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、その被害状況を調査し、災害の発生地域や被害状況を勘案したうえで、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

(2) 応援要請

町は、啓開作業を実施するに当たり、路上の障害物の除去が必要な場合には、警察署、自衛隊、建設業者等の協力を得て実施する。

2 河川施設の応急対策

町は、災害発生後直ちに河川施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努める。堤防施設等に被害を認めた場合は、その被害状況に応じた適切な応急対策に努める。

3 土砂災害防止施設の応急対策

(1) 土砂災害危険箇所の点検、状況把握

ア 町は、県と協力して、土砂災害危険箇所のパトロールを行い、土砂災害の発生の有無、土砂災害防止施設の被害状況を把握する。

イ 町は、がけ崩れ、地すべり等が発生した危険箇所の住民に対して、警戒避難体制をとるよう周知徹底を図る。

(2) 応急対策

ア 町は、被害が拡大しないよう、クラック、滑落のある箇所について、ビニールシートで覆う等応急処置を行う。

イ 被害が拡大するおそれがある箇所には、観測機器を設置し、異常が発生すれば避難指示を行うことのできる体制整備に努める。

4 治山施設の応急対策

(1) 応急対策

町は、林地崩壊、治山施設の被害状況の早期把握に努めるとともに、二次災害発生のおそれのある箇所の把握に努める。人家、公共施設等への二次災害のおそれが高く緊急に復旧を要する場合は、必要に応じて災害復旧に先立ち、応急復旧工事を実施する。

(2) 応援要請

町は、応急復旧のため、建設業者、森林組合等に対して応急資材の確保、出動を求める等

必要な処置をとる。

(3) 応急資材の確保

町は、生産設備や道路の不通等を想定して、地域で確保できる簡易な資材（木材等）の活用を考慮する。

5 公共建築物の応急対策

町庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設については、災害対策の指令基地や避難施設等の利用が想定される。このため、町は、施設及び施設機能の点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保に努める。

第31節 ライフライン施設の応急対策

電気、ガス、上下水道等のライフライン施設等に被害が発生すると、被災住民の生活に大きな混乱を生じるだけではなく、その後の復旧活動や経済活動にも支障をきたすことになる。また、医療活動を実施するうえにおいては、これらの提供は不可欠であり、優先的に供給する必要がある。このため、事業者間の広域的な支援体制の整備、復旧予定時期の目安を明示し、民心の安定のため防災関係機関・医療機関への優先的復旧を図る。

1 水道施設

(1) 緊急要員の確保

緊急要員の確保と情報連絡体制を整備する。

(2) 被害状況調査及び復旧計画の策定

水道施設の被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送・配水系統を考慮した復旧計画を作成する。

(3) 復旧用資機材業者及び指定給水装置工事事業者への協力要請

復旧用資機材の確保、復旧工事の実施について、災害時における協力に関する協定（資料 2－13 参照）に基づき、養老町水道設備協同組合に協力を要請する。

(4) 応急復旧の目標期間の設定

——《目標期間》——

- ア 3日まで：給水拠点による給水（1人1日30）
- イ 10日まで：幹線付近の仮設給水栓（1人1日200）
- ウ 21日まで：支線上の仮設給水栓（1人1日1000）
- エ 28日まで：仮配管による各戸給水や共用栓（1人1日2500）

(5) 県への応援要請

町による応急復旧が困難な場合は、岐阜県水道災害相互応援協定（資料 2－5 参照）に基づき県を通じて他の水道事業者に対し応援要請を行う。

(6) 重要施設への優先的復旧

防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

2 下水道施設

(1) 緊急要員の確保

町は、緊急要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて他の下水道事業者に応援を要請する。

(2) 被災状況の把握及び応急対策

下水道管理者は施設の被災状況を迅速かつ的確に把握し、災害応急対策を実施する。

3 電気施設

(1) 連絡調整

町は、災害時には電力会社から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努める。

(2) 応援要請

町は、二次災害防止と応急復旧への協力を電力会社及び電気工事関連団体に要請するとともに、住民への広報に努める。

4 鉄道施設

(1) 連絡調整

町は、災害時には関係鉄道事業者から被害状況、列車等の運行状況及び関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な伝達に努める。

(2) 応援要請

町は、二次災害防止と応急復旧への協力を鉄道事業者及び関連団体に要請するとともに、住民への広報に努める。また、バス代行輸送体制に関する現地情報を集約し、鉄道事業者及び他の道路管理者と連携し、生活交通を確保する。

5 電話（通信）施設

(1) 連絡調整

町は、災害時には電気通信事業者から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努める。

(2) 応援要請

町は、二次災害防止と応急復旧への協力を電気通信事業者及び関連団体に要請するとともに、住民への広報に努める。

6 放送施設

町は、災害時には放送事業者から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努める。

第32節 文教災害対策

第1 文教対策

災害時に、速やかに被災地の教育機能を回復するとともに、学校教育に支障を来さないように必要な措置を講ずる。

1 気象予警報等の把握、伝達

町教育委員会及び各施設管理者は、小・中学校等学校施設における災害対策実施のため、気象予警報等の把握に努める。なお、気象予警報等の伝達は、本章第7節「警報・注意報・情報等の受理・伝達」に基づき町に伝達されるため、町教育委員会は、必要な情報を各学校長に対し伝達する。

2 文教施設の応急対策

学校等の文教施設の災害時における応急対策等は、次に定めるところによる。

(1) 災害の防止対策

学校等は、災害が発生したときは、被害を未然に防止し、又はその拡大を防止するため、的確な判断に基づいて、直ちに補修、補強その他の対策をとる。

(2) 応急復旧等の措置

学校等は、文教施設等に被害を受け、業務の運営に支障を生じ、又はそのまま放置することが他に影響を及ぼし、被害が拡大するような場合は、速やかに関係機関と連絡協議のうえ、本格的復旧に先立って、必要限度の応急復旧を行う。

(3) 清掃等の実施

学校等は、学校が浸水した場合等には、直ちに清掃を行い、衛生管理と施設保全に万全を期す。

3 児童生徒等の安全確保

学校等は、本編第1章第22節「文教対策」により、災害発生に対してあらかじめ定められた計画に基づき、児童生徒等の保護に努める。

4 教育活動の早期再開

町教育委員会は、災害時において、教育活動の早期再開を期するため、次の措置を講ずる。

(1) 応急教育の実施

ア 災害時の授業に当たっては、教科書、学用品等の損失状況を考慮し、損失児童・生徒が負担にならないように留意する。

イ 教育の場が公民館等学校外施設によるときは、授業の方法、児童・生徒の保健等に留意する。

ウ 通学道路その他の被害状況に応じ、通学等に当たっての危険防止を指導し、徹底する。

エ 学校が避難所に利用される場合は、収容者あるいは児童・生徒に対し、それぞれ支障と

ならないよう十分徹底する。

オ 授業が不可能な事態が予想されるときは、勉学の方法、量等を周知徹底する。

カ 緊急休業その他の事態に備えてそれぞれの学校の実情に即した方法で学校と児童・生徒との連絡の方法、組織（子ども会等）の整備工夫をしておく。

キ 教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。公共交通の状況等によっては、オンライン授業の実施を検討する。

(2) 被害状況の把握及び報告

応急教育の円滑な実施を図るため、各学校等において、速やかに児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を把握し、教育委員会等に報告する。

(3) 教育施設の確保

教育施設の被災により、授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

ア 被害箇所及び危険箇所の応急修理

イ 公立学校の相互利用

ウ 仮設校舎の設置

エ 公共施設の利用

オ 上記によっても教育施設の確保が困難な場合は、二部授業等必要な措置の実施

(4) 応急教育についての広報

応急教育の開始に当たっては、開始時期、方法等について、児童生徒等や保護者等への周知を図る。

5 教員の確保

町教育委員会は、教職員が被災したことにより、通常の実施することが不可能となった場合、被災地周辺の教職員も含めて総合調整し、教職員の確保を図る。なお、確保が困難な時は、合併授業等必要な措置をとる。

6 児童生徒等に対する援助

(1) 学用品の給与等

町教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を調査する。調査の結果、学用品の確保が困難な場合には、県教育委員会に対してあつせんを要請する。

(2) 就学援助

町は、世帯が被災し、就学が困難となった児童生徒等に対し、就学奨励のための必要な援助を行う。

(3) 学校給食及び応急給食の実施

学校等は、学校給食の継続確保に努めるものとし、給食物資の確保について、必要な措置をとる。

(4) 防疫措置

学校等は、洪水等の災害時にあっては、児童生徒等の保健指導を強化する。また、感染症

の発生のおそれのあるときは、臨時に児童生徒等の健康診断を行い、患者の早期発見と早期処置に努める。

なお、児童生徒等に感染症が集団発生したときは、町、県、学校医等と緊密に連絡をとり、防疫措置に万全を期す。その他、防疫の実施については、本章第24節「防疫・食品衛生活動」の定めるところによる。

(5) 転出・転入の手続

町教育委員会は、児童生徒等の転出・転入について、状況に応じ、速やかかつ弾力的な措置をとる。また、転入学に関する情報及び手続等の広報に努めるとともに、窓口を設け、問い合わせに対応する。

(6) 心の健康管理

町教育委員会は、被災した児童生徒等及び救援活動に携わった教職員に対し、メンタルケアを必要とする場合、相談事業や研修会等を実施する。

7 その他

災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費は、災害救助法施行細則等による。

第2 文化財、その他の文教関係の対策

災害時における文化財その他文教関係の応急対策を行うため、必要な措置を講ずる。

1 被害報告

文化財、公民館その他社会教育施設等の管理者は、その施設に被害が発生したときには、被害の状況を町に報告する。

2 公民館その他社会教育施設の対策

町は、文化財、公民館その他社会教育施設等に災害が発生したときは、被害状況を県へ報告するとともに、被災施設の応急対策等を行う。なお、被災時において、公民館その他社会教育施設等は、災害応急対策のため（特に避難所、災害対策本部等）に利用される場合も少なくないため、その管理者は、その受入れ等について積極的に協力する。

3 文化財の対策

町は、被災文化財について、県文化財保護審議会委員等専門家の意見を参考にして、文化財的価値を可及的に維持するよう、所有者又は管理者に被害文化財個々について対策を指示し、指導する。

第33節 災害警備活動

様々な社会的混乱の中、地域住民の安全確保、各種犯罪の予防、取締り等を行い、被災地における治安維持を図るため、必要な措置を講ずる。

1 多様な手段による各種情報の収集と早期実態把握

- (1) 警備対策を的確に推進するために各種情報を積極的に収集し、被災状況、交通情報等の早期実態把握に努めるものとする。
- (2) 交番、駐在所、パトカー、白バイ等勤務員から情報収集するとともに、県警ヘリコプターを早期に出動させ、上空からの被害情報の収集に努めるものとする。

2 被災地、避難場所、重要施設等の警戒警備の強化

被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブルを防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、警戒員の配置、避難所等の定期的な巡回等を行うほか、状況によっては臨時交番を要請し、臨時困り事相談所等の開設をする。

3 不法事案等の予防及び取締り

犯罪情報の収集及び不穏動向を把握し、被災地において発生しがちな悪徳商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の予防及び取締りに重点を置くほか、住民等の居住地における混乱の発生防止、流言飛語の防止等の活動を積極的に行い、被災地の社会秩序の維持に努めるものとする。

また鉄砲火薬類の製造、販売業者及び所有者等に対し、窃盗、紛失等の事故のないよう厳重な保管指導に努めるものとする。

4 住民等による地域安全活動への指導、連携

地域の自主防災組織、防犯団体等の自主防犯活動が効果的に推進されるよう積極的な指導、支援に努めるとともに、警備業者に対して防犯活動の強化を要請するものとする。

第1節 航空災害対策計画

町内において、航空機の墜落事故により災害が発生した場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町、県、国と各レベルで、防災関係機関相互の連携を平常時から密にしておくことが必要である。

第1 災害予防計画

1 情報通信手段の整備

- (1) 災害時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。
- (2) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について、迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

2 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族等、旅客及び住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

第2 災害応急対策計画

1 情報通信の実施

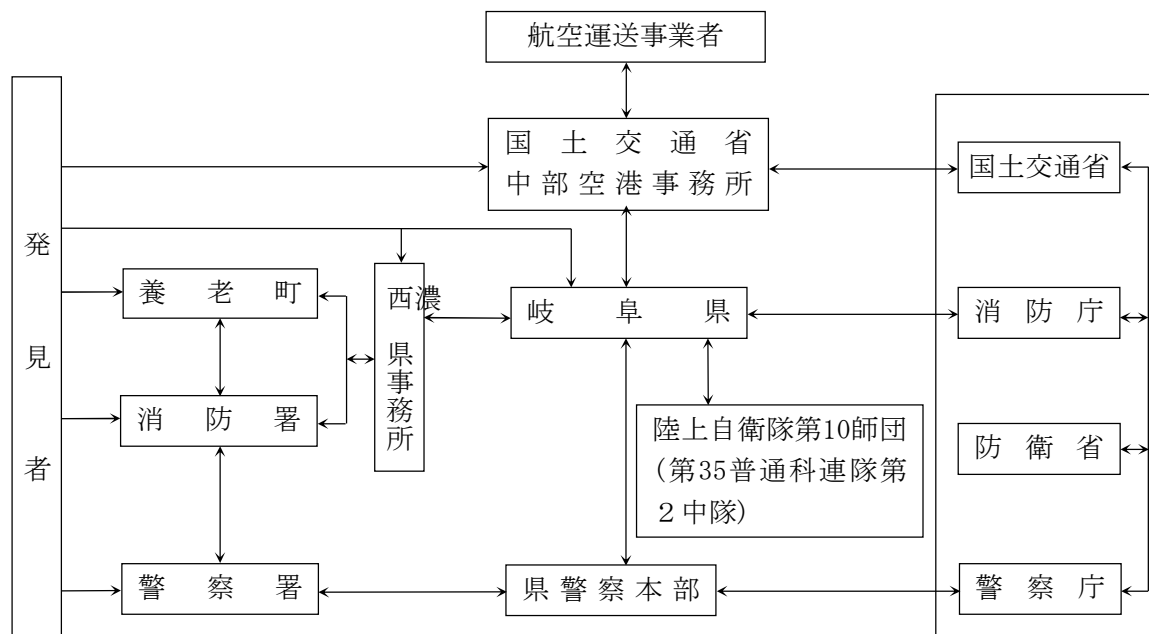
航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

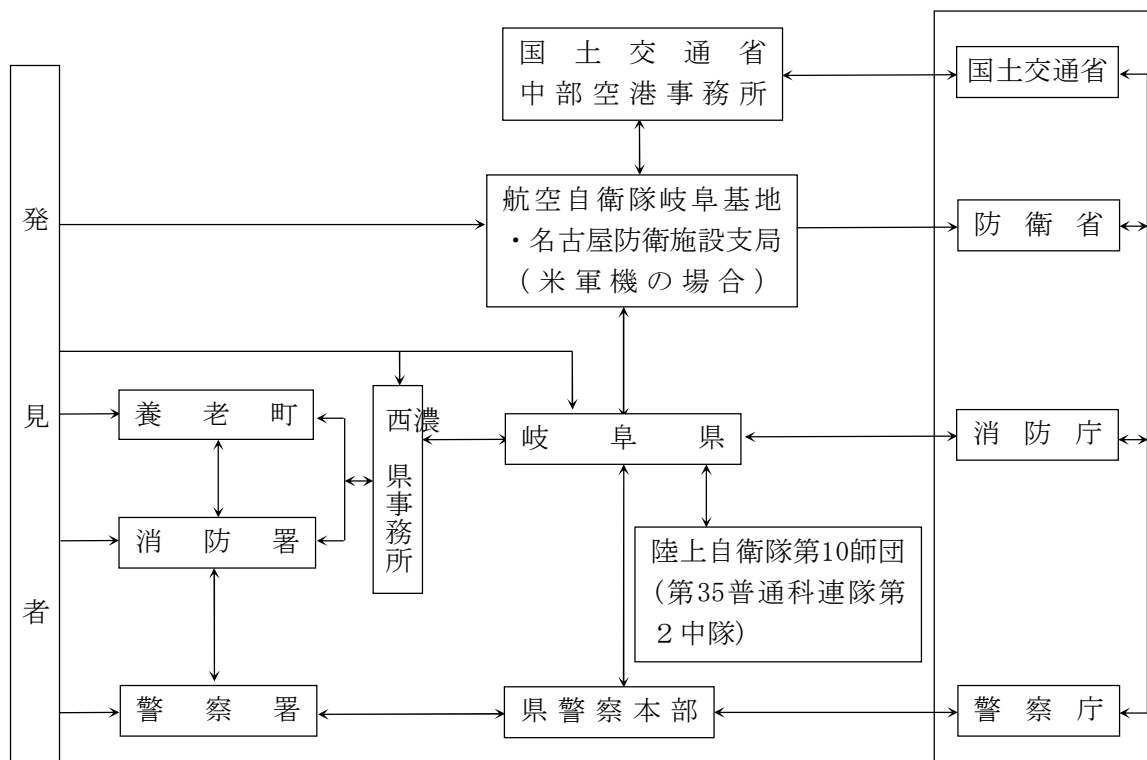
情報通信連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図

①民間航空機の場合



②自衛隊機・米軍機の場合



(2) 実施事項

災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に関係機関等に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等

を行う。

2 災害広報の実施

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、本編第2章第9節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 航空災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町の応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 旅客及び地域住民等への広報

報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ア 航空災害の状況
- イ 旅客及び乗務員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町の応急対策に関する情報
- オ 航空輸送復旧の見通し
- カ 避難の必要性など、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3 応急活動体制の確立

航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、本編第2章第1節「活動体制」の定めにより災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

4 救助・救急活動

航空災害時における救助・救急活動については、本編第2章第22節「救助活動」の定めるところにより実施する。また、乗客等の救助を要する場合は、各関係機関と協議して救助隊を編成し、救助に必要な資機材を投入して迅速に救助活動を実施する。

5 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、本編第2章第21節「医療・救護活動」の定めるところにより実施する。また、死傷者が発生した場合、医療機関、保健所等で編成する医療班を現地に派遣し、応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。

6 行方不明者の搜索及び遺体の收容等

本編第2章第23節「遺体の搜索・取り扱い・埋葬」の定めるところにより、行方不明者の搜

索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

7 交通規制の実施

本編第2章第5節「交通応急対策」の定めるところにより、警察等各関係機関と協力して、必要な交通規制を実施する。

8 自衛隊派遣要請

航空災害時における自衛隊派遣要請については、本編第2章第4節「自衛隊災害派遣要請」の定めるところにより実施する。

9 広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書」(資料2-1参照)に基づき、県及び他の市町村に対して応援を要請する。

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「鉄道災害」という。）が発生した場合に、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るとともに、輸送の確保を図るため、町は、県、国及び関係機関相互の連携を平常時から密にしておくことが必要である。

1 情報通信手段の整備

- ## 2 災害広報体制の整備

1 情報通信の実施

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統図

```

graph LR
    JR[鉄道事業者]
    Gifu[岐阜県]
    Gifu_Police[岐阜警察本部]
    Gifu_Police_Local[警察署]
    Gifu_Police_Local2[消防署]
    Gifu_Police_Local3[養老町]
    Gifu_Police_Local4[濃西]
    Gifu_Police_Local5[事務所]
    MTL[中部運輸局]
    National[国土交通省]
    National_Police[警察庁]
    National_Fire[消防庁]

    JR <--> MTL
    JR <--> Gifu_Police
    JR <--> Gifu_Police_Local
    JR <--> Gifu_Police_Local2
    JR <--> Gifu_Police_Local3
    JR <--> Gifu_Police_Local4
    JR <--> Gifu_Police_Local5
    JR <--> National_Police
    JR <--> National_Fire

    MTL <--> National
    MTL <--> Gifu
    MTL <--> Gifu_Police

    Gifu <--> Gifu_Police
    Gifu <--> Gifu_Police_Local
    Gifu <--> Gifu_Police_Local2
    Gifu <--> Gifu_Police_Local3
    Gifu <--> Gifu_Police_Local4
    Gifu <--> Gifu_Police_Local5

    Gifu_Police <--> National_Police
    Gifu_Police <--> National_Fire
    Gifu_Police <--> Gifu_Police_Local
    Gifu_Police <--> Gifu_Police_Local2
    Gifu_Police <--> Gifu_Police_Local3
    Gifu_Police <--> Gifu_Police_Local4
    Gifu_Police <--> Gifu_Police_Local5
  
```

- 405

災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に関係機関等に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報の実施

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、本編第2章第9節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 鉄道災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町の応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 旅客及び地域住民等への広報

報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ア 鉄道災害の状況
- イ 旅客及び乗務員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町の応急対策に関する情報
- オ 施設等の復旧の見通し
- カ 避難の必要性など、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3 応急活動体制の確立

鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、本編第2章第1節「活動体制」の定めにより災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

4 救助・救急活動

鉄道災害時における救助・救急活動については、本編第2章第22節「救助活動」の定めるところにより実施する。

5 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、本編第2章第21節「医療・救護活動」の定めるところにより実施する。

6 交通規制の実施

災害の拡大防止及び交通の確保のため、本編第2章第5節「交通応急対策」の定めるところ

により、警察等各関係機関と協力して、必要な交通規制を実施する。

7 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、本編第2章第4節「自衛隊災害派遣要請」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

8 広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書」(資料2-1参照)に基づき、県及び他の市町村に対して応援を要請する。

第3節 道路災害対策計画

道路構造物の被災又は道路における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や、消火活動等が必要とされる災害が発生した場合、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図る必要がある。

第1 災害予防計画

1 道路交通の安全のための情報の充実

町は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合には、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

2 道路施設等の整備

(1) 道路施設等の整備等

町は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努め、必要な施設の整備を図る。また、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

(2) 道路ネットワークの整備

町は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に図る。

3 道路啓開訓練の実施

国及び県は、市町村、県警察、消防、電線管理者等関係機関と連携の上、道路啓開訓練を実施し、災害時における実効性の向上に努める。

第2 災害応急対策計画

1 情報通信の実施

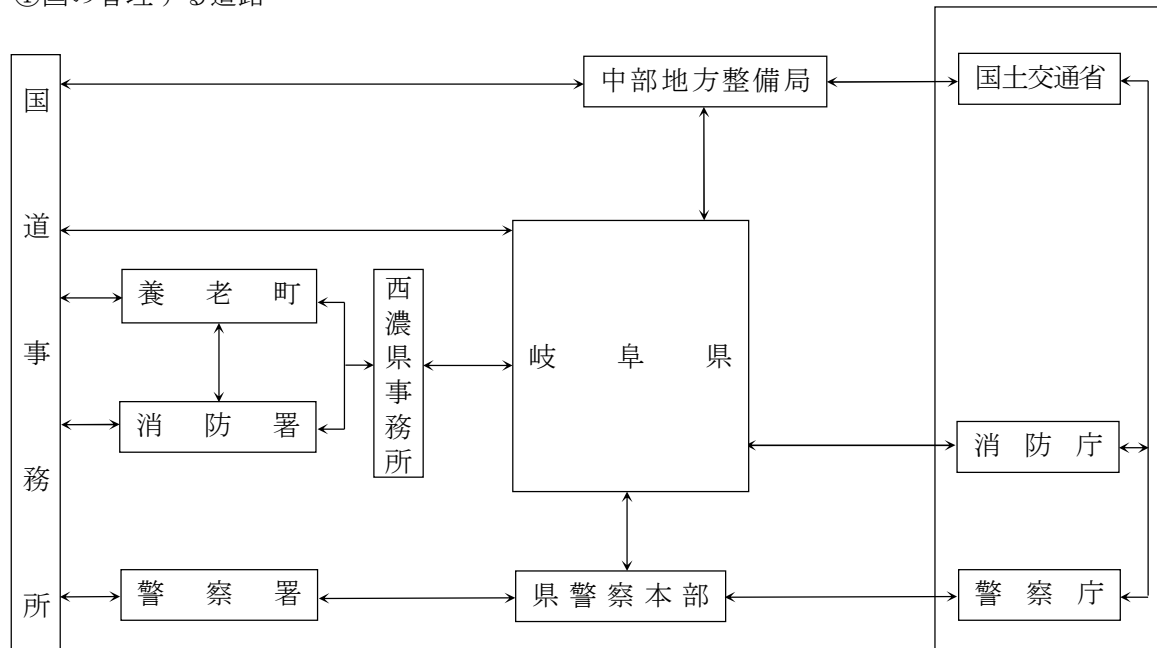
道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

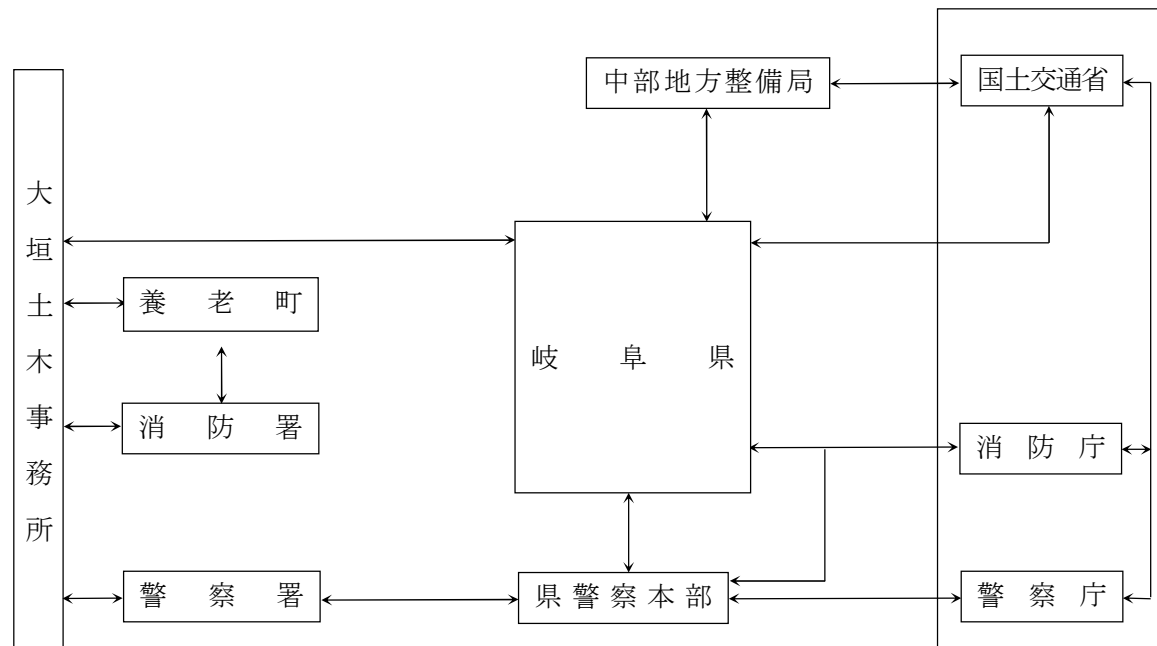
情報通信連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図

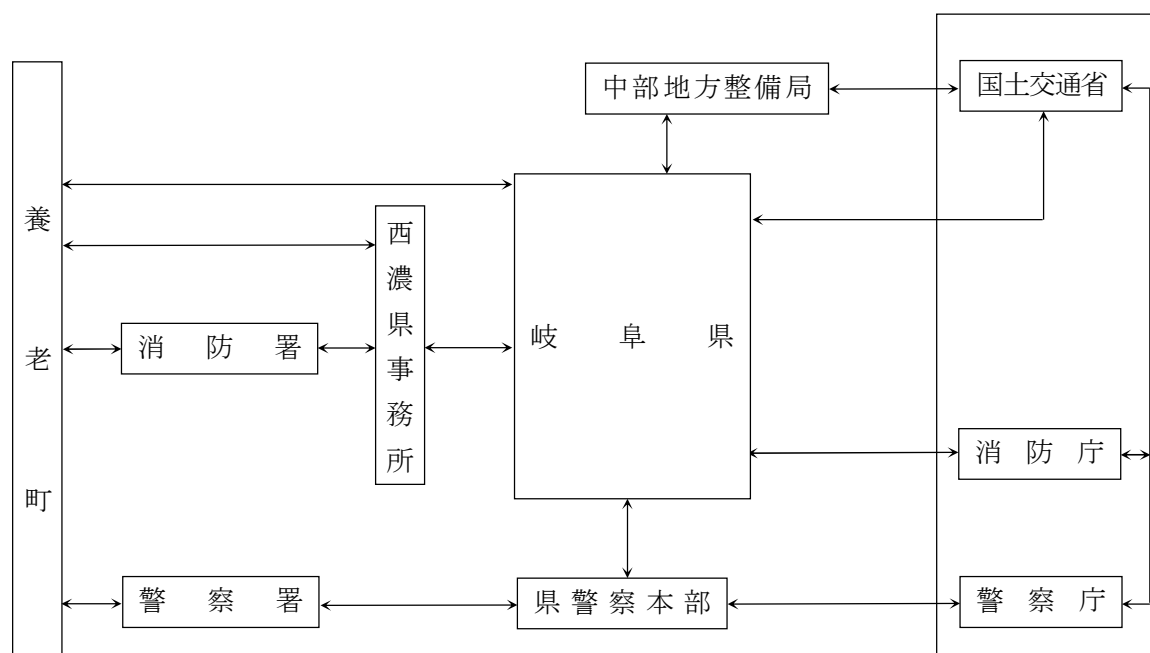
①国の管理する道路



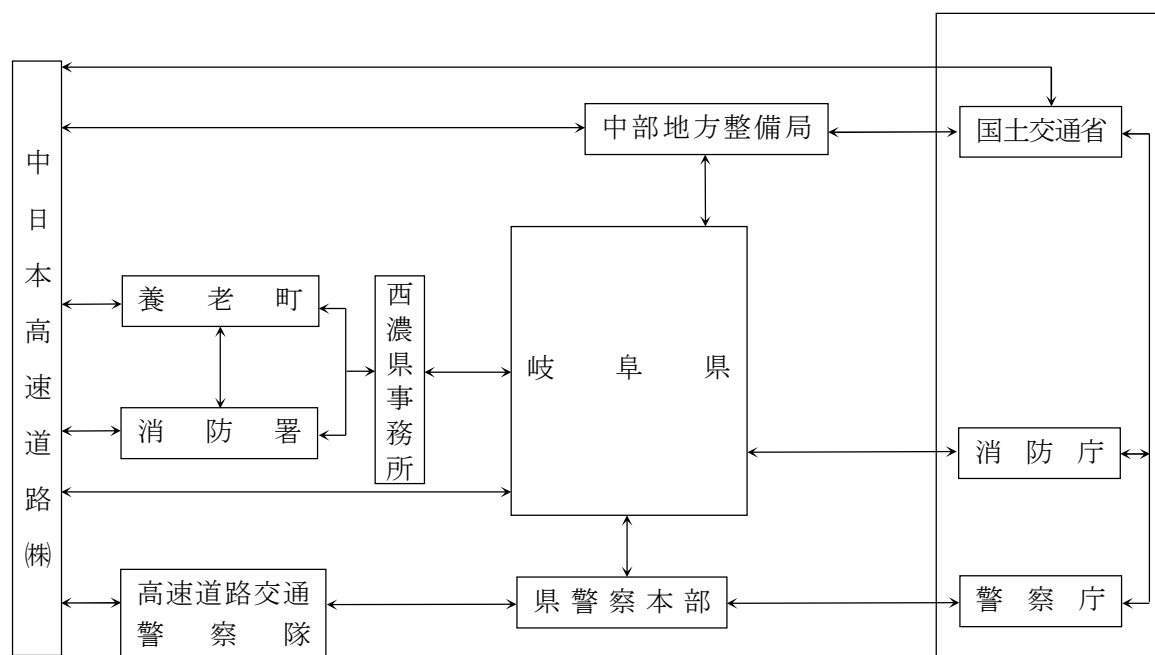
②県の管理する道路



③町の管理する道路



④中日本高速道路(株)の管理する道路



(2) 実施事項

災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報の実施

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、本編第2章第9節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 道路災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町の応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 道路利用者及び地域住民等への広報

報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ア 道路災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町の応急対策に関する情報
- オ 施設等の復旧の見通し
- カ 避難の必要性など、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3 応急活動体制の確立

道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、本編第2章第1節「活動体制」の定めにより災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

4 救助・救急活動

道路災害時における救助・救急活動については、本編第2章第22節「救助活動」の定めるところにより実施する。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、本編第2章第21節「医療・救護活動」の定めるところにより実施する。

6 交通規制の実施

道路災害時における交通規制については、本編第2章第5節「交通応急対策」の定めるところによる。

7 危険物流出対策

道路災害により危険物の流出が認められたときは、関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

8 道路施設、交通安全施設の応急復旧活動

町は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

9 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、本編第2章第4節「自衛隊災害派遣要請」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

10 広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書」(資料2-1参照)に基づき、県及び他の市町村に対して応援を要請する。

11 交通マネジメント

町は、渋滞緩和や交通量抑制などの交通システムマネジメント及び交通需要マネジメント施策の包括的な検討・調整等が必要と認めたときは、「岐阜県災害時交通マネジメント検討会」の開催を県に要請することができる。

第4節 危険物等災害対策計画

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩・流出、火災、爆発等により、死傷者が多数発生するなどの災害（以下「危険物等災害」という。）が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、周辺住民等に被害を及ぼさないよう努める。

第1 災害予防計画

1 危険物施設等の把握

消防本部は、火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。町内の危険物施設等については、資料10－1参照のこと。

2 危険物等関係施設の安全性の確保

(1) 危険時の通報

危険物等の貯蔵・取扱事業者は、その施設において危険物等の流出、火災、その他の事故が発生したときは、災害を防止するための応急措置を講ずるとともに、直ちにその旨を消防本部及び警察署に通報する。

(2) 緊急措置

消防本部は、災害の発生防止のため、緊急の必要があるときは、危険物等の使用を停止し、又は危険物等の取扱いを制限し、若しくは変更を命ずる。

(3) 規制、立入検査等

消防本部は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努める。
消防本部は、予防規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進する。

(4) 教養、指導

消防本部は、危険物等の貯蔵・取扱事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関連施設における保安体制の強化を図る。

(5) 安全性の向上

消防本部は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、必要な再発防止対策を講じることにより、危険物等関係施設の安全性の向上に努める。

3 情報通信手段の整備

(1) 災害時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。

(2) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情

報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

4 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族及び住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

5 危険物等の輸送対策（移送、移動も含む。）

消防本部は、危険物等の運搬等について、容器、積載の方法等についての基準の厳守を指導強化するとともに、イエローカード携行の普及を推進する。また、車両火災の予防等について指導する。

6 消火活動体制の整備

消防本部は、平常時から消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、多様な消防水利の確保、消防体制の整備に努める。また、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努める。

7 危険物等の流出時における防除活動体制の整備

町及び消防本部は、危険物等が流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるとともに、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。また、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

8 防災業務関係者の安全確保

消防本部は、応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。

9 防災訓練の実施

- (1) 町及び消防本部は、様々な危険物等災害を想定し、より実践的な消火、救急・救助等の訓練を実施する。また、県、県警察、自衛防災組織、地域住民等と相互に連携した訓練を実施する。
- (2) 消防本部は、訓練を行うに当たっては、危険物等災害及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等、様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2 災害応急対策計画

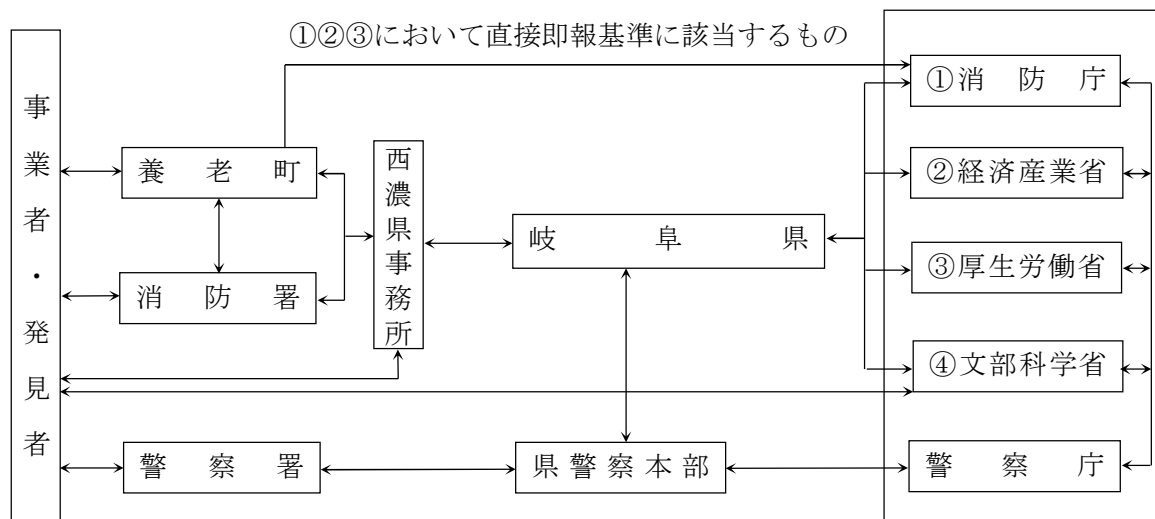
1 情報通信の実施

危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



〔①危険物、②火薬類、高圧ガス、③毒物劇物、④放射性物質による災害時
②③④の場合にも必要に応じ、消防庁へ連絡する。〕

(2) 実施事項

災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に関係機関等に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報の実施

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、本編第2章第9節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 危険物の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等の情報
- オ 町の応急対策に関する情報
- カ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報

ウ 危険物の種類、性状など人体・環境に与える影響

エ 医療機関等の情報

オ 町の応急対策に関する情報

カ 避難の必要性など、地域に与える影響

キ その他必要な事項

3 応急活動体制の確立

危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、本編第2章第1節「活動体制」の定めにより災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

4 災害の拡大防止活動

- (1) 危険物等取扱事業者は、危険物等災害時に的確な応急点検、応急措置等を講ずるものとする。
- (2) 消防本部は、危険物等災害時に危険物等の流出、拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

5 避難措置

町は、関係機関と協力し、人命の安全を確保するため、本編第2章第14節「避難対策」の定めるところにより、爆発性、引火性、有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

6 救助・救急活動

危険物等災害時における救助・救急活動については、本編第2章第22節「救助活動」の定めるところにより実施する。

7 医療救護活動

危険物等災害時における医療救護活動については、本編第2章第21節「医療・救護活動」の定めるところにより実施する。

8 消火活動

消防本部は、「養老町消防計画」等の定めるところにより、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

9 交通規制の実施

危険物等災害時における交通規制については、本編第2章第5節「交通応急対策」の定めるところにより実施する。

10 危険物等の流出に対する応急対策

- (1) 危険物等が河川等に排出された場合は、災害の原因者等は防除措置を講ずる。
- (2) 町・消防本部及び警察は、危険物等が河川等に流出した場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。
- (3) 町は、危険物等が河川等に流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。なお、その際、関係行政機関等からなる各水系の水

質汚濁防止連絡協議会の活用など、既存の組織を有効に活用し、迅速に対応する。

- (4) 防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

11 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、本編第2章第4節「自衛隊災害派遣要請」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

12 広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「岐阜県広域消防相互応援協定書」（資料2－3参照）、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書」（資料2－1参照）に基づき、県及び他の市町村に対して応援を要請する。

第5節 林野火災対策計画

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがある。また、発生原因のほとんどが人為的なものによることから、町は、関係機関等とそれぞれ相互に協力し、林野火災を未然に防止するため、必要な予防対策を実施するとともに、気象状況等により、林野火災発生のおそれがある場合においては、広報等により住民等の注意を喚起する。

また、林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて、広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

このほか、林野火災により荒廃した箇所において、二次災害の防止を図る。

第1 災害予防計画

1 林野火災に強い地域づくり

(1) 町は、地域の特性に配慮しつつ、林野火災特別地域対策事業計画を作成し、消防施設設備の整備等の事業を推進する。事業計画に定める事項は次のとおりである。

- ア 防火思想の普及宣言、巡視、監視等林野火災の予防に関する事項
- イ 火災予防上の林野管理に関する事項
- ウ 消防施設等の整備に関する事項
- エ 火災防ぎょ訓練に関する事項
- オ その他林野火災の防止に関する事項

(2) 必要な地域に防火林道、防火森林の整備等を実施する。

(3) 火災警報発令時の火の使用制限の徹底を図るとともに、多発危険期等における巡視及び監視等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行うものとする。なお、火災警報が発令された場合、町及び林野の所有（管理）者は、町火災予防条例の定めるところによりおおむね次のとおり火の使用制限を行う。

- ア 山林、原野において火入れをしないこと。
- イ 煙火を消費しないこと。
- ウ 屋外においてたき火をしないこと。
- エ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙しないこと。
- オ 残火（たばこの吸いがらを含む。）、取灰又は火粉を始末すること。
- カ 山小屋などにおいて裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

(4) 林野の所有（管理）者、地域の森林組合等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努めるものとする。

2 防災知識の普及

- (1) 町は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いによるものであることにかんがみ、山火事予防期間、林野火災予防運動等を通じて、林野火災に対する県民の防火意識の高揚を図るとともに、林業従事者、林野周辺住民、ハイカーなどの入山者等への啓発を実施する。

なお、住民等への啓発は、多発危険期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向に十分留意する。媒体については、おおむね次のものを利用する。

- ア 展覧会、講演会開催等による方法
- イ 映画、スライド等映写による方法
- ウ 標識板、ポスターの掲示、パンフレット等の配布による方法
- エ 学校、諸団体等への宣伝委嘱の方法
- オ 林業従事者等を対象にした講演会を行う方法
- カ 林野火災の訓練、演習を通じて行う方法

- (2) 町は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、標識板、立看板の設置や防火水槽を設置するなど防火思想の普及と初期消火に対応するための施設の配備を促進する。

3 消火活動体制の整備

- (1) 消防本部は、防火水槽、貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。
- (2) 町は、ヘリコプターによる空中消火を推進するため、ヘリポート等の活動拠点及び資機材の整備を図る。
- (3) 消防本部は、平常時から消防団及び自主消防組織等の連携強化を図り、消防体制の整備に努める。
- (4) 消防本部は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

4 情報通信手段の整備

- (1) 災害時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。
- (2) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

5 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族及び住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

6 防災訓練の実施

- (1) 消防本部は、県、他の消防機関、森林組合、民間企業、地域住民等と連携して、様々な林野火災を想定し、より実践的な消火、救急・救助等の訓練を実施する。
- (2) 訓練を行うに当たっては、林野火災及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

7 住民の防災活動の環境整備

消防本部は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設装備の充実、青年層や女性の団員への参加促進等消防団の活性化を促進し、その育成を図る。

また、林野火災の予防活動については、地域住民や林業従事者等の協力が不可欠であり、住民や事業所等の自主防災活動を育成、助長する。

第2 災害応急対策計画

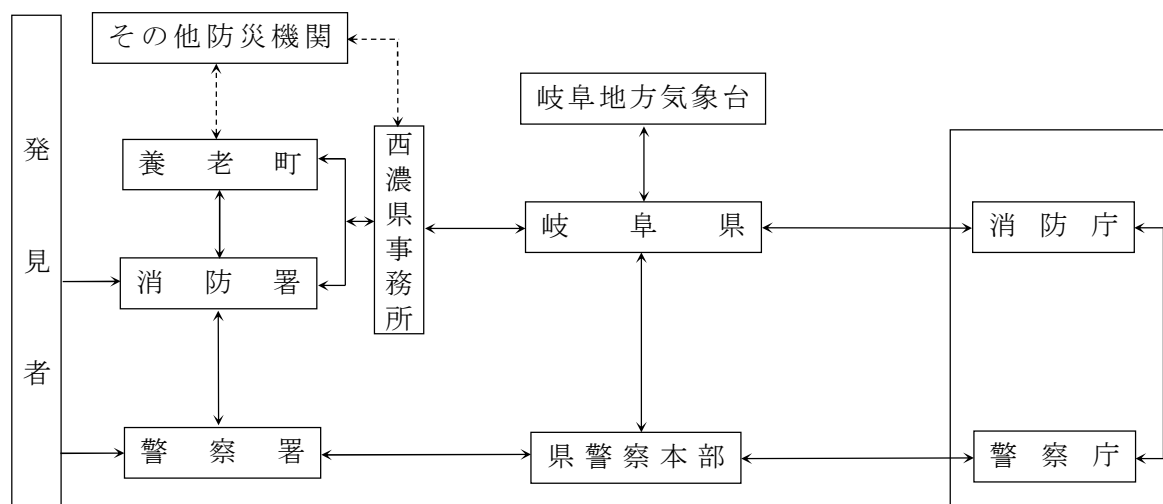
1 情報通信の実施

林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



※ ←-----→ 必要に応じ連絡

(2) 実施事項

災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に関係機関等に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報の実施

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、本編第2章第9節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町の応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町の応急対策に関する情報
- オ 避難の必要性など、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制の確立

林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、本編第2章第1節「活動体制」の定めにより災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

4 避難措置

町は、関係機関と協力し、人命の安全を確保するため、本編第2章第14節「避難対策」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

5 救助・救急活動

林野火災発生時における救助・救急活動については、本編第2章第22節「救助活動」の定めるところにより実施する。

6 医療救護活動

林野火災発生時における医療救護活動については、本編第2章第21節「医療・救護活動」の定めるところにより実施する。

7 消火活動

- (1) 消防本部は、「養老町消防計画」等の定めるところにより、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、林野火災防御図の活用等を図りつつ、効果的な消火活動を実施するとともに、時期を失することなく、近隣市町村に応援要請を行うなど、早期消火に努める。
- (2) 住民、自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

8 交通規制の実施

林野火災時における交通規制については、本編第2章第5節「交通応急対策」の定めるところにより実施する。

9 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、本編第2章第4節「自衛隊災害派遣要請」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

10 広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「岐阜県広域消防相互応援協定書」（資料2－3参照）、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書」（資料2－1参照）に基づき、県及び他の市町村に対して応援を要請する。

11 二次災害の防止活動

- (1) 林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。
- (2) 町は、県と連携し、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防施設、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行う。

第6節 大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町は、防災関係機関と連携して、適切かつ迅速な防災活動の実施に努める。

第1 災害予防計画

1 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強いまちの形成

町は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市整備施設の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地地区画整理事業、市街地開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震、不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図る。

(2) 火災に対する建築物の安全化

ア 消防用設備等の整備、維持管理

町及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

イ 建築物の防火管理体制

町及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

ウ 建築物の安全対策の推進

- (7) 町は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適正な維持保全及び必要な防災改修を促進する。
- (4) 町及び事業者等は、高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図る。

2 情報通信手段の整備

- (1) 災害時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。
- (2) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

3 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族及び住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

4 消火活動体制の整備

消防本部は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、平常時から消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

第2 災害応急対策計画

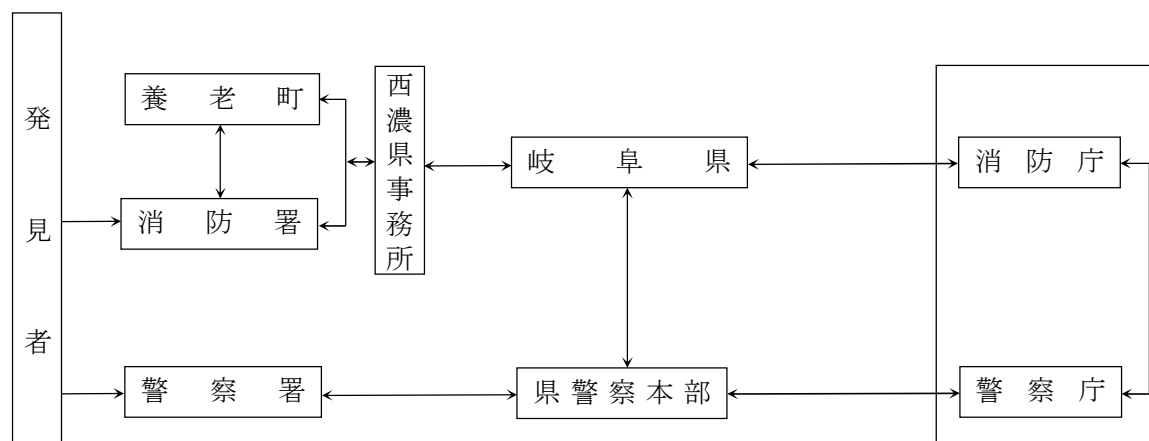
1 情報通信の実施

大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



(2) 実施事項

災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に関係機関等に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報の実施

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民

等に対して行う災害広報は、本編第2章第9節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町の応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町の応急対策に関する情報
- オ 避難の必要性など、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制の確立

大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、本編第2章第1節「活動体制」の定めにより災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

4 避難措置

町は、関係機関と協力し、人命の安全を確保するため、本編第2章第14節「避難対策」の定めるところにより、爆発性、引火性、有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

5 救助・救急活動

大規模な火事災害時における救助・救急活動については、本編第2章第22節「救助活動」の定めるところにより実施する。

6 医療救護活動

大規模な火事災害時における医療救護活動については、本編第2章第21節「医療・救護活動」の定めるところにより実施する。

7 消火活動

消防本部は、「養老町消防計画」等の定めるところより、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

8 交通規制の実施

大規模な火事災害時における交通規制については、本編第2章第5節「交通応急対策」の定めるところにより実施する。

9 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、本編第2章第4節「自衛隊災害派遣要請」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

10 広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「岐阜県広域消防相互応援協定書」（資料2－3参照）、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書」（資料2－1参照）に基づき、県及び他の市町村に対して応援を要請する。

第3 災害復旧・復興対策計画

大規模な火事災害により、地域の壊滅又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、本編第4章「災害復旧計画」により、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第7節 大規模停電対策計画

町は、大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、事前の防止対策や代替電源の確保等を行う。

また、大規模かつ長期停電が生じた場合には、混乱の防止を図るため、正確な情報の提供等の応急対策を実施する。

第1 災害予防計画

1 事前防止対策

町は、電気事業者と連携し、倒木や電柱の倒壊に伴う断線や道路の不通箇所の発生等により停電が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採等の対策を実施する。

2 代替電源の確保

- (1) 町は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料の備蓄や燃料供給体制を構築する。
- (2) 町は、重要施設等の停電時に、優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう、あらかじめ関係機関や民間事業者と当該施設に関する情報の共有を図る。

第2 災害応急対策計画

1 広 報

町及び電気事業者は、住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、住民等に役立つ次の情報について、ホームページやSNS等により提供する。また、情報提供は、多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮する。

- (1) 停電及び停電に伴う災害の状況
- (2) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (3) 停電の復旧の見通し
- (4) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (5) 携帯電話等の充電可能な施設等の情報
- (6) その他必要な事項

2 応急対策

町は、関係機関と連携し、停電の状況に応じて活動体制を確立し、必要な応急対策を実施する。また、関係機関と復旧計画等の情報共有を図る。

3 電力供給

電気事業者等は、県及び町等と協議のうえ、重要施設や避難所等について、電源車や電気自動車等による緊急的な電力供給を行う。

4 通信機器等の充電対策

町及び防災関係機関は、必要に応じて、被災者に対して次の対策を実施する。

- (1) 庁舎や管理施設等の開放による電源の提供
- (2) 民間事業者等との連携によるスマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等に係る充電機器等の提供・貸与

第1節 復旧・復興体制の整備

被災地の復旧・復興については、被災者の生活再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

被災地の復旧・復興に当たっては、地域住民の意向を尊重するとともに、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。あわせて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

1 迅速な現状復旧

- (1) 町は、発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。
- (2) 町は、著しく異常かつ激甚な災害（国において緊急災害対策本部が設置された災害。以下「特定大規模災害」という。）等を受け、円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、県に対し、工事の実施を要請する。

2 復旧・復興の基本方針の決定

- (1) 基本方針の決定

町は、大規模災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた具体的な指針、基本目標等を検討するとともに、その推進のための体制を整備する。
- (2) 復旧・復興計画の策定

ア 町は、被災の状況、地域の特性及び関係公共施設管理者等の意向を勘案しつつ、復旧・復興計画を作成する必要があると判断した場合には、住民の意向を尊重しつつ、可及的速やかに計画を策定するとともに、地域住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

イ 町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

3 人的資源等の確保

災害復旧・復興対策を実施するためには、通常業務に加え、長期間にわたる膨大な業務の執行が必要になることから、町は、不足する職員を補うため、必要に応じて、県及び他の市町村

等に職員の派遣その他協力を求める。

県は、県及び市町村の被災施設について、復旧工法の早期立案を支援するため、県土木技術職員ＯＢで組織するボランティア団体「災害復旧支援隊（ＤＲＳ）」を被災地へ派遣する。

４ その他

町は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

第２節 公共施設及び公共事業等の災害復旧

道路、橋りょう、河川等の公共施設は、社会活動を営む上で重要であり、災害による損壊の場合、救助活動及び救援救護活動等に重大な支障が発生するため、社会的基盤である公共施設等の迅速な機能回復と二次災害防止対策が必要である。町は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、公共施設等の復旧に当たっては、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努めると同時に被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討する。

１ 基本的手順

公共施設、公益事業等施設管理者は、次のとおり災害復旧を行う。

(1) 調査分析

応急復旧工事終了後、施設について被災原因、被害の程度等についての調査分析

(2) 災害復旧計画の策定

調査分析の結果に基づく、災害復旧事業計画の策定及び再度の災害の防止を図るために必要な新設、改良を組み入れた再度災害防止事業計画の策定

(3) 優先順位の策定

被災の程度、復旧の難易度等を勘案した復旧効果の高いものからの優先順位の策定

(4) 協力体制

関係機関の応援協力による災害復旧工事等に必要な技術者等の確保

２ 公共土木施設の災害復旧

土木施設管理者は、公共土木施設の災害発生による復旧について、被災施設の原形復旧に併せて、再度の災害防止の観点から、必要な施設の改良又はより優れた施設の新設等を考慮して復旧する等、被害の程度を検討して将来の災害に備える計画とする。

(1) 対象施設

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による対象施設は、河川・道路・下水道などであり、災害復旧事業費の一部は国の負担となり、一定の要件を満たす災害復旧に国の負担率の嵩上げがある。

また、街路・公園・排水施設等の都市施設は、国庫負担法対象外であるが、災害復旧として予算補助がなされる。

3 激甚災害に関する対応計画

町は、甚大かつ広範囲に及ぶと思われる被害に対し、早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ国の支援が不可欠であることから、激甚法に基づく激甚災害の早期指定を受けるため、早急な被害情報の収集や早期指定に向けた国への働きかけを行う。

このため、被害状況の収集に努め、県と連携して国に働きかける。

4 激甚災害に係る財政援助措置の対象

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障がい者更生援護施設災害復旧事業
- ケ 知的障がい者更生（援護）施設災害復旧事業
- コ 女性保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業 公共的施設区域内 公共的施設区域外
- セ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還機関等の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 中小企業者に対する商工組合中央金庫に対する特例
- (4) その他の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 水防資機材費の補助の特例
 - オ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - カ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
 - キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

5 暴力団等の排除活動

- (1) 復旧・復興事業からの暴力団排除

町は、復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。
- (2) 公の施設からの暴力団排除

町は、被災者支援施策として町が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

第3節 被災者の生活確保

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる。

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

1 生活相談

- (1) 町は、被災者のための相談窓口を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施する。
- (2) 町は、町外から避難してきた被災者及び町外に避難した被災者に対しても、県、従前の居住地であった市町村及び避難先の都道府県・市町村と連携・協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

2 個人被災者への資金援助等

(1) 被災者生活再建支援金（資料1－6）

被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）に基づき、県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、自立した生活を開始するために必要な経費に充てるため、被災者生活再建支援金を支給する。（支給事務については、県から事務の全部の委託を受けて、被災者生活再建支援基金部（以下「基金」という。）が行う。）

町は、支援法第4条に基づき、基金から委託をされた場合は、申請書の審査・とりまとめ等、支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう、県と連携を図りながら事務を行う。

(2) 災害弔慰金及び災害障がい見舞金

ア 災害弔慰金

町は、条例の定めるところにより、災害により死亡した住民の遺族に対し支給する。

イ 災害障がい見舞金

町は、条例の定めるところにより、災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対し支給する。

(3) 災害資金・住宅資金等の貸付

ア 低所得世帯に対する災害援護資金又は生活福祉資金の貸付

イ 母子世帯に対する母子福祉資金の貸付

ウ 寡婦世帯に対する寡婦福祉資金の貸付

- エ 労働金庫会員又は会員を構成するものへの労働金庫からの生活資金の貸付
- オ 住宅を失い又は破損した者に対する住宅金融支援機構からの貸付
- (4) 非常即時払い等
 - ア 郵便貯金、年金、恩給等について、一定の金額の範囲内における非常即時払い
 - イ 保険料、保険・年金貸付金の非常即時払い
 - ウ 保険料、年金掛金の特別振込等の非常取扱い
 - エ 預金通帳等を紛失した預貯金の便宜払戻し
 - オ 定期預金、定期積金等の期間前払戻し又は預貯金を担保とする貸付等
 - カ 損害日本銀行券及び補助貨幣の引換えについての必要な措置
- (5) 町長見舞金

災害により被害を受けた世帯に対して、町長見舞金を支給する。

 - ア 適用する災害

災害の種別、災害の条件は異なるが、被害が甚大で災害救助法を適用したとき、又は適用を受けたときのほか、町長が必要と認めたときとする。
 - イ 見舞金額

見舞金は、おおむね次の範囲内で町長が決定した額とする。

(7) 住家を全失した世帯……………	1 世帯	50,000円
(4) 住家を半失した世帯……………	1 世帯	30,000円
(7) 床上浸水した世帯……………	1 世帯	10,000円
(エ) 死亡者（遺族に）……………	1 人	50,000円
(カ) 重傷者……………	1 人	20,000円

3 り災証明書の交付

- (1) 町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に「罹災証明書」（様式3－2）を交付する。
- (2) 住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。
- (3) 災害時の混乱等により前記様式による証明書の交付ができない場合は、とりあえず「仮り災証明書」（様式3－4）を作成交付する措置をとり、後日速やかに「り災証明書」と取り替える。
- (4) 本証明書の発行に当たっては、次の点に留意を要する。
 - ア 本証明書の交付は、り災者にとっては本救助のみでなく、以降種々の問題に影響を与えるものであるから、慎重を期する。
 - イ 本証明書は、り災台帳と照合し、発行に当たっては契印をする等発行の事実を判然とし、重複発行（仮証明書と本証明書の重複を含む）を避けるよう留意する。
 - ウ 本証明書は、救助用物資支給前に発行し、物資の給与等に当たってはその提示を求めるようにする。

エ 住家に被害を受けたため現住所に居住することができず一時縁故先等に避難（旅行）する者から要請があったときは、「り災者旅行証明書」（様式3－3）を作成し交付する。

4 り災者台帳の作成

- (1) 町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した「り災者台帳」を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。
- (2) り災者台帳が災害時の混乱等により作成が遅れる場合においては「住家等一般被害調査表」（様式1－7）又は「救助用物資割当台帳」（様式8－3）をもって一時的に代用する。
- (3) 作成に当たっては「被害状況調査表」に基づくほか、住民登録、食料配給事務等の係と連絡し、正確を期する。
- (4) 「り災者台帳」は、救助その他の基本となるものであり、また、世帯別救助等の実施記録となるものであるから、救助実施状況等をできる限り具体的に記録し、整備保管しておく。
- (5) 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

5 被災者生活の再建支援

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また、県は、町の活動の支援に努める。

6 租税の徴収猶予及び減免

町は、被災者に対する町税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定する。

7 働く場の確保

- (1) 町は、被災者の雇用に関する相談について、県に対する要望措置等の必要な計画を策定しておく。
- (2) 町は、県と連携し、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。

8 生活保護制度の活用

町は、生活に困窮し、生活保護を必要とする世帯に対しては、民生委員と連絡を密にし、速やかに生活保護法を適用する。

9 生活必需品、復旧資機材等の供給確保

町は、県及び関係機関と連携し、被災地域において住民の不安と動揺を沈静化し、生活秩序の回復と復興を着実にしていくためにも、生活必需品、復旧用建築資機材等の基礎的な財・サービスの供給の確保を図るとともに、物資の需給・価格動向を調査監視し、物価の安定を確保していく。

第４節 被災中小企業の振興

被災中小企業の自立を支援し、財政支援により早急な再建への道を開くことが必要で、町その他の関係機関は、被災中小企業者について、その被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。また、被災中小企業者の利便を図るために必要な相談窓口の開設、チラシ、パンフレット等の作成配布、広報等を行う。

１ 被災中小企業の自立支援対策

町、その他関係機関は、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行い、被災中小企業の自立を支援する。

また、町は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

- (1) 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の貸付条件の緩和措置
- (2) 再建資金の借入れによる債務の保証に係る中小企業信用保険について別枠の付保限度の設定、てん保率の引上げ及び保険率の引下げ
- (3) 災害を受ける以前に貸付を受けたものについての償還期間の延長等の措置
- (4) 事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する費用についての補助
- (5) 貸付事務等の簡易迅速化
- (6) 被災関係手形につき呈示期間経過後の交換持出し、不渡処分の猶予等の特別措置
- (7) 租税の徴収猶予及び減免
- (8) 労働保険料等の納付の猶予等の措置
- (9) その他各種資金の貸付け等必要な措置

第5節 農林漁業関係者への融資

被災農林漁業者の施設の災害復旧及び経営の安定を図ることが必要で、町及びその他関係機関は、次の事項について災害の規模に応じて必要な措置を講ずるとともに、被災者の利便を図るために必要な相談窓口の開設、チラシ、パンフレット等の作成配布、広報等を行う。

1 災害関連資金の融資等

町、その他の関係機関は、農林漁業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、日本政策金融公庫資金等の円滑な融通、既借入金の償還猶予等の措置を行うとともに、農林漁業者へ資金の周知、資金相談対応を行う。

- (1) 天災融資法による資金
- (2) 農業災害緊急支援資金
- (3) 農業災害緊急支援特別資金
- (4) 農林漁業セーフティネット資金
- (5) 農業経営基盤強化資金ほか
- (6) 農業基盤整備資金
- (7) 農林漁業施設資金
- (8) 林業基盤整備資金